

日本一の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けられるために

第4期（R2～R5）Ver.3

令和4年3月24日 高知県



第4期「日本一の健康長寿県構想」バージョン3

高知県が目指す姿は、

「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」です。

本県では、平成22年2月に「日本一の健康長寿県構想」を策定し、保健・医療・福祉の各分野の課題解決に真正面から取り組んできました。

これまでの取組により、それぞれの分野において一定の成果が現れていますが、県民の皆さまの生活の質をさらに向上し豊かにしていくため、これまでの取組を一層深化、発展させることを基本としながら、より数値目標を明確にすることに意を用いて、令和2年3月に第4期「日本一の健康長寿県構想」を策定しました。

第4期構想では、より骨太に、かつ挑戦的に対策を講じていくため、大きく3つの柱を設定し、目指す姿の実現に向けて全力で取組を進めています。

第4期「日本一の健康長寿県構想」の3つの柱と数値目標

◆本県が抱える根本的な課題を解決するために、新たに3つの柱を設定し4年後に目指す数値目標をより明確にして対策を推進します。

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

健康寿命（H28年→R5年） 男性71.37年→73.02年（1.65年以上の延伸）
女性75.17年→76.05年（0.88年以上の延伸）

II 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

居宅介護支援利用者の平均要介護度（R1年度→R5年度） 2.095→2.200

III 子どもたちを守り育てる環境づくり

高知県が安心して結婚、妊娠・出産、子育てできるような社会になっている
（R1年度→R5年度） 28.1%→45.0%

◆PDCAサイクルによる検証を通じて、各施策を毎年度バージョンアップします。

そして、令和4年3月に、

第4期構想で掲げる目指す姿の実現に向けて、これまでの成果と課題を検証した上で、3つの柱からなる各施策をさらに充実強化させ第4期「バージョン3」へ改定しました。

目 次

- 1 第4期「日本一の健康長寿県構想」の全体像・・・・・・（p.1）
- 2 3つの柱の概要・・・・・・（p.2）
- 3 高知県の現状・・・・・・（p.5）
- 4 具体的な施策

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

（1）健康づくりと疾病予防

- ・子どもの頃からの健康づくりの推進・・・・・・（p.19）
- ・高知家健康パスポート事業による県民の健康づくり・・・（p.20）
- ・高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり・・・（p.21）
- ・生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化・・・（p.22）
- ・フレイル予防の推進・・・・・・（p.23）

（2）疾病の早期発見・早期治療

- ・がん検診受診率の向上対策の推進・・・・・・（p.24）
- ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進・・・（p.25）
- ・血管病重症化予防対策の推進（糖尿病性腎症対策）・・・（p.26）
- ・血管病重症化予防対策の推進（循環器病対策）・・・・・・（p.28）

II 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- （1）高知版地域包括ケアシステムの構築・・・・・・（p.31）
 - ・在宅療養体制の充実・・・・・・（p.32）
 - ・在宅医療の推進・・・・・・（p.33）
 - ・訪問看護サービスの充実・・・・・・（p.34）
 - ・地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり・・・（p.35）
 - ・在宅歯科医療の推進・・・・・・（p.36）
 - ・在宅患者への服薬支援の推進・・・・・・（p.37）
 - ・医薬品の適正使用等の推進・・・・・・（p.38）
 - ・総合的な認知症施策の推進・・・・・・（p.39）
 - ・あったかふれあいセンターの整備と機能強化・・・・・・（p.41）

- （2）地域共生社会の推進・・・・・・（p.42）
 - ・あったかふれあいセンターの整備と機能強化（再掲）・・・（p.41）
 - ・生活困窮者のセーフティネットの強化・・・・・・（p.43）
 - ・ひきこもりの人への支援の充実・・・・・・（p.44）
 - ・ヤングケアラーへの支援の充実・・・・・・（p.45）
 - ・成年後見制度等権利擁護支援の体制の整備・・・・・・（p.46）

（3）障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり

- ・障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備・・・（p.47）
- ・医療的ケア児及びその家族への支援の充実・・・・・・（p.48）

- ・障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備・・・・・・（p.49）
- ・ひきこもりの人への支援の充実（再掲）・・・・・・（p.44）
- ・自殺予防対策の推進・・・・・・（p.51）
- ・依存症対策の推進・・・・・・（p.52）

（4）医療・介護・福祉インフラの確保

- ・地域医療構想の推進・・・・・・（p.53）
- ・救急医療の確保・充実・・・・・・（p.55）
- ・へき地医療の確保・・・・・・（p.56）
- ・地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり（再掲）・・・（p.35）

（5）医療・介護・福祉人材の確保

- ・医師の育成支援・人材確保施策の推進・・・・・・（p.57）
- ・総合診療専門医及び臨床研究医の養成・・・・・・（p.59）
- ・看護職員の確保対策の推進・・・・・・（p.60）
- ・薬剤師確保対策の推進・・・・・・（p.61）
- ・歯科衛生士確保対策の推進・・・・・・（p.62）
- ・福祉・介護人材の確保対策の推進・・・・・・（p.63）

III 子どもたちを守り育てる環境づくり

（1）子育てしやすい環境づくり

- ・高知版ネウボラの推進（妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援）（全体）・・・・・・（p.65）
- ・妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化（p.67）
- ・子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり・・・（p.68）
- ・発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり・・・・・・（p.69）

（2）厳しい環境にある子どもたちへの支援

- ・児童虐待防止対策の推進～高知版ネウボラとの連動した取り組み～（p.70）
- ・就学前教育の充実、学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化・・・・・・（p.71）
- ・社会的養育の充実・・・・・・（p.72）
- ・ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・（p.73）

- 5 第5期南海トラフ地震対策行動計画における主な取り組み・・・（p.75）
 - 6 日本一の健康長寿県構想におけるデジタル化の推進・・・（p.77）
 - 7 令和5年度の目標値・・・・・・（p.81）
 - 8 日本一の健康長寿県構想の関連計画・・・・・・（p.92）
- 【参考】日本一の健康長寿県構想とSDGsの17ゴールの対応表・・・（p.93）

日本一の健康長寿県づくり

「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指して

柱立て	Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進	Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化	Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり
目標	健康寿命の延伸を図る(H28年→R5年) 男性71.37年 → 73.02年以上 (1.65年以上の延伸) 女性75.17年 → 76.05年以上 (0.88年以上の延伸)	重度になっても在宅サービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする 居宅介護支援利用者の平均要介護度 (R元年度→R5年度)2.095→2.200	高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている (R元年度→R5年度)28.1%→45.0%
施策体系	(1) 健康づくりと疾病予防 ・子どもの頃からの健康づくりの推進 ・生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化 ・高知家健康パスポート及び高知家健康づくり支援薬局による健康づくりの推進 ・フレイル予防の推進 (2) 疾病の早期発見・早期治療 ・がん検診受診率の向上対策の推進 ・特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進 ・血管病重症化予防対策の推進 (糖尿病性腎症対策) (循環器病対策) 	(1) 高知版地域包括ケアシステムの構築 ・在宅療養体制の充実 ・総合的な認知症施策の推進 (2) 地域共生社会の推進 ・あったかふれあいセンターの整備と機能強化 ・生活困窮者のセーフティネットの強化 ・ひきこもりの人への支援の充実 ・ヤングケアラーへの支援の充実 ・成年後見制度等権利擁護支援の体制の整備 (3) 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり ・障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制、安心して働ける体制の整備 ・医療的ケア児及びその家族への支援の充実 ・自殺予防対策の推進 ・依存症対策の推進 (4) 医療・介護・福祉インフラの確保 ・地域医療構想の推進 ・救急医療、へき地医療の確保・充実 (5) 医療・介護・福祉人材の確保 ・医療人材の確保対策の推進 ・福祉・介護人材の確保対策の推進	(1) 子育てしやすい環境づくり ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援 ・妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化 ・子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり ・発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり (2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援 ・児童虐待防止対策の推進 ・就学前教育の充実、学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化 ・社会的養育の充実 ・ひとり親家庭への支援の充実 

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

【目標】
健康寿命の延伸を図る

H28：男性 71.37年、女性 75.17年
→ R5：男性 73.02年以上(1.65年以上の延伸)
女性 76.05年以上(0.88年以上の延伸)

1 健康づくりと疾病予防

幼児～学齢期

健康教育の推進

- 学校・家庭・地域が連携した取組を推進

学校

《健康教育の充実と推進》

- ・健康教育にかかる人材育成
- ・副読本を活用した取組の充実
- ・地域と連携した食育の推進
- ・運動習慣の定着
- ・子どもの生活リズムと実態にあわせた健康教育を実施



家庭

《家庭の意識向上》

- ・就学前の子どもの親への啓発
- ・保護者会等への出前講座を実施



地域

《健康教育を家庭へ波及》

- ・ヘルスメイトによる食育講座等の実施
- ・生活リズム獲得に向けた指導



健康維新の志士
けん しん太郎くん

成人期以降

生活習慣病予防に向けたポピュレーションアプローチの強化

- 『高知家健康チャレンジ』による生活習慣病発症リスクの改善

- ・ナッジ理論を活用したプロモーションにより、県民への啓発や事業所の環境づくりを推進
- 民間企業や市町村、健康づくり団体等とのコラボ企画を拡大し、タッチポイントを増大
- ・事業所の健康経営に高知家健康チャレンジの導入を支援し職場の健康づくりを促進

高知家健康チャレンジ



健康パスポートアプリを活用した健康づくりの推進

- 日常的な健康づくり活動の促進

- アプリのダウンロードの促進、健康づくりに対するインセンティブの強化
- アプリを利用したイベントによるポピュレーションアプローチの強化



- 健康経営に取り組む事業所への支援

- 健康経営のツールとして健康パスポートの活用を促進するため県内事業所への支援を強化
- ・優良事例のライブラリー化により、蓄積した実践知を普及



ポイント
貯めて

お徳と
健康を！



フレイル予防の推進

- 対象者や地域の状況に応じたフレイル予防の推進

- ・フレイル予防の普及・啓発と専門職の育成
- ・ガイドラインを活用したフレイル予防推進に取り組む市町村への支援
- 低栄養予防レシピを作成し、高齢者の食支援に関わる事業所等へ周知



がん検診の受診率向上

- 意義・重要性の周知

- ・市町村による対象者への受診勧奨
- ・マスメディア等を活用した受診勧奨と情報提供

- 利便性の向上

- ・市町村検診のセット化の促進

特定健診の受診率向上・特定保健指導の実施率向上

- 国保被保険者の受診促進

- マスメディア等を活用した受診勧奨
- ・特定健診前世代への啓発と40歳代前半・50歳及び60歳の方々への受診勧奨

- 医療機関等との連携継続

- ナッジ理論を活用した受診勧奨手引きを作成し、医療機関からの個別勧奨の強化

- 特定保健指導の利用勧奨の強化

- ・利用勧奨を含めた特定保健指導資質向上研修会の開催

糖尿病性腎症対策

- 発症・進展予防の強化

- 糖尿病予備群及び糖尿病患者（腎症軽度）に対して、持続血糖モニタリングデータをもとに、ICTを活用した保健指導を実施
- 歯科衛生士を事業所等に派遣し、働き盛り世代に歯周病予防の保健指導を実施

- 重症化予防・合併症予防対策の強化

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取り組み推進

- 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの介入結果から事例集を作成し、未実施の保険者及び医療機関へのプログラムの普及啓発

- 糖尿病性腎症透析予防強化事業の推進

- 糖尿病性腎症透析予防強化プログラムの介入結果の効果検証と新たな地域での介入を実施

- 医療提供体制の充実

- 糖尿病患者に対して、自己チェック型の健康教育を兼ねた療養実態調査を実施



循環器病対策

- データ集約体制の推進：急性心筋梗塞等心疾患に関するデータ集約体制の構築に向けた検討会の開催

- 心不全の再発・重症化予防対策の強化：県民への公開講座及び関係機関への出前講座を実施

Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

【目標】 居宅介護支援利用者の平均要介護度
(R元年度 → R5年度) 2.095 → 2.200

※在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする

1 高知版地域包括ケアシステムの構築

1) 在宅療養体制の充実

- 拡** ■訪問診療 ※医療機関への医療機器等の初期投資支援の強化
- 訪問看護サービス
※中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立
- 介護サービス ※中山間地域の介護サービスの確保
- 在宅歯科医療 ※在宅歯科連携室を核とした訪問歯科診療等を促進
- 訪問服薬支援 ※在宅服薬支援事業の推進

2) 総合的な認知症施策の推進

- ・行方不明高齢者の早期発見に向けた支援
- ・認知症当事者を「地域版希望大使」として任命し、本人発信の機会を拡充
- ・かかりつけ医認知症対応力向上研修及びフォローアップ研修
- ・認知症疾患医療センターの体制強化
- ・チームオレンジの推進
- ・認知症地域支援推進員の活動支援

3) あったかふれあいセンターの整備と機能強化

- ・「高知型福祉」の拠点としての量的拡大及び質の向上
- 新** 栄養によるフレイル予防)

2 地域共生社会の推進

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

- ・市町村における「包括的な支援体制」の整備を支援
- 新 拡** 1) あったかふれあいセンターの整備と機能強化 (再掲)
 - ・「高知型福祉」の拠点としての量的拡大及び質の向上
 - ・あったかを活用したひきこもりの人等への支援の強化
 - ・あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援
- 拡** 2) 生活困窮者のセーフティネットの強化
 - ・コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者を支援する体制の整備
 - ・多機関・多分野の協働による包括的な支援
- 拡** 3) ひきこもりの人への支援の充実
 - ・情報発信・早期把握
 - ・相談体制の充実・強化
 - ・社会参加への支援
- 新** 4) ヤングケアラーへの支援の充実
 - ・社会的認知度の向上 (周知啓発)
 - ・相談支援体制の充実 (窓口の拡充)
 - ・早期発見 (子どもと家庭の実態把握)
 - ・個々のニーズに応じた支援の充実
- 新** 5) 成年後見制度等権利擁護支援の体制の整備
 - ・権利擁護支援のネットワークの構築
 - ・高齢者・障害者権利擁護センターによる虐待防止等の取組推進



3 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり

- 1) 障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備
 - ・身近な地域におけるサービスの確保
- 拡** 2) 医療的ケア児及びその家族への支援の充実
 - ・医療的ケア児等支援センターを中心とした相談支援体制の整備
- 3) 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備
 - ・多様な働き方の推進 (テレワークなど)
- 拡** 4) ひきこもりの人への支援の充実 (再掲)
- 5) 自殺予防対策の推進
 - ・各市町村の状況に応じた市町村計画に基づく取組の実行支援
- 6) 依存症対策の推進
 - ・ギャンブル等依存症などの啓発及び医療体制の充実

システム全体を下支え

4 医療・介護・福祉インフラの確保

地域医療構想

- ・病床の転換やダウンサイジング等を支援
- 拡** 郡部での医療体制の維持のため、医療機関の連携や集約化、事業承継等を支援

へき地医療

- ・医療従事者の確保・支援
- ・医療提供体制への支援
- ・総合診療専門医及び臨床研究医の養成



救急医療

- ・ICTを活用した救急医療体制の充実
- ・救命救急センターの機能強化
- ・休日夜間の医療体制の確保
- ・ドクターヘリの円滑な運航の継続



介護サービス

- ・地域の実情に応じた計画的な介護サービス等の確保
- ・中山間地域の介護サービスの確保

5 医療・介護・福祉人材の確保

人材確保

医療人材

- ・高知医療再生機構と県・大学・医師会・医療機関が連携しながら医師の人材確保・支援施策を実施
- ・奨学金の貸与や専門研修プログラムの実施など、医学生及び若手医師の育成、資質向上の視点を重視した医師支援策の充実

福祉・介護人材

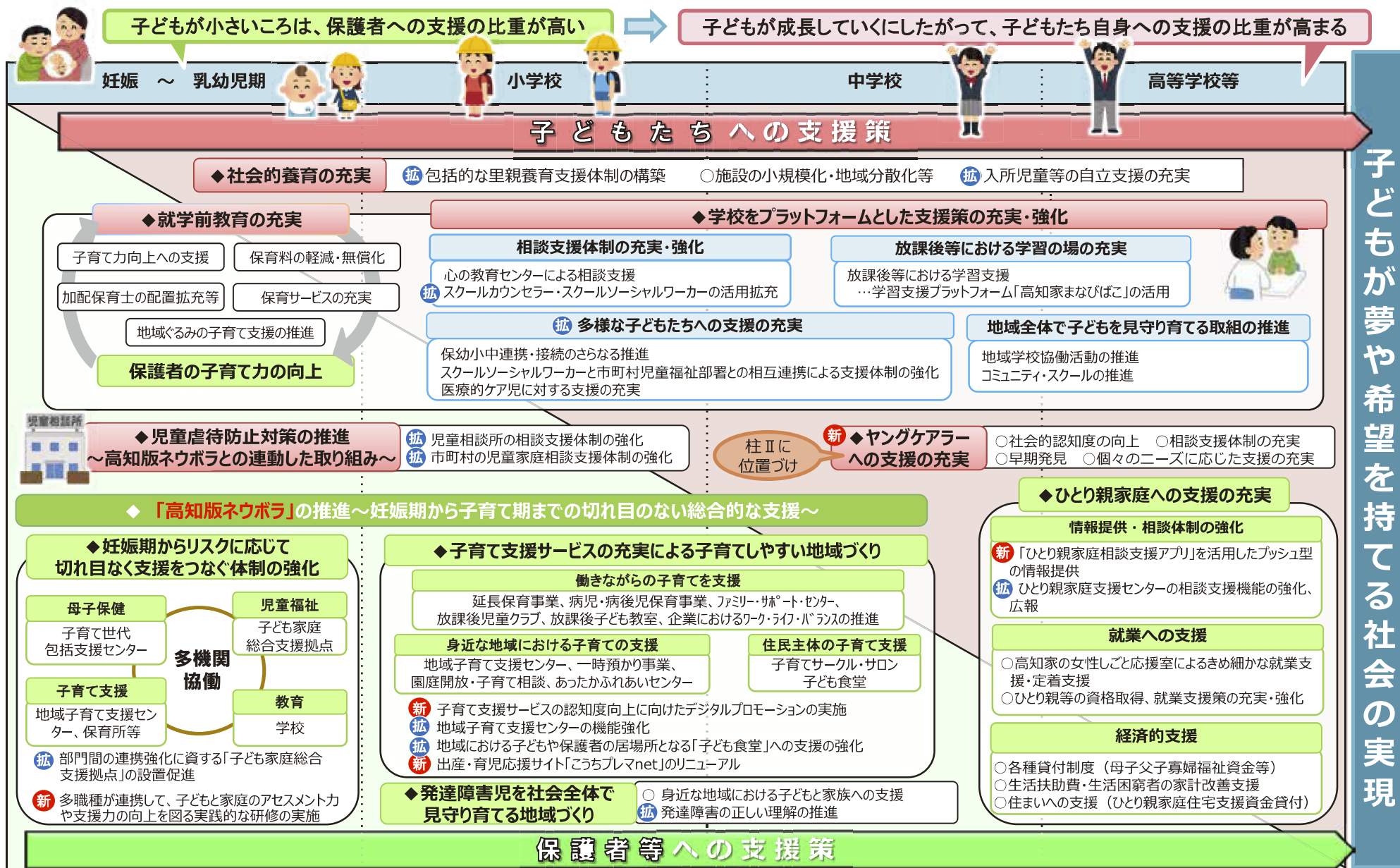
- 拡** 新たな働き方の推進と資格取得支援
- 拡** ノーリフティングケアの取組拡大とICT・ロボット等の導入支援
- 拡** 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場づくり
- 拡** 福祉・介護職場のネガティブイメージ払拭に向けた広報・啓発強化 など

Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり

【目標】高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている

(R1年度 → R5年度) 28.1% → 45.0%

※出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査



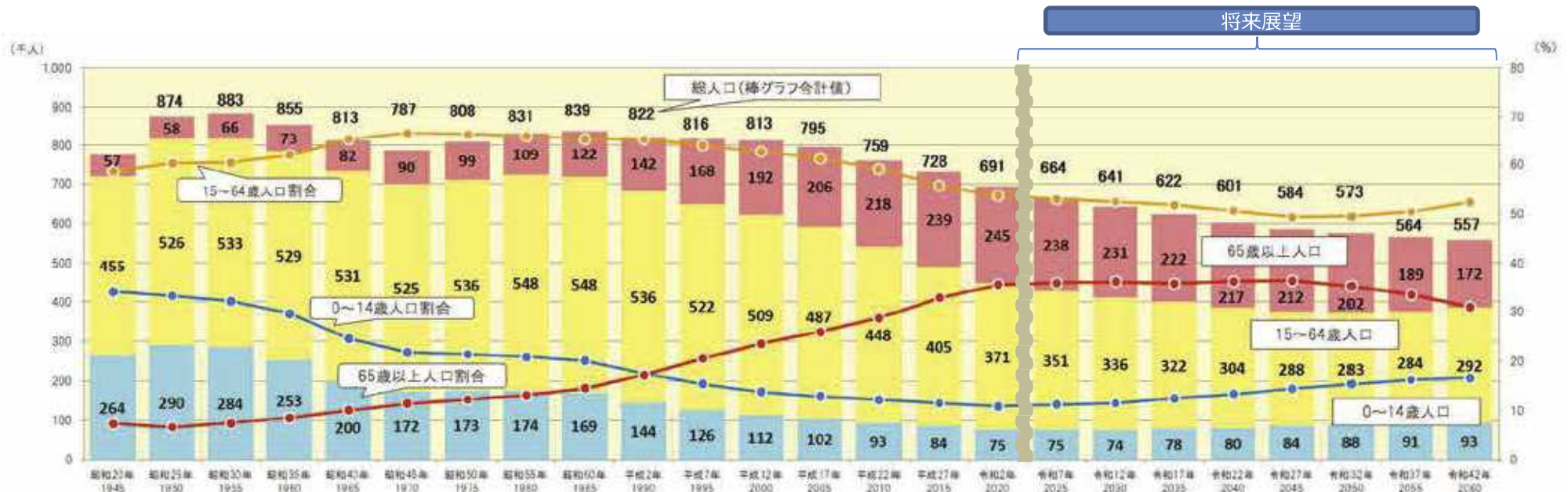
高知県の現状

1. 高知県の人口推移及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の「高知県人口の将来展望」

本県の人口は、1956年（昭和31年）の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出などの影響により減少を始め、出生数の減少などの影響により、2020年（令和2年）には69万1千人となっている。

国勢調査の結果によると、65歳以上の老年人口は1995年（平成7年）に初めて年少人口を上回るなど増加を続け、全国に10年先行して高齢化が進んでいる。

図表1 人口及び年齢3区分別人口の推移



出典：「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度版）」から県保健政策課作成

目 標

【出生（自然増減）】

- ・国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと同様に、2040年(令和22年)に出生率が人口置換水準2.07まで段階的に回復することを目指す。
- ・さらには、県民の結婚・出産の希望を叶える（少子化に関する県民意識調査）ことを前提に、2050年（令和32年）に出生率2.27まで段階的に上昇することを目指す。

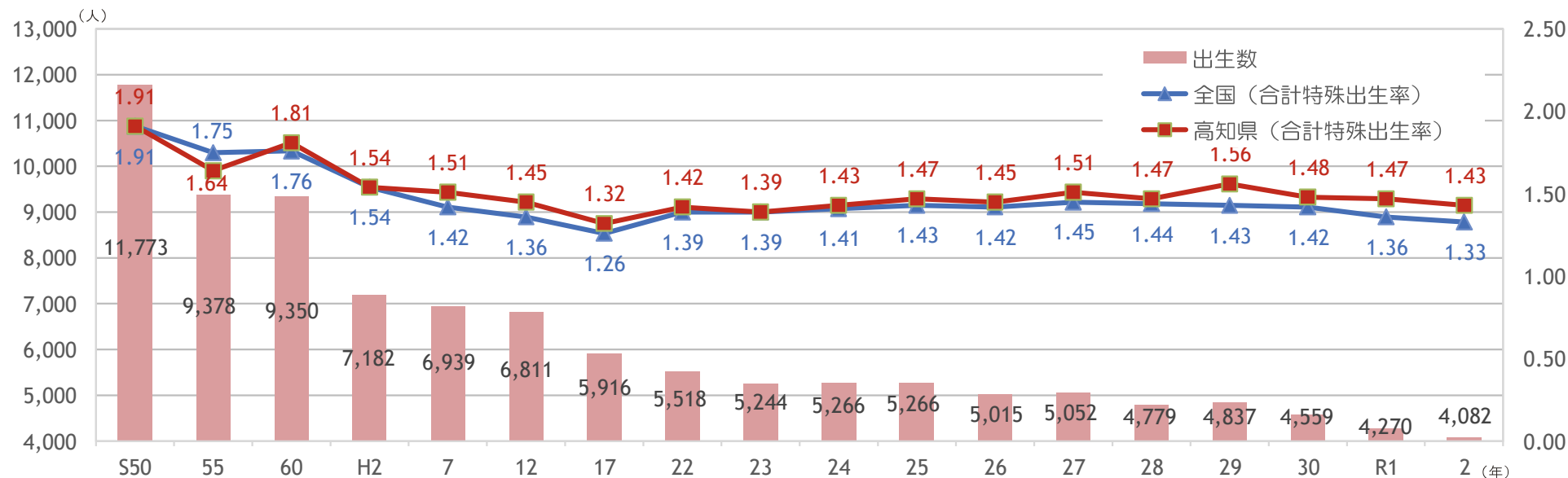
【移動（社会増減）】

- ・移住促進や新卒者の県内就職促進などにより県内定着の希望を高めることを前提とし、2023年度（令和5年度）に社会増減が均衡し、2040年（令和22年）に社会増が年間1,000人まで段階的に上昇することを目指す。

2. 人口動態

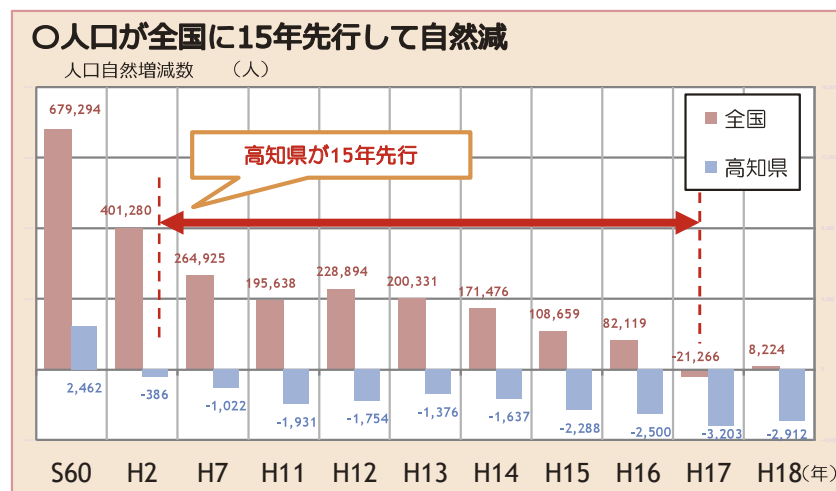
本県の合計特殊出生率は、2009年（平成21年）の1.29を底に緩やかな回復傾向にあるものの2020年（令和2年）は1.43と依然として低く、また出生数は1975年（昭和50年）の11,773人から2020年（令和2年）には4,082人に減少するなど、少子化が進行している。

図表2 高知県の出生数・合計特殊出生率の推移



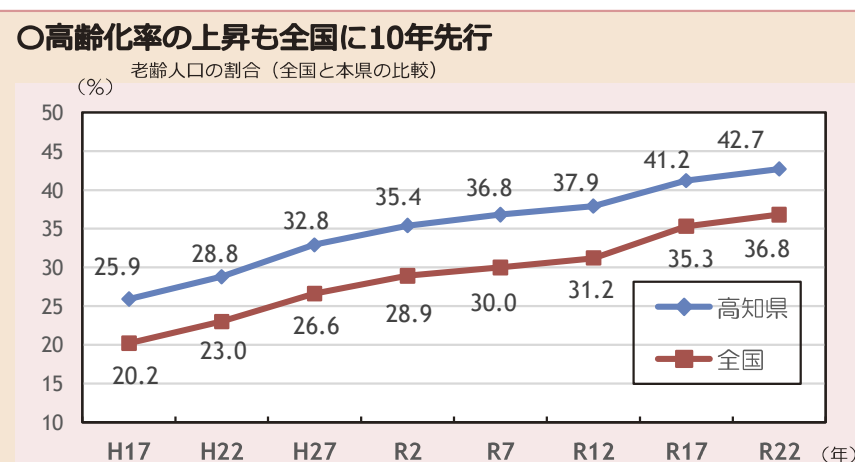
出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表3 高知県の人口自然増減数



出典：厚生労働省「人口動態調査」・高知県「人口移動調査」

図表4 高知県の高齢人口（65歳以上）の割合

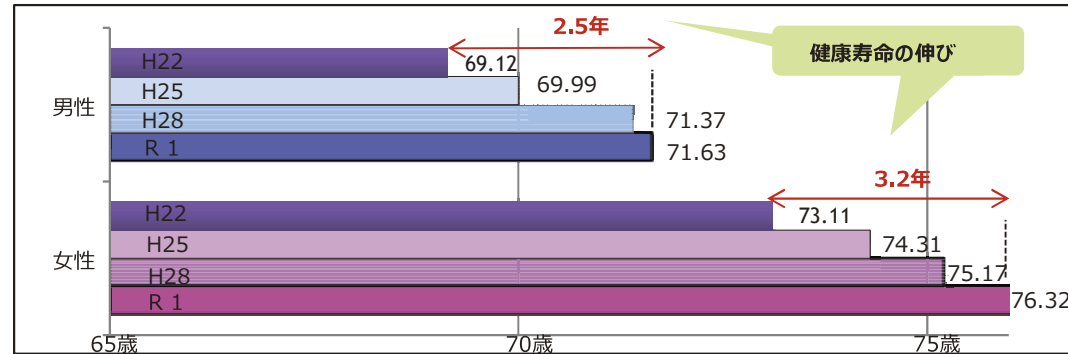


出典：日本の都道府県別将来推計人口（H30実績）
（国立社会保障・人口問題研究所）H17、H22及びH27の数値は国勢調査のデータ

3. 「第4期日本一の健康長寿県構想」3本柱の目標値の推移

柱立てⅠ 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

図表5 高知県の健康寿命（平成22年と令和1年の比較）

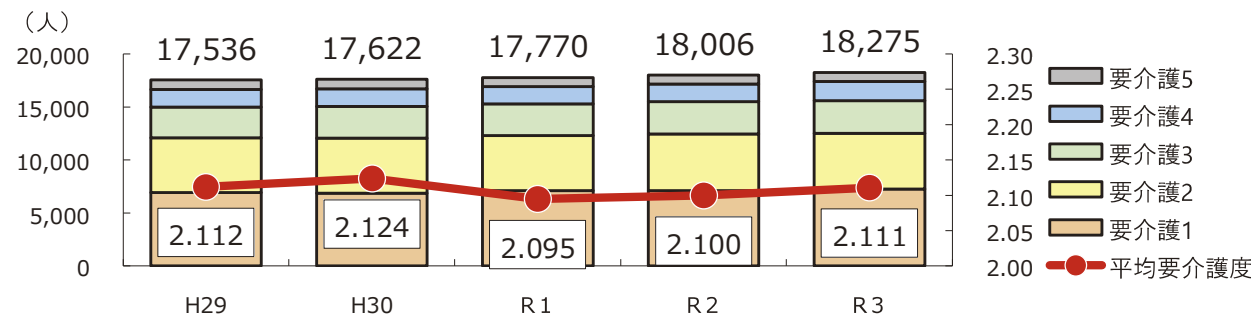


【目標】健康寿命の延伸を図る
 （H28年）男性 71.37年、女性 75.17年
 →（R5年）男性 73.02年以上（1.65年以上の延伸）
 女性 76.05年以上（0.88年以上の延伸）

出典：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」
 ※国民生活基礎調査「日常生活に制限のない期間の平均」をもとに算出

柱立てⅡ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

図表6 居宅介護支援利用者の平均要介護度の推移

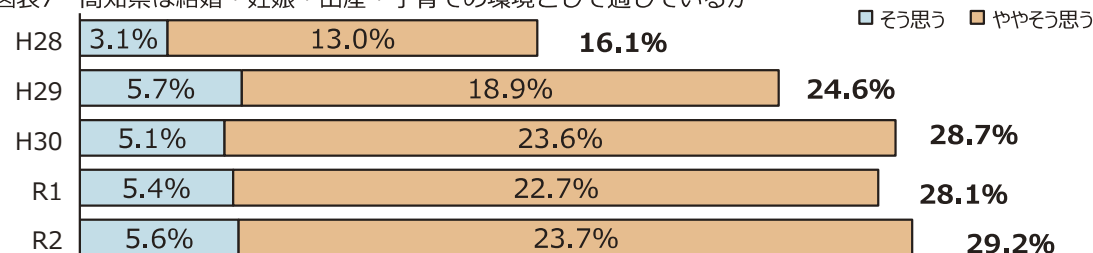


【目標】重度になっても在宅サービスを受けながら、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする
 居宅介護支援利用者の平均要介護度
 （R1年度）2.095 → （R5年度）2.200

出典：介護保険事業状況報告

柱立てⅢ 子どもを守り育てる環境づくり

図表7 高知県は結婚・妊娠・出産・子育ての環境として適しているか



【目標】高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている
 （R1年度）28.1% → （R5年度）45.0%

※出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査

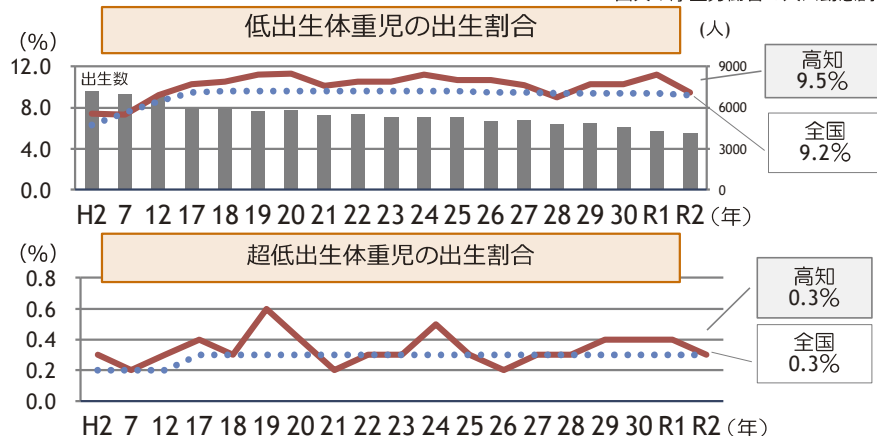
※R2年度は18～39歳の県民を対象に調査を実施。
 ※R2年度については、端数処理により内訳の合計と異なる。

4. 県民の健康状態・疾病の現状

4-(1) 周産期・乳幼児期の状況

図表8 低出生体重児(2,500g未満)・超低出生体重児(1,000g未満)の出生割合の推移

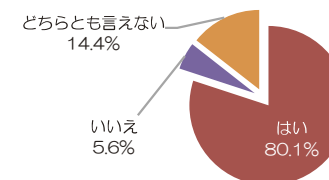
出典：厚生労働省「人口動態調査」



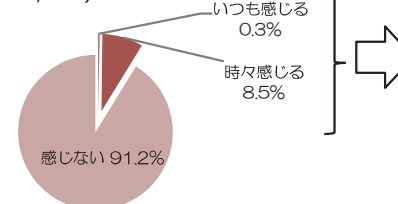
・2,500g未満と1,000g未満で生まれる赤ちゃんの割合は全国水準になっている

図表9 乳幼児健康診査必須問診項目（3～4か月児）R2年度

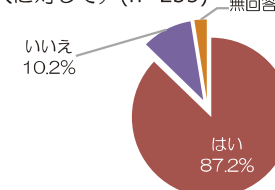
◆産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか？ (n=2,675)



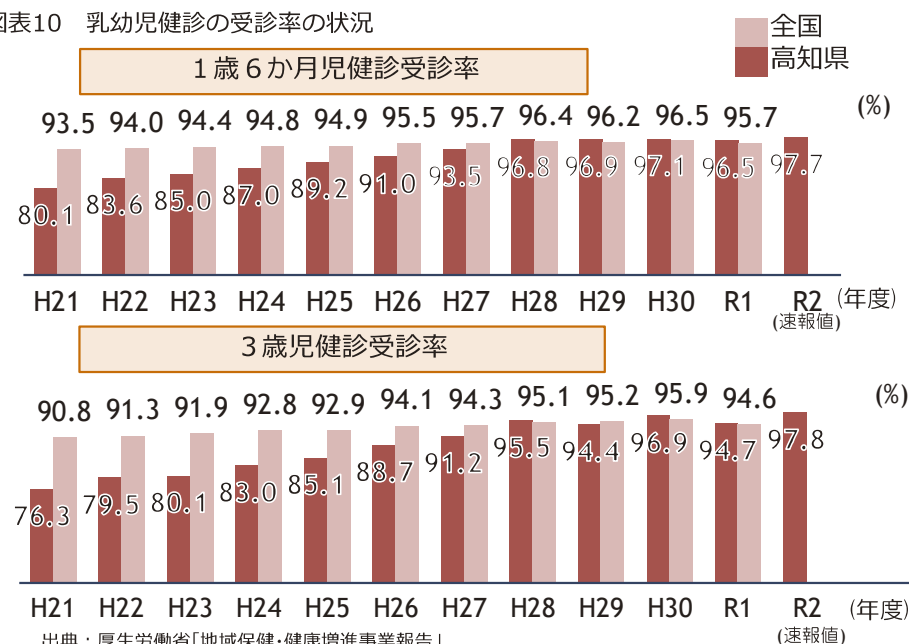
◆(1)あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか？ (n=2,683)



(2)育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか？ (1)で「いつも感じる」もしくは「時々感じる」と回答した人に対して (n=235)



図表10 乳幼児健診の受診率の状況



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

※H26～30高知県数値は県調べ、R2全国数値はR4.3公表予定

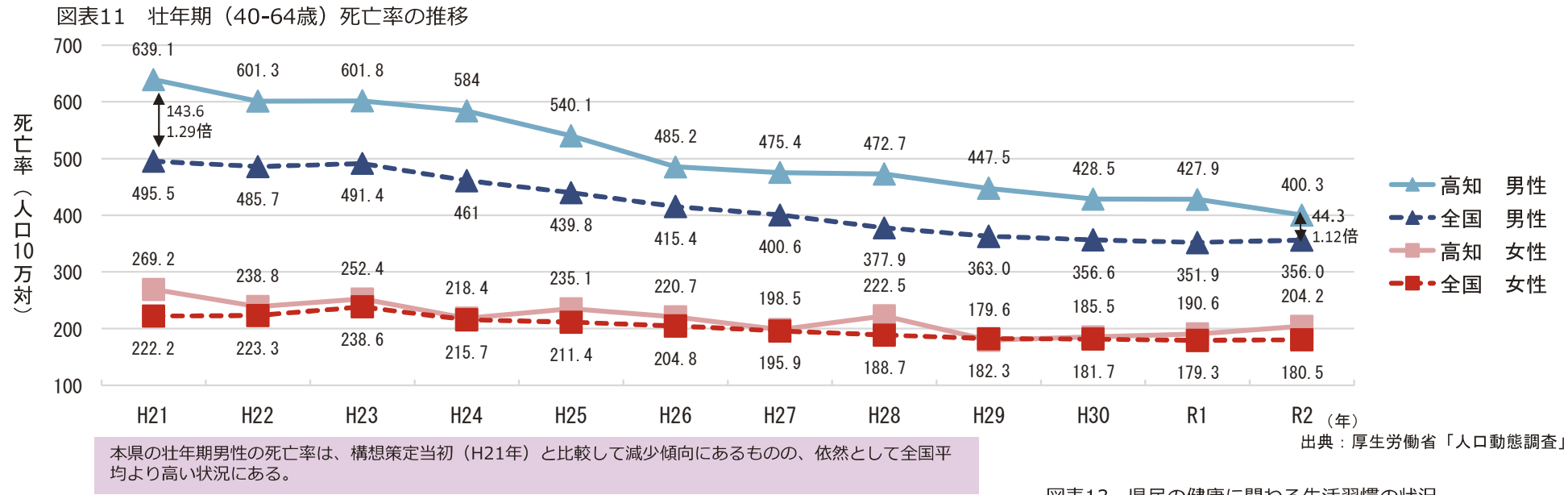
これまでの取り組み

- 早産予防を目的とした母体管理の徹底
 - ・妊婦健診で早産予防のための検査（子宮頸管長測定・細菌検査）を実施
- 周産期医療体制の充実
 - ・三次周産期医療施設の周産期医療体制の整備
- 切れ目のない妊産婦ケアの充実
 - ・市町村子育て世代包括支援センターの運営支援
 - ・母子保健コーディネーター研修やセンター連絡調整会議
 - ・ネウボラ推進会議の開催
 - ・市町村の産前・産後ケアサービスの取り組み支援（産後ニーズ調査）
 - ・市町村母子保健と産科・精神科医療機関ネットワーク会の開催
 - ・周産期メンタルヘルス対策市町村意見交換会
 - ・産婦健康診査の実施
- 健やかな子どもの成長・発達への支援
 - ・市町村の未受診児訪問等への助成や受診啓発活動
 - ・日曜日の乳幼児広域健診（1歳6か月児・3歳児健診）
 - ・市町村保健師等母子保健従事者を対象とした体系的な研修の実施
 - ・母子保健と児童福祉の連携体制の整備

成果と課題

- 妊婦健診で早産予防のための検査導入により、妊娠期間を延長できた妊婦の増加（早産率）
H24年6.9→R1年6.3(全国5.7→5.6)
- 子育て世代包括支援センター 32市町村設置
- 産後ケア事業実施市町村 全市町村(R3)
- 1歳6か月児・3歳児健診受診率は、どちらも年々改善がみられ、全国水準となった。
1.6才 H24:87%→R2:97.7%(速報値)
3才 H24:83%→R2:97.8%(速報値)
- 課題
 - 子育て世代包括支援センターの機能強化
 - 産科・精神科医療機関との連携
 - 妊産婦メンタルヘルス対策
 - 産前・産後のサービスメニューの拡充
 - 要支援家庭への確実な7和-体制の強化

4-(2) 県民の死亡の状況



図表12 壮年期（40-64歳）死亡数の推移

	男性（高知県）						女性（高知県）					
	全死亡	悪性 新生物	脳血管 疾患	心疾患	不慮の 事故	自殺	全死亡	悪性 新生物	脳血管 疾患	心疾患	不慮の 事故	自殺
H21	797	306	76	100	49	81	354	191	29	22	24	25
22	756	289	61	106	49	77	313	158	28	27	15	16
23	745	287	70	86	47	88	329	177	21	31	15	17
24	707	236	53	113	48	75	279	147	22	26	13	16
25	640	260	48	71	49	37	294	171	17	24	11	16
26	563	206	50	78	41	43	270	135	24	22	14	12
27	542	205	48	71	42	32	238	132	17	15	13	9
28	531	193	32	74	42	42	263	139	17	23	10	14
29	496	177	39	69	24	27	209	111	8	13	12	15
30	470	162	34	64	35	38	213	121	13	10	8	16
R1	465	160	35	65	22	30	216	117	15	16	9	12
R2	428	158	31	54	26	26	227	123	16	14	13	14

出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表13 県民の健康に関わる生活習慣の状況

	項 目	県の状況
栄養・食生活	成人の1日の野菜摂取量	295 g
	食塩摂取状況	男性 9.3 g 女性 8.4 g
	肥満者の割合(※1) (40歳～69歳)	男性 34.2% 女性 20.2%
運動	日常生活における歩数 (1日、20歳～64歳)	男性 6,387歩 女性 6,277歩
	運動習慣のある人の割合(※2) (20歳～64歳)	男性 20.4% 女性 19.0%
休養	睡眠による休養が十分に とれていない人の割合	18.6%
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量の 飲酒をしている人の割合(※3)	男性 16.4% 女性 9.3%
喫煙	成人の喫煙率	男性 28.6% 女性 7.4%
歯	80歳で自分の歯を20本以上 残している人の割合	55.7%

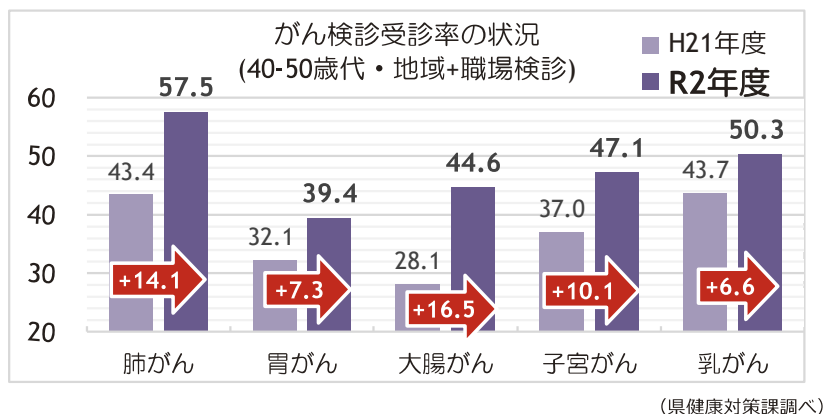
※1 肥満者：BMI25以上 BMI = 体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※2 運動習慣：1日30分以上、週2日以上、1年以上継続

※3 多量飲酒：1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上

出典：平成28年県民健康・栄養調査、令和2年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

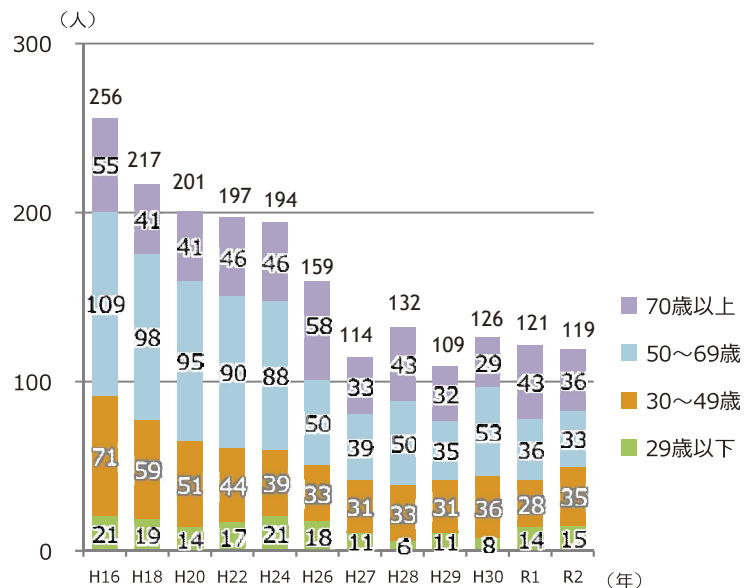
図表14 がん検診受診率の状況(40-50歳代・市町村検診と職域検診の合計)



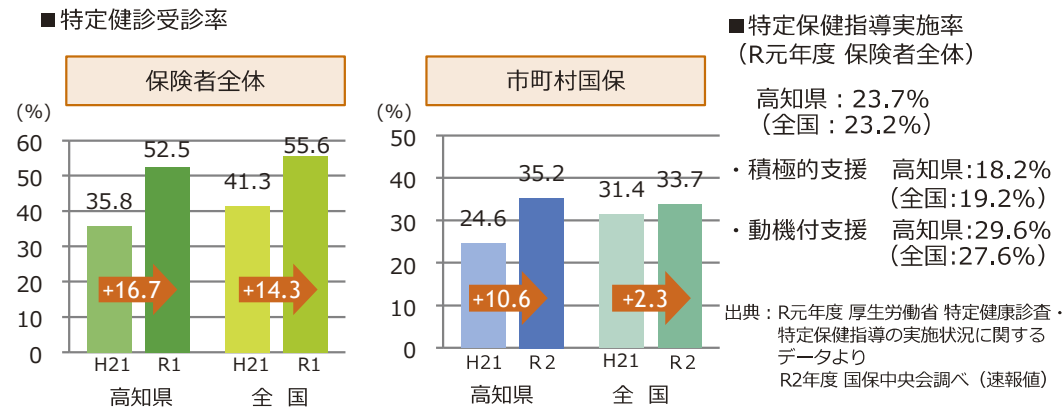
40-50代の未受診理由

- | | | |
|------------------|-------|--------------|
| 1 忙しくて時間が取れない | 27.9% | |
| 2 必要な時は医療機関を受診 | 25.5% | |
| 3 受けるのが面倒 | 21.2% | |
| 4 検診費用が高い | 11.6% | |
| 5 がん検診の内容がわからず不安 | 6.4% | (R2年度県民世論調査) |

図表16 自殺者数の状況



図表15 特定健診・特定保健指導の実施状況



これまでの取り組み

- がん検診の意義・重要性の周知
 - ・検診対象者への個別通知と未受診者への再勧奨、マスメディアを活用した受診勧奨
- 利便性を考慮したがん検診体制の構築
 - ・一度に複数のがん検診が受診できるセット検診の促進
 - ・医療機関での乳・子宮頸がん検診機会の促進
 - ・居住地以外の市町村で受診できる広域検診日の設定
- 特定健診の受診勧奨の強化等
 - ・未受診者に対する保険者からの受診勧奨
 - ・健康づくり団体や高知家健康づくり支援薬局と連携した受診への直接の声かけ
 - ・特定健診とがん検診の同時実施など、受診しやすい環境の整備
 - ・健診の重要性と健診受診を呼びかける啓発
- 自殺予防対策の推進
 - ・自殺の主要な原因の一つであるうつ病の早期発見のための、かかりつけ医を対象にした研修の実施
 - ・高齢者の心のケアサポーターなどのゲートキーパーの養成

成果

- ・R2年度がん検診受診率は、H21年度から6.6～16.5ポイント上昇
肺57.5%、胃39.4%、大腸44.6%、子宮頸47.1%、乳50.3%
- ・保険者全体の特定保健指導実施率は全国平均レベルを上回った
- ・自殺者数は、平成22年以降200人を下回り、長期的には減少傾向にある

課題

- ・胃・大腸・子宮頸がん検診の受診率は上昇したものの、目標の50%には届いていない
- ・がん検診は、無症状の時に受診することが大切だが、未受診理由の2位に「必要な時は医療機関を受診」となっており、がん検診の意義・重要性が県民に十分に届いていない
- ・がん検診の内容がわからず不安な人が未受診理由の5位であり、さらに案内・周知・啓発が必要
- ・特定健診受診率は、保険者全体では全国平均より3.1%低い状態である
- ・保険者全体の特定保健指導実施率は上昇したものの、目標の45%には届いていない
- ・自殺の原因動機は複合的に様々な要因が関連しているため、それぞれの相談窓口の充実と連携が必要
- ・うつ病対策、自殺未遂者の再企图防止や自殺のリスクの高い高齢者、妊産婦等への支援などが引き続き必要

5. 医療を取り巻く現状

5-(1) 医療提供体制の現状

高齢化の進展や生活習慣病の急増など疾病構造の変化、医療技術の進歩や県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わってきている。

こうした背景のもと、それぞれの地域において、県民が安心して暮らすことができる医療提供体制を維持、充実させるためには、病床機能の転換や医師や看護師などの医療従事者の確保、また、在宅医療の推進に向けた医療機関の確保や多職種間の連携強化など、保健と医療、福祉のそれぞれの分野での取り組みを強化するとともに、切れ目のない医療提供を目指す必要がある。

これまでの取り組み

■地域医療構想の推進

- ・地域医療構想調整会議を設置し、協議を実施するとともに、各種支援策により病床の転換等を推進

■在宅医療の推進

- ・「高知家@ライン」の普及に向けたモデル事業の実施
- ・病院と地域が連携した入退院支援体制の構築
- ・「高知あんしんネット」及び「はたまるねっと」の初期投資への支援

■訪問看護の充実

- ・不採算な遠隔地への訪問看護サービスに助成
- ・高知県立大学に寄附講座を設置し、訪問看護師を育成

■救急医療の確保・充実

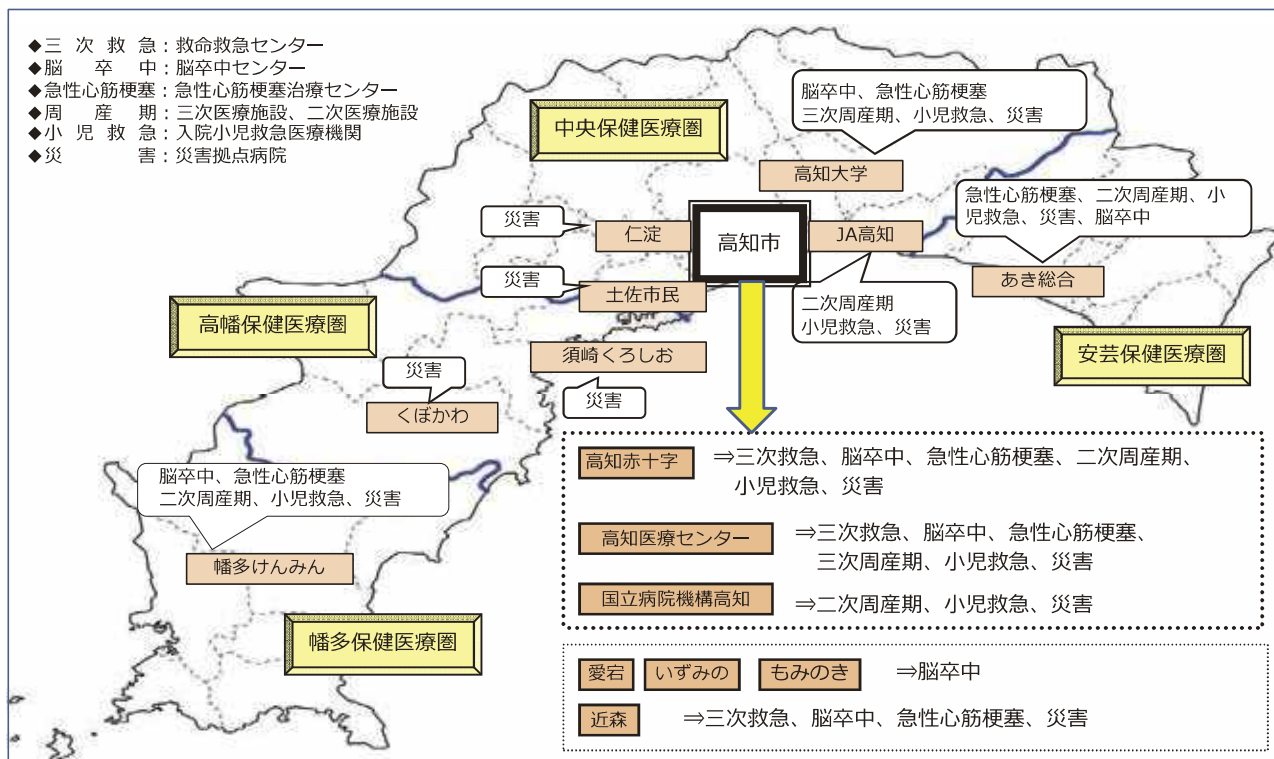
- ・こうち医療ネットの運用
- ・休日夜間の救急医療提供体制の確保
- ・適正受診に向けた啓発及び電話相談事業の実施
- ・ドクターヘリの運航

■へき地医療従事医師の確保

■へき地等の医療提供体制に対する支援

- ・ハード及びソフトの両面で医療の質を確保

図表17 保健医療計画に定める主な機能別の医療機関



成果

- ・療養病床から介護医療院への転換や、慢性期機能等から回復期機能の病床への転換支援を行った
- ・安芸圏域において、高知家@ラインを活用した医療と介護の連携が進んだ
- ・中山間地域への訪問看護サービスの回数が増加した（H26年度:4,933回 → R1年度:8,027回）
- ・寄附講座受講生 120名(R3年2月現在)
- ・救急搬送時に、病院への照会件数4回以上の割合が減少した（H26年3.7% → R2年2.2%）

課題

- ・地域医療構想の推進に向け、必要な医療提供体制が確保されることを前提とし、引き続き病床の転換やダウンサイジングが必要。また、中央区域以外の郡部等においては、地域の医療体制を維持する視点での支援が必要。
- ・高齢化の進展等により増加が見込まれる在宅医療に対応した、受け皿の確保が必要。
- ・訪問看護ステーションの地域偏在、小規模ステーションの増加によるサービスの質及び訪問看護師に必要なスキルアップのための研修を受講させる機会が少ない
- ・高齢者人口は今後も徐々に増加し、R2年頃にピークを迎える（高齢者人口24.6万人、高齢化率35.5%）
- ・県内の救急搬送件数が増加し、三次救急医療機関への搬送割合も高止まりとなっている
- ・若手医師の専門医志向により、へき地医療に従事する医師が減少している
- ・中山間地域の医療において中核的な機能を担ってきた病院で医師が不足している

5-(2) 医師・看護職員の現状

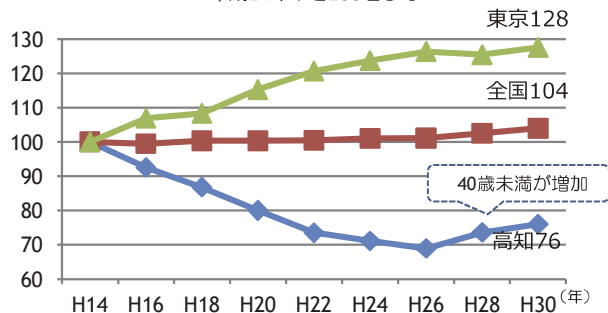
図表18 医師数の推移

若手医師の減少

この14年間で27%減少

40歳未満の医師数の推移

ー平成14年末を100としてー

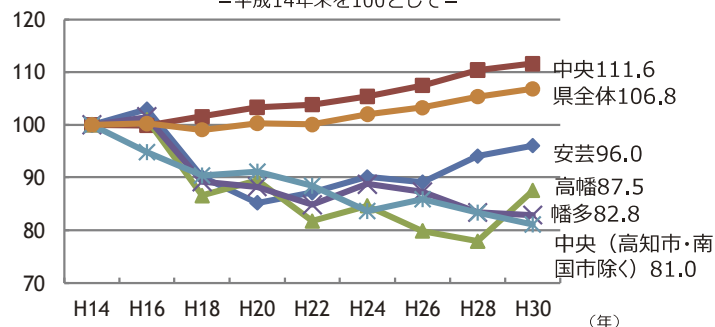


医師の地域偏在

中央保健医療圏以外では減少

二次保健医療圏別の医師数の推移

ー平成14年末を100としてー

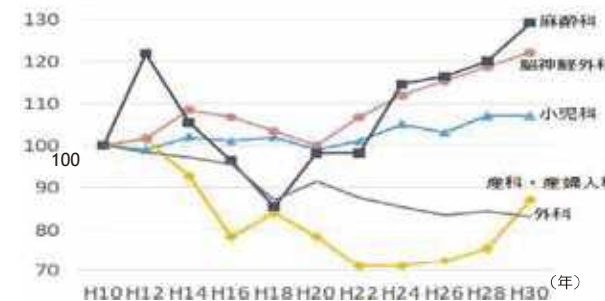


医師の診療科偏在

産科・産婦人科や外科が減少

診療科別医師数の推移

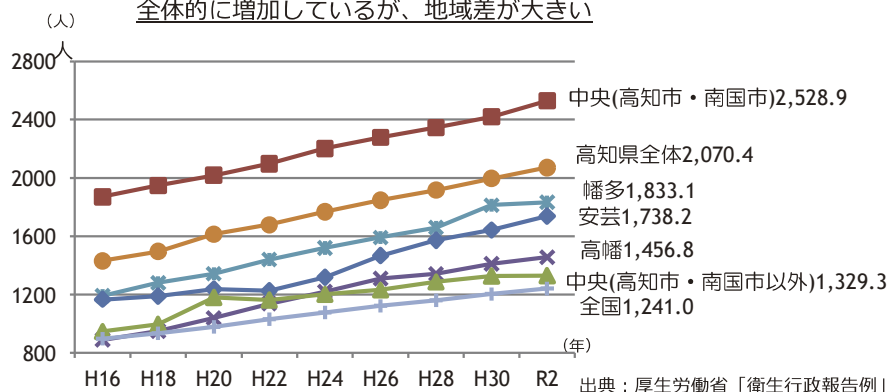
ー平成10年末を100としてー



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

図表19 看護職員数の推移（人口10万人対）

全体的に増加しているが、地域差が大きい



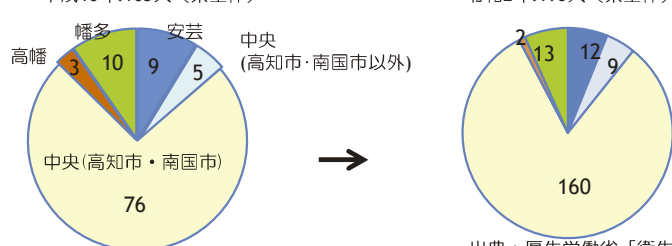
出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

図表20 助産師数の推移

中央部に集中している

平成16年:103人(県全体)

令和2年:196人(県全体)



出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

これまでの取り組み

- 若手医師の県内定着の促進
 - ・奨学金の貸与
 - ・キャリア形成支援（資格取得支援、留学支援等）
- 県外からの即戦力医師の招聘
 - ・こちの医療RYOMA大使による情報発信・収集
 - ・県外大学との連携
 - ・研修修学金の貸与
- 中山間地域の看護職員不足の解消（奨学金の貸与等）
- 定着促進・離職防止、勤務環境改善支援
- 看護職員の育成と資質向上への支援 等

成果

- ・県内初期臨床研修医採用数がH26年以降継続して50名を超えた（R4年4月予定:65名）
- ・初期臨床研修修了後、引き続き県内に就職した者が前年より増加（R4年4月予定:49名）
- ・高知大学医学部採用医師数がH27年度以降連続して20名を超えた（R4年4月予定:36名）
- ・県外から即戦力の医師を招聘（H22～R3年:38名）
- ・看護師養成奨学金貸与者のうち約9割（R2）が指定医療機関に就職
 - R2年:35人（89.7%）、H31年:35人（83.3%）、H30年:40人（83.3%）
- ・助産師養成奨学金貸与者と就職状況
 - H20～R2年貸与者102名のうち、卒業者89名が県内医療機関に就職

課題

- ・若手医師のキャリア形成支援（新たな専門医制度への対応等）の継続が必要
- ・県出身医師のUターン増加に向けた取り組みの継続が必要
- ・新卒看護職員の県内定着への促進と早期離職の防止対策の継続が必要
- ・看護職員のキャリアに応じた能力開発支援策の充実が必要

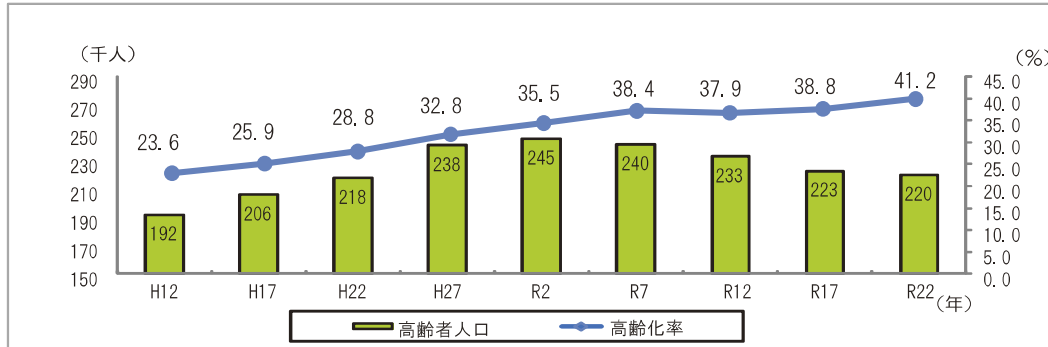
6. 福祉を取り巻く現状

人口減少、高齢化が全国に先行して進む中、県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らしていくためには、小規模多機能支援拠点である「あったかふれあいセンター」の整備と地域ニーズに応じた機能の拡充が必要である。

また、経済的な事情や家庭的な問題などにより厳しい環境にある子どもたちを支援するため、子どもたちが安全・安心に成長できる環境づくりや、保護者などへの就労支援の取り組みを強化することなどを通じて、貧困の連鎖の解消を図ることが必要である。

6-(1) 高齢者の状況・地域の支え合い等の現状

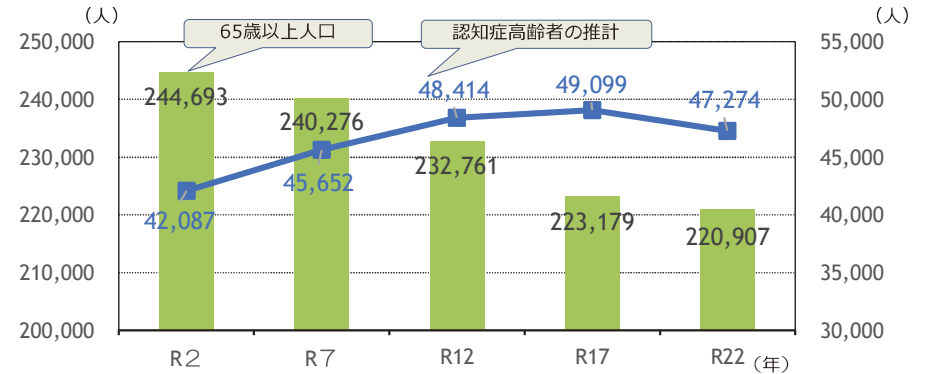
図表21 高齢者の将来推計人口（高知県）



出典：令和2年以前は総務省「国勢調査」

令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」(H30)

図表22 認知症高齢者の状況（推計）



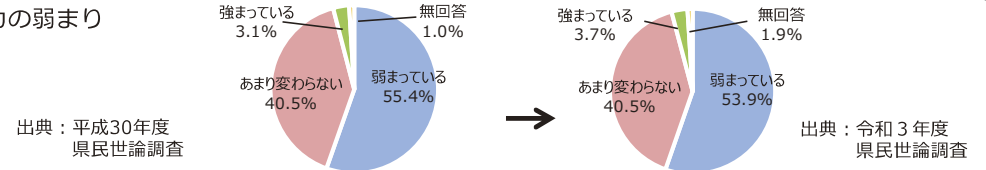
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」
(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業)を基に推計

これまでの取り組み

- 県介護保険事業支援計画における施設整備状況 (R3年度未見込)

広域型特別養護老人ホーム	4,246床
認知症高齢者グループホーム	2,466床
広域型特定施設(軽費老人ホーム等)	1,596床 など
- 中山間地域の介護サービスの充実を図るため、訪問及び送迎に要する時間や職員の新規雇用に応じた支援の実施
- 介護予防・重症化の予防を推進するため、リハビリテーション専門職等の派遣体制の支援及び介護予防強化型サービス事業所の育成を支援
- 市町村の生活支援サービスの充実に向けた支援
- 認知症の早期発見、早期対応の仕組みづくり、認知症施策推進の体制づくりのための初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員を対象とした研修の実施、認知症サポーターの養成、認知症カフェの設置推進など
- 地域の支え合いの力が弱まっている中、地域福祉の拠点であるあったかふれあいセンターの整備を進めるとともに介護予防などの機能を強化

図表23 地域の支え合いの力の弱まり



出典：平成30年度
県民世論調査

出典：令和3年度
県民世論調査

成果

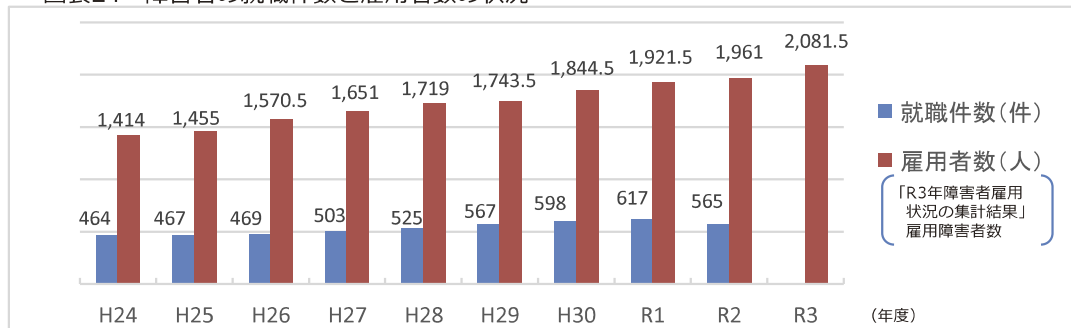
- 地域の実情に応じた特定施設（軽費老人ホーム等）などの施設整備を進め、入所待機者への対応を一定図ることができた
- 中山間地域における介護サービス提供地域の拡大等により、在宅サービスの充実と雇用の拡大が図られている（実施市町村20、サービス提供地域の拡大2事業所、雇用の拡大12事業所18名/R2年度）
- 市町村の介護予防事業へのリハビリテーション専門職等の関与（30保険者/R2年度）
- 認知症サポーター（64,067人/R2年12月末） 認知症カフェ（25市町村105ヶ所/R2年12月末）
- あったかふれあいセンター（31市町村 55箇所 283サテイト/R3年度）

課題

- あったかふれあいセンターのサービス提供機能の充実・強化
- 介護予防活動等における担い手不足や生活支援体制の充実
- 関係者間の連携を強化する「高知版地域包括ケアシステム」の構築

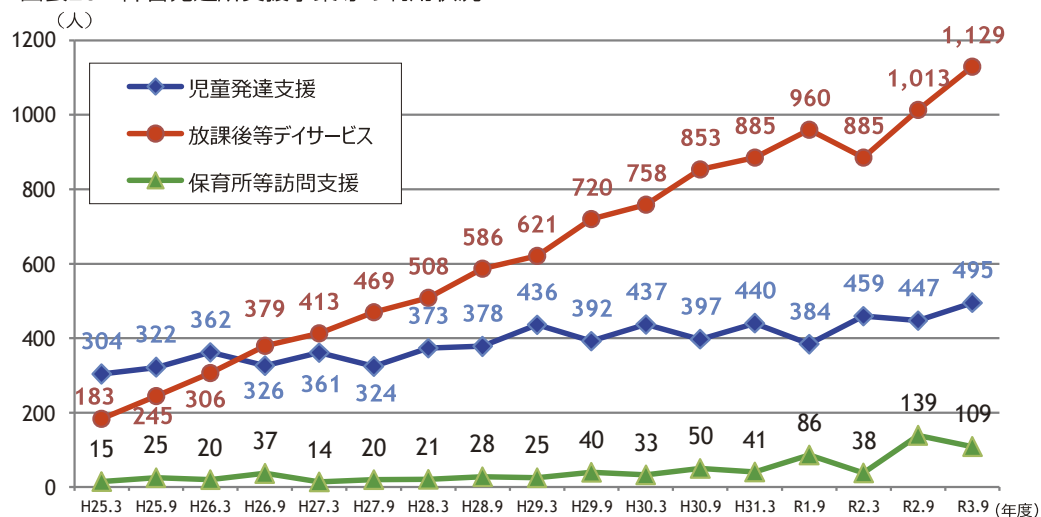
6-(2) 障害者の状況

図表24 障害者の就職件数と雇用者数の状況



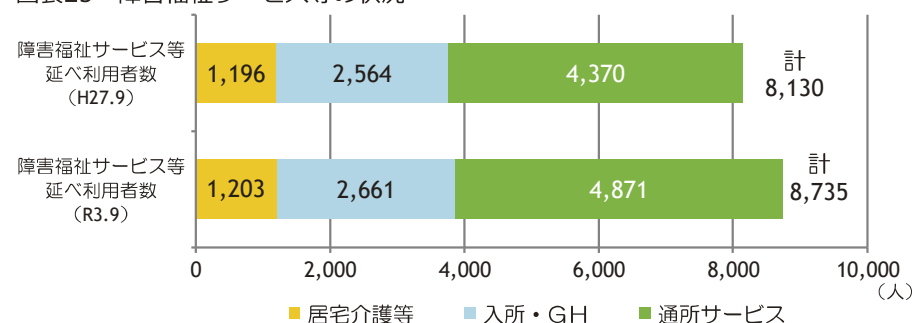
出典：高知労働局公表資料

図表26 障害児通所支援事業等の利用状況



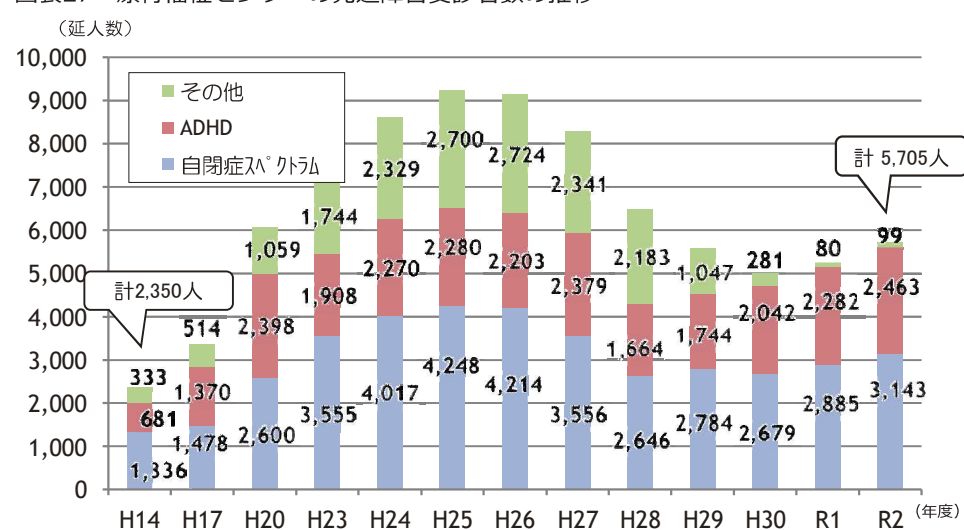
出典：高知県子ども・福祉政策部調べ

図表25 障害福祉サービス等の状況



出典：高知県子ども・福祉政策部調べ

図表27 療育福祉センターの発達障害受診者数の推移



出典：高知県子ども・福祉政策部調べ

これまでの取り組み

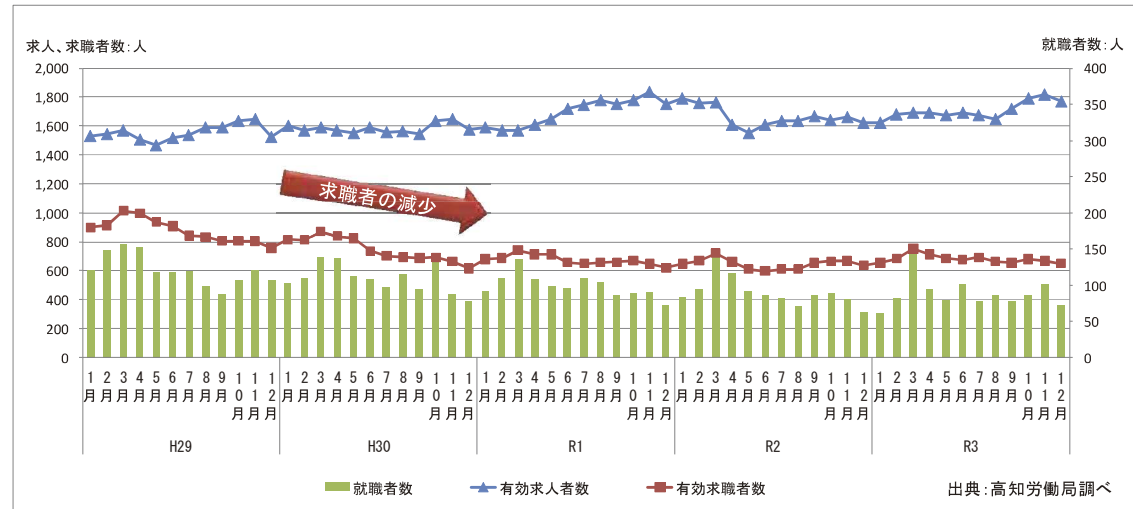
- ・ 障害者法定雇用義務のある民間企業等における障害者求人の掘り起こしや、障害者就労支援事業所等への職場見学の情報提供、障害者職業訓練等による円滑な就労支援の実施
- ・ 中山間地域におけるサービス提供体制の整備促進のため、中山間地域で新たに障害福祉サービス事業を開始する事業者への支援を実施
- ・ 障害のある子どもが身近な地域で療育支援を受けられる体制整備や専門的な人材の育成

成果と課題

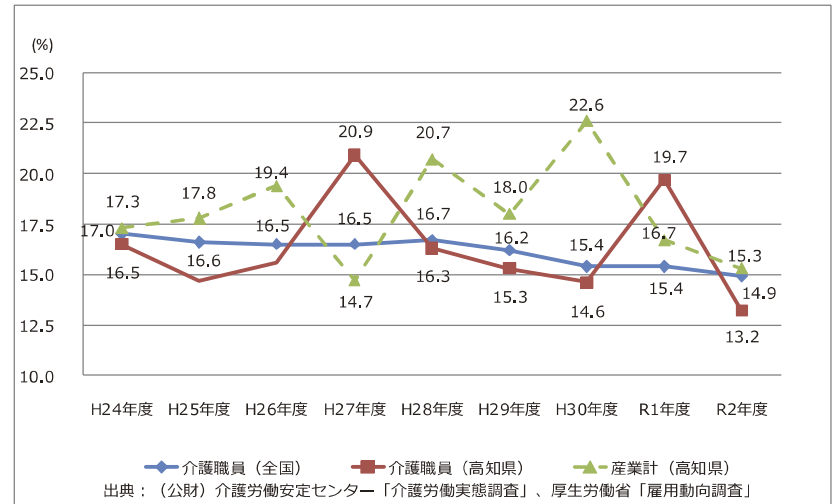
- ・ 令和2年度のハローワークを通じた障害のある人の就職件数は565件となり、平成23年度以来、9年ぶりに対前年度比減（8.4%減）となった
- ・ 県中央部を中心に障害福祉サービス等の提供体制の整備が進み、サービスを利用する人も増加し続けている一方で、中山間地域では事業所の参入が進まず、必要なサービスが十分に受けられないといった課題がある

6-(3) 福祉・介護人材の状況

図表28 求人・求職・就職者数の推移（高知労働局・介護分野）



図表29 介護職員等の離職率の推移



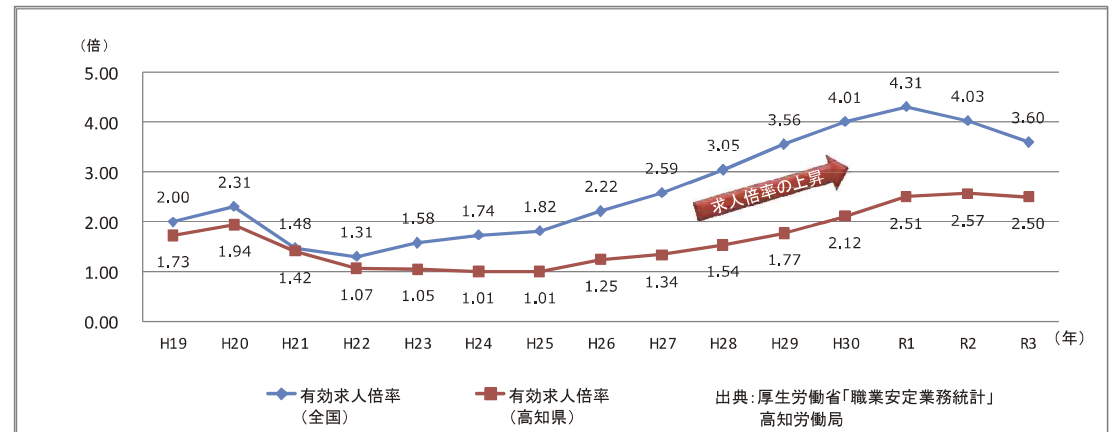
これまでの取り組み

- 定着促進・離職防止
 - ・ ノーリフティングケアの取組拡大と福祉機器・ICT等の導入支援
 - ・ 研修参加や仕事と子育ての両立支援のための代替職員派遣
- 新たな人材の参入促進
 - ・ 福祉人材センターのマッチング機能強化
 - ・ 介護職員初任者研修等の資格取得支援
 - ・ 多様な働き方による新たな人材参入
 - ・ 外国人介護人材の受入環境整備支援
- 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場づくりの推進

成果

- 定着促進・離職防止
 - ・ ノーリフティングケア実践事業所 31.5%（R1）
 - ・ 代替職員派遣活用事業所 54事業所（R2）
 - ・ 福祉機器・ICT等導入支援 111事業所（R2）
- 新たな人材の参入促進
 - ・ 福祉人材センターでのマッチング数 年間261人（R2）
 - ・ 多様な働き方による新たな人材の参入 24人（R2.4～R4.2）
 - ・ 外国人介護人材 79人（R4.2月末）
- 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場づくり
 - ・ 認証取得 236事業所（R4.2月末）

図表30 介護分野での有効求人倍率（全国と高知県）



課題

- ・ 職員が段階的にスキルアップしながら安心して長く働き続けられる魅力ある職場環境づくり
- ・ 良好な福祉・介護職場の「見える化」による福祉・介護職場のネガティブイメージの払拭
- ・ 現役世代の人口減少が本格化していく中、限られた人材でサービスの質を維持・向上していくための業務改善（業務仕分け・デジタル技術の活用等による業務効率化・省力化）
- ・ 新たな人材の掘り起こしや柔軟な働き方による多様な人材の参入

6-(4) 子どもたちを取り巻く状況

図表31 子どもの貧困に関する指標 () 内は全国

(単位: %)

		生活保護世帯		児童養護施設		ひとり親世帯	
		H30	R1	H30	R1	H27	R3
中 卒 後	進学	87.1(94.0)	95.2(93.7)	95.2(96.2)	100(96.8)	97.7(95.9)	92.0
	就職	3.2(1.4)	1.6(1.0)	4.8(1.9)	0(2.0)	0(1.7)	4.6
	合計	90.3(95.4)	96.8(94.7)	100(98.0)	100(98.7)	97.7(97.6)	96.6
高 卒 後	進学	37.0(36.1)	13.4(37.3)	26.7(28.3)	52.2(37.7)	58.9(58.5)	48.7
	就職	55.6(47.2)	64.2(43.6)	73.3(62.9)	47.8(54.2)	18.2(24.8)	12.8
	合計	92.6(83.3)	77.6(80.9)	100(91.2)	100(91.9)	77.1(83.3)	61.5

※ひとり親世帯のH27における全国の数値はH28の数値となっています。

※小数点以下の端数処理の関係で、計と内訳の計が一致しない場合があります。

出典：厚生労働省「保護課調」・「全国ひとり親世帯等調査」・

「家庭的養護の現況に関する調査」、高知県子ども・福祉政策部調べ

これまでの取り組み

■ 厳しい環境にある子どもたちへの支援

- ・学校教育における学力保障と就労支援などに向けた取り組み
- ・ひとり親家庭の保護者などへの就労支援や経済的支援
- ・子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」への支援 など

■ 児童虐待防止対策の推進

- ・平成30年に国が示した児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童相談所の体制や専門性の強化
- ・子どもの安全を最優先に考えた一時保護の実施
- ・市町村における児童家庭相談体制の強化（要保護児童対策地域協議会への積極的な支援等）

■ 社会的養育の推進

- ・R1に高知県社会的養育推進計画を策定
- ・包括的な里親養育支援体制の構築に向け取り組みを推進

成果

■ 厳しい環境にある子どもたちへの支援

- ・ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就職率
47.8%（H30） → 52.2%（R2）
- ・「子ども食堂」の開設数
11市9町・77か所（R1） → 11市9町・88か所（R3）

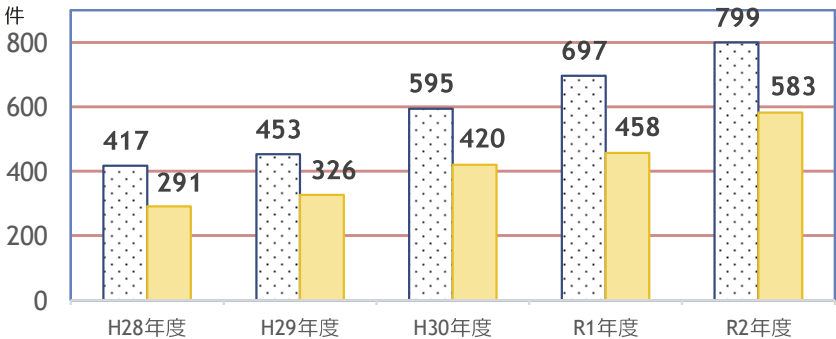
■ 児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待通告後の48時間ルール 100%実施の継続 100%（R1）→100%（R2）
- ・児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司・児童心理司の配置体制
全国目標：R4達成→高知県はR2に達成済

■ 社会的養育の推進

- ・里親登録数 97組（R2） → 111組（R4.1月末時点）
- ・里親委託率 20.5%（R2） → 24.9%（R4.1月末時点）

図表32 児童虐待相談受付件数と相談対応件数の推移



■ 受付件数 ■ 対応件数

出典：高知県子ども・福祉政策部調べ

図表33 里親等委託率の推移（各年度末現在）

区分	H28	H29	H30	R1	R2
里親登録数（組）	65	72	78	89	97
委託児童数（人）	59	64	69	75	74
里親等委託率（%）（高知県）	15.0	17.2	19.0	20.3	20.5
（全 国）	18.3	19.7	20.5	21.5	22.8

出典：高知県子ども・福祉政策部調べ

課題

■ 厳しい環境にある子どもたちへの支援

- ・ひとり親家庭支援センター（ひとり親家庭等就業・自立支援センターから改称）における情報提供及び相談支援機能の強化
- ・子どもに必要な支援につなげるための地域の支援機関間の連携体制の構築

■ 児童虐待防止対策の推進

- ・児童相談所の相談支援体制及び職員の専門性の強化
- ・子どもの権利擁護への対応や体罰によらない子育ての推進
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進及び機能強化

■ 社会的養育の推進

- ・目標達成に向け里親の開拓及び里親への継続的なサポート体制の充実
 - ・委託児童が不安や困りごとを表明できるように権利擁護の取り組みを強化
- ※少年非行防止対策の推進は、非行率・再非行率は改善傾向が続いているため、長寿県構想からはR3年度末で削除

具体的な施策

I 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

【柱Ⅰ】

子どもの頃からの健康づくりの推進

保健体育課・保健政策課



【目標値】・健康教育副読本の100%活用継続 (R1) 100% → (R5) 100%
 ・ヘルスメイトによる食育講座の実施 (H30) 119回 → (R5) 毎年全市町村実施、小学校100回以上
 ・食育イベントの実施 (H30) 51回 → (R5) 毎年実施、全市町村1回以上

朝食を毎日食べる子どもの割合
 (R1) 小5男: 80.4%、小5女: 81.2%
 中2男: 79.6%、中2女: 73.1%
 → (R5) 全国平均以上 (小5、中2)

1 現状

学校では、健康教育副読本（H26～）の活用やがん教育などの取組を通じて、発達段階に応じた望ましい生活習慣の確立を目指し、実践につながるような健康教育の推進に取り組んでいる。

- 朝食を必ず食べる子どもの割合は全国平均より低く、目標値に届いていない。
- 小・中学生の肥満傾向児の出現率は、全国と比べて高い状態が続いている。
- 1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合が全国と比べて高い。

高知県の子どもの生活習慣の状況

指標 小：小学5年生 中：中学2年生	高知県 (R3年度)	全国 (R3年度)	目標値 (R5年度末)
朝食を毎日食べる 子どもの割合	小男: 80.1% 小女: 80.2% 中男: 77.2% 中女: 72.1%	小男: 81.9% 小女: 81.3% 中男: 80.6% 中女: 75.7%	全国平均以上
肥満傾向児の出現率 (軽度・中等度・高度の合計)	小男: 13.7% 小女: 10.5% 中男: 10.5% 中女: 9.5%	小男: 13.1% 小女: 8.8% 中男: 10.0% 中女: 7.0%	全国平均以下
1週間の総運動時間が 60分未満の 児童生徒の割合	小男: 8.9% 小女: 14.1% 中男: 8.0% 中女: 19.6%	小男: 8.8% 小女: 14.4% 中男: 7.8% 中女: 18.1%	全国平均以下

※全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

健康教育副読本活用率
 H29～R2年度いずれも100%

外部講師を活用したがん教育
 H30年度: 29校 R1年度: 50校 (52回)
 R2年度: 56校 (59回) R3年度: 66校 (66回) 予定

朝食アンケート ※高知県学校栄養士会 (R3年度・小5・3,299人)

必ず食べる	80.8%
1週間のうち食べる日の方が多い	13.5%
1週間のうち食べない日の方が多い	3.4%
ほとんど食べない	2.3%

食べない主な理由 (複数回答あり)
 1 食欲がない…48.9%
 2 時間がない…37.4%
 3 食べない生活に慣れている…23.7%
 4 土日はなし…11.6%

朝食を食べない主な理由
 「時間がない」「食欲がない」
 食生活・睡眠・運動など
 生活習慣全体の乱れ

2 課題

■望ましい生活習慣を身につけるため、学校・家庭・地域が連携した一層の取組の推進

- ・高度化、複雑化する子どもたちを取り巻く様々な健康課題（朝食摂取率の低下など）への対応が必要
- ・食事、運動、休養・睡眠の大切さを理解し、子ども自身が自分の現状を振り返り、望ましい生活習慣を実践する力を育成する取組が必要
- ・子どもの健康教育を推進するには、学校だけではなく家庭や地域と連携した取組が必要。また、外部講師や地域住民などの協力を得た取組を更に広げる取組が必要
- ・栄養教諭等の指導力を向上させるための取組の充実が必要
- ・子どもの体力、運動能力は全国水準を維持しているものの、全国平均を継続的に上回るまでには至っておらず、運動習慣も十分に定着しているとは言えない

■家庭へ波及する取組の推進

- ・子どもの生活習慣は保護者から大きな影響を受けるため、家庭へ波及する取組が必要
- ・幼児期からの生活リズム獲得に向けた保護者へのアプローチ

3 今後の取り組みの方向性

学校

1 学校における組織的な取組の充実

◆健康教育の中核となる教員の更なる資質向上

- ・健康教育の中核となる教員を対象とした研修の実施
- ◆児童生徒の自己変容につながる健康教育の充実
- ・健康教育副読本を効果的に活用して子ども自身が自らの生活を振り返り、実践につながることを目的とした学校における健康教育の充実
- ・がん教育や性に関する指導など、外部講師を活用した効果的な健康教育の実施及び関係機関と連携した健康教育の充実

◆家庭や地域と連携した健康教育の充実

- ・健康教育副読本を活用し、家庭と連携した取組の充実
- ・朝食に関する知識や技術を身につけさせる取組の充実

◆関係機関と連携した取組の充実

- ・子どもの健康課題の解決を図るため、学校保健委員会等の活用促進

◆体力・運動能力向上のための取組の充実

- ・運動機会の充実や体力向上に向けた効果的な対策等を総合的に検討して実践につなげる

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて！

家庭
地域

2 地域の住民組織の参画による児童生徒への健康教育と家庭への波及

- ・ヘルスメイトが授業等で健康教育を実施
- ・児童生徒への健康教育内容の家庭への波及

3 家庭の意識の向上

- ・就学前の子どもの保護者を対象としたパンフレットの作成及び保育所等で学習会を実施
- ・保護者会等への出前講座の実施

4 地域での取組の充実

- ・3歳児健診等での生活リズム獲得に向けた指導
- ・食育活動の展開（食育の日、やさしい日等）

4 令和4年度の取り組み

★学校・家庭・地域が連携して取組を推進

1 学校における組織的な取組の充実

- ・健康教育の中核となる教員の研修の実施（保健主事、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等の必修研修及び年次研修など）
- ・健康教育副読本について、効果的な活用方法を取り入れた取組の周知及び指導助言
- ・外部講師を活用したがん教育や性に関する指導の推進
- ・学校における食育の推進及び家庭や地域と連携した食育の推進（望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を実践する力の育成：食育推進支援事業）
- ・高知県学校栄養士会と連携した朝食摂取率向上に向けた取組
- ・課題校で朝食の大切さ及び将来に向けた健康教育を実施
- ・9年間を見通した「体力・運動能力向上プログラム」の取組の充実

2 地域の住民組織の参画による児童生徒への健康教育と家庭への波及

- ・ヘルスメイトが授業等で健康教育（食育講座）を実施
- ・食育講座内容の充実のため、ヘルスメイトへの研修の実施
- ・教材には自己管理能力を高めるレシピを掲載
- ・児童生徒への健康教育内容の家庭への波及

3 家庭の意識の向上

- ・就学前の子どもの保護者を対象としたパンフレットの作成（幼保支援課）
- ・保護者会等への出前講座の実施

4 地域での取組の充実

- ・3歳児健診等での生活リズム獲得に向けた指導



【目標値】

- 健康パスポートアプリDL件数 (R2) 18,525件 → (R5) 50,000件
- 健康パスポート活用企業数 (H30) 58社 → (R5) 500社

日常生活における歩数

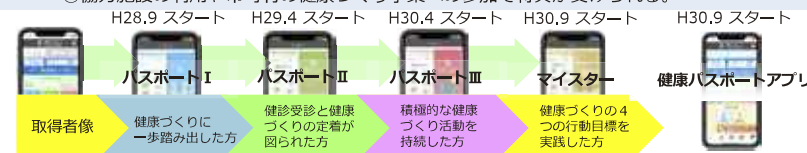
(H28) (20～64歳) 男性6,387歩、女性6,277歩 → (R5) 男性9,000歩、女性8,500歩
(65歳以上) 男性4,572歩、女性4,459歩 男性7,000歩、女性6,000歩

1 現状

■ H28.9.1スタートし、利用者の目標5万人を達成

目的：県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指す。

内容：①健診（検診）受診や運動施設の利用などを通じてポイントを貯めて健康パスポートを取得
②協力施設の利用や市町村の健康づくり事業への参加で特典が受けられる。



■ 新しい生活様式に対応するため、アプリへの切替

歩数や、血圧・体重の記録など、日々の行動や健康状態が見えるアプリでの運用へ切替
(※経過措置として、アプリの切り替えが困難な人に簡易版ポイントシートの提供を実施予定)

■ アプリを活用した健康行動の定着が図られつつある

歩数達成によるポイント交付数は、イベント等をきっかけとして順調に増加している。

■ 市町村・保険者のプラットフォームとして活用

県及び市町村・保険者のダブルインセンティブ事業の展開

■ 健康経営のプラットフォームとして活用

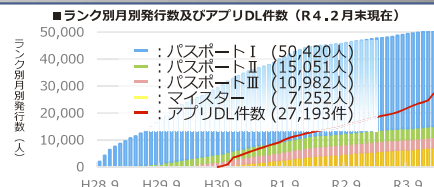
ワークライフバランス推進企業認証【健康経営部門】

149社(R3.3月)→214社(R4.2月)

(認証必須条件に健康パスポートの活用促進)

■ 年齢階級別健康パスポート人口カバー率 (R4.2月末現在)

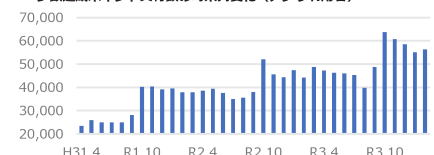
20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20-60歳代
6.2%	9.7%	10.5%	11.9%	12.3%	10.6%



■ パスポート取得者における各利用人数及び40-60代の割合

	令和4年2月末	40-60代の割合
冊子版のみ利用	38,323人	60%
アプリのみ利用	916人	70%
両方利用	11,181人	72%
健康パスポート取得者数	50,420人	63%

■ 歩数達成ポイント交付数の時系列変化 (アプリ利用者)



2 課題

■ アプリのメリットを生かした健康パスポート事業の拡充

- 県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指し、アプリを継続・強化することで、メインターゲットである働きざかり世代を中心に健康パスポート利用者の増加を図ることが必要
- アプリへの切り替えが伸び悩んでいることから、ターゲットに応じた周知・広報及びアプリへの切り替え促進が必要
- 個人の健康づくりに対するインセンティブ機能の充実を図ることが必要
- 双方向の通信機能を活用した健康教育の促進(タイムリーな情報提供及びアンケート機能等)

■ アプリ内でのイベントによるポピュレーションアプローチの強化

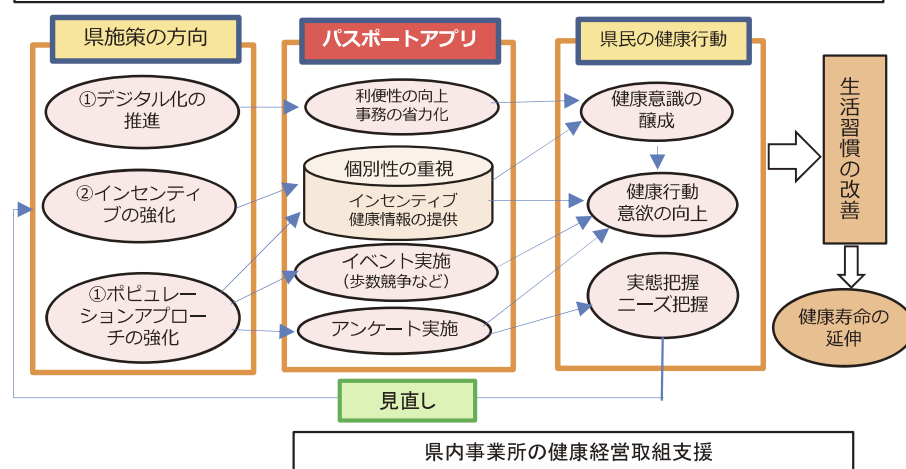
- 健康づくり無関心層や、健康づくりに関心はあるが一歩を踏み出せていない方に対し、ウォーキングイベントの他、気軽に楽しめる催しを実施することで、健康づくりの県民運動をさらに盛り上げることが必要

■ 健康経営のツールとしてアプリ版健康パスポートの活用を促進

- 経営者や従業員が職場の健康づくりに取り組みやすくするための仕掛けが必要

3 今後の取り組みの方向性

壮年期の死亡率の改善 ← 健康無関心層の健康意識の醸成



4 令和4年度の取り組み

1. 新たな生活様式に対応したデジタル化の推進

- 冊子版パスポートからアプリへの切替えを徹底するとともに、新たなアプリユーザーを増やすための広報周知
- 携帯電話会社と連携した携帯の新規契約及び機種変更時における健康パスポートアプリのDL勧奨実施の検討
- 口コミによるアプリダウンロード件数を増やすため、アプリに紹介機能及び特典の追加

2. アプリの魅力を高めるためのインセンティブ機能の強化

- 参加施設や協賛企業との連携を強化し、行動変容を促す官民協働のインセンティブの充実を図り、健康行動に連動したポイント取得のルールづくりとアプリの改修検討
- 引き続き、パスポート提示による特典を増やすことに加え、新たに個人に発信される「お得」(例：クーポン等)に係るインセンティブ機能の強化

3. アプリを利用した県下一体的なイベントによるポピュレーションアプローチの強化

- 健康診断受診勧奨メッセージや市町村イベントの発信など、個性を重視した情報取得機会の増大
- ウォーキングイベント等の競争に加え、個人が「達成感」を得られるイベントの定期的な開催
- 双方向通信によるニーズ把握や健康意識等の調査

4. 県内事業所の「健康経営」取組支援

- 健康経営のツールとしてアプリ版健康パスポートの活用を促進するため、県内事業所の経営層や人事担当者への支援強化
- 健康経営アワード受賞事例をライブラリー化し、県内事業所に周知することにより、蓄積した実践知を普及

【柱Ⅰ】

高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり

薬務衛生課



【目標値】 健康サポート薬局の届出数 (R1) 9 薬局→(R5) 100 薬局 → 糖尿病が強く疑われる者の割合の減少 (H29) 9.6%→(R5) 8.2%

1 現 状

高知家健康づくり支援薬局：310薬局 (R4.2 全薬局の約8割)
健康サポート薬局：20薬局 (R4.2 全薬局の約5%)
地域連携薬局：9薬局 (R4.2 全薬局の約2%)
(薬局の地域偏在)
・薬局数2以下の市町村：16町村
(薬局数0：5町村、薬局数1：4町村)
・薬局の約半数が高知市に集中



福祉保健所	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	高知市	計
保険薬局数 (休止中を除く)	29	58	40	27	42	188	384
健康づくり支援薬局数	24	44	33	21	32	156	310
地域連携薬局数	0	2	1	2	0	4	9
健康サポート薬局数	2	3	4	2	1	8	20

薬務衛生課調べ (R4.2)

※健康サポート薬局；かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、国民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する「健康サポート」機能を備えた薬局



- 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
 - 主な地域活動
 - ・「高知家健康バスポート事業」と連動した健康相談の実施
 - ・あったかふれあいセンター等での出前講座：7件 (R4.3)
 - ・地域ケア会議への参加：25市町村(R2年度、広域連合含む)
 - 糖尿病重症化予防の取組
 - ・糖尿病治療薬及び服薬中断理由等の実態調査
 - フレイル・オーラルフレイルの取組
 - ・フレイルに関する研修会の開催 (R3.10)
- 薬局間連携 (高知型薬局連携モデル) の整備、強化
 - 薬局間連携
 - ・薬局連携表の作成 (R3:幡多地区)
 - ・薬局間連携に関する実態調査 (県内全薬局対象)
 - 地域活動強化システムの活用
 - ・登録機関・登録者数：450 (R4.3)
 - ・薬局間連携表の登録：2支部
 - ・地域活動と薬剤師とのマッチング：7件 (R3.4~R4.3)
 - 地域連携薬局・専門医療機関連携薬局制度開始 (R3.8~)

2 課 題

- 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
 - (1) 糖尿病の重症化予防の取組
 - ・薬剤師や多職種が連携して、糖尿病患者の薬の飲み忘れや飲み残し等への対応が必要
 - (2) 健康サポート薬局へのステップアップ
 - ・フレイル、オーラルフレイルの早期発見、受診勧奨ができる体制が必要
 - ・健康サポート薬局の要件の一つである一般用医薬品の取扱い体制の整備が必要
- 薬局間連携 (高知型薬局連携モデル) の強化
 - (1) 市町村やブロック (高知版地域包括ケア) 単位
 - ・薬局間連携表を活用した地域ごとの連携強化が必要
 - (2) 地域活動強化システムの活用
 - ・登録薬剤師数のさらなる増加が必要
 - ・関係機関への周知、啓発が必要
 - (3) 地域連携薬局等の認定取得の促進
 - ・地域連携や多職種連携の取組の推進が必要
 - ・県民へのPRが必要

3 今後の取り組みの方向性

高知型薬局連携モデルによる薬局の連携体制

健康サポート薬局へのステップアップ

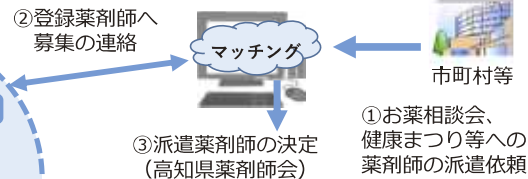
- (高知家健康づくり支援薬局)
- 糖尿病治療薬の服薬支援
 - フレイル、オーラルフレイルの早期発見、受診勧奨
 - OTC医薬品 (一般用医薬品) に関する相談対応

市町村・ブロック単位の連携

〈薬局連携表〉

		高知家健康づくり支援薬局等			
薬局		A	B	C	D
薬局内での健康づくり支援	24時間対応	○	○	○	○
	在宅対応	○	○		○
地域活動	お薬・健康相談会	○	○		
	地域ケア会議	○		○	○

地域活動強化システムの活用



地域連携薬局の認定取得

多職種連携 (地域ケア会議等) 在宅訪問

薬業連携 (服薬情報の共有)

- 多職種連携 (旧おくすりプロジェクト) の取組の継続
- 在宅訪問薬剤師の養成 (再掲)
- 薬業連携シートの活用 (再掲)、高知あんしんネット等を活用した病院・薬局薬剤師の連携強化

薬局が少ない地域

4 令和4年度の取り組み

- 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり
 - (1) 糖尿病の重症化予防の取組
 - ・糖尿病薬服用実態調査の実施
 - ・服薬指導啓発資料を活用した好事例の周知
 - (2) 高知家の薬剤師の健康サポートスキルの充実
 - ・フレイル、オーラルフレイルに関する研修の開催
 - 新・一般用医薬品に関する研修の開催
- 薬局間連携 (高知型薬局連携モデル) の強化
 - (1) 地域単位での薬局間連携体制整備と強化
 - ・地域ごとに薬局間連携表の運用ルールの検討
 - (2) 地域活動強化システムの活用
 - ・薬剤師に対する地域活動強化システムの更なる周知
 - ・市町村や薬局への活用事例の紹介
 - (3) 地域連携薬局等の認定取得の支援
 - ・多職種連携の取組の継続
 - ・在宅訪問薬剤師養成研修会の開催 (再掲)
 - ・薬業連携シートの活用等 (再掲)
 - ・県民への周知



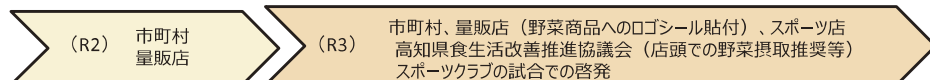
【目標値】・5つの分野（減塩、野菜、運動、節酒、禁煙）の目標達成
【図2】参照

・糖尿病が強く疑われる者の割合の減少（H28）9.5% → （R5）8.2%
・糖尿病の可能性を否定できない者の割合の減少（H28）11.6% → （R5）9.4%

1 現状

【健康指標】

- 特定健診結果による血糖値有所見者割合は、男女とも減少傾向にあるが、依然として全国よりも高い状態にある。【図1】
- 男女ともに、塩分は過剰摂取（8g超え）、1日平均歩数は全国最下位で、ほぼ毎日飲酒している者の割合、1日3合以上飲酒している者の割合が全国よりも高い。
- 【これまでの取組】
- 「減塩」「野菜」「運動」「節酒」「禁煙」の5つの分野について、令和2年度より「高知家健康チャレンジ」による啓発を実施している。
- 一斉啓発に協力が得られる企業や団体の拡大を図っている。（のぼり旗、ポスターの掲示、チラシの配布等）



■ナッジを活用した明確な行動指示による目標値関連データの推移

<塩分摂取量（推定塩分摂取量測定事業）> R2 男性9.38g、女性9.08g → R3（4～9月） 男性9.28g、女性9.05g

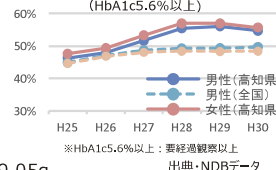
<健パスアプリ利用者の歩数推移（各年11月）、H31年からの追跡者 男性236名、女性344名>

R1 男性7,938歩 女性6,229歩 → R2 男性7,442歩 女性5,972歩 → R3 男性8,058歩 女性6,315歩

対象：2019.1月の月平均歩数が3,000歩以上12,000未満の者で、3年継続してデータがある者

<令和3年度街頭アンケート調査> キャンペーンを見た人は約6割で、そのうちの約7割がテレビCMで見たと回答していたが、YouTube広告は少なかった。生活習慣の改善をしてみようと思った人は、キャンペーンを見ていない人よりも見た人の方が多く、一定の啓発効果は得られている。

【図1】血糖値有所見者の割合
(HbA1c5.6%以上)



※HbA1c5.6%以上：要経過観察以上
出典・NDBデータ

3 今後の取り組みの方向性

生活習慣病発症・重症化を防ぐポピュレーションアプローチの強化

高知家健康チャレンジ

ハードルの低い動作指示をキャッチコピーにした啓発（継続）

一人一人の行動変容へ

準備期間

日常「健康づくり」を意識する機会を増やし
行動変容につなげていく

コラボ事業の強化

企業・団体の参画により40代～50代男性の
生活習慣の改善を目指す

様々な場を活用した
啓発活動の実施

県と連動した取組の
バリエーションを増やす

ナッジ理論による環境改善
◆「15分以内の距離は歩く」意識の定着
◆階段利用、公共交通機関利用の促進など

★民間企業・県民向け 健康を意識した商品の販売促進
◆既存の惣菜野菜等とのコラボ
◆出汁をきかせたメニューの紹介と減塩商品のPR

★企業・団体の社員向け 健康経営
◆社内報で禁煙外来の案内や気軽にできる運動習慣の紹介
◆社内研修会において健康講座を実施
◆企業やスポーツ店と連携したスポーツイベントの実施

市町村による広報及び健康教育の実施
◆地区組織との協働（訪問活動、食育イベントでの啓発、周知）
イベント等での啓発（健診会場、研修会、産業祭、地区会等を活用）
◆県と連動した独自の取組展開
（地元商店と連動した減塩イベントや量販店等での野菜摂取イベントの実施）

ナッジ理論を活用し様々な媒体を用いた総合的な普及啓発
◆効果的なキャッチコピーを活用した広報
（テレビCMやラジオ、スポーツイベントでの啓発、県内量販店等と連動した取組の実施）

令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度

市町村、企業・団体、地区組織など社会全体で健康習慣を後押し

社会

企業

市町村

高知県

生活習慣病発症リスクの改善

2 課題

■血管病の発症リスクを下げるため、5つの分野の効果的な普及啓発の効果を高め、継続していくことが必要

【図2】 5つの分野の【目標値(R5)】

減塩：食塩摂取量	H28 8.8g→R5 8g以下
野菜：野菜摂取量	H28 295g→R5 350g以上
運動：歩数(20～64歳)	男性 H28 6,387歩→R5 9,000歩 女性 H28 6,277歩→R5 8,500歩
歩数(65歳以上)	男性 H28 4,572歩→R5 7,000歩 女性 H28 4,459歩→R5 6,000歩
節酒：生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	男性 H28 16.4%→R5 15%以下 女性 H28 9.3%→R5 7%以下
禁煙：成人の喫煙率	男性 H28 28.6%→R5 20%以下 女性 H28 7.4%→R5 5%以下

ポイント

・企業や市町村とのコラボ拡大による県民とのタッチポイント（県民が見聞きする機会等）の拡大
・健康パスポートアプリとの連動

4 令和4年度取り組み

【官民協働による生活習慣病予防の総合啓発】

◆事業アドバイザーの参画による効果的な事業の推進

- ・事業アドバイザーのコンサルテーションにより、ナッジ理論を活用した県民への啓発を継続し、事業所の環境づくりを推進
- ・県とのコラボによるメリットを事業所等に提示してコラボ企画を拡大し、県民とのタッチポイントを増やして行動変容につなげていく。
- ・市町村、民間事業所、関連団体等のナッジを活用した健康づくりの手法の確立

◆県民に届くプロモーションによる啓発の充実

- ・前年度の検証をもとにターゲット層（40代～50代男性）へ、より効果的な広告媒体を活用した動作指示により、長く定着し習慣化することを目指す。事業の意図と広告内容が明確に一致した県民に分かりやすく伝わるものとする。
- ・啓発と連動した健康パスポートアプリによるポイント付与等で県民の健康づくりを後押し

◆健康経営への健康チャレンジの導入支援

- ・事業所の健康経営に従業員への健康チャレンジを推進する取組導入を支援

◆官民協働の健康的な環境づくりの手法の確立

- ・県民の健康づくりに取り組む事業所を対象とした勉強会などの実施や、ナッジを用いた健康づくり事例の募集・周知など、企業等と連携した健康づくりの取組

◆糖尿病発症・重症化予防施策評価会議による取組の評価

- ・協会けんぽを含めた保健・医療データの分析及び介護データとの連結分析により高知県医療提供体制の課題の明確化

【柱Ⅰ】

フレイル予防の推進

在宅療養推進課・保健政策課・国民健康保険課

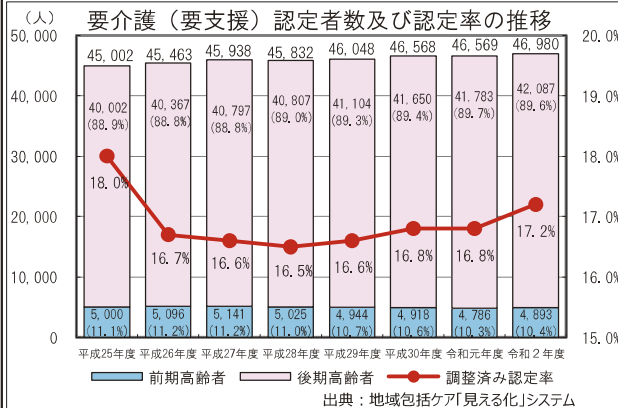


【目標値】・市町村における健診以外での後期高齢者質問票等の活用 (R1) 1 か所 → (R5) 全市町村
・介護予防に資する通いの場への参加率 (H30) 6.5% → (R5) 10%

要支援・要介護認定率（年齢調整後）
(R5) 16.8%（現状維持）

1 現 状

- 要支援・要介護認定率（年齢調整後） 全国 18.7% 高知県 17.2%
○新規要支援・要介護認定者の平均年齢
H30 : 全国 80.9歳 高知県 82.0歳
R2 : 全国 81.4歳 高知県 82.6歳



<令和3年度の取り組み>

- 県民へのフレイル予防の啓発
→ 圏域単位での講演会の開催 5市町 286名参加
→ 専門職を対象としたフレイル予防意見交換会の実施
→ 2市町
- フレイルチェックシート、後期高齢者の健診質問票等を活用して取り組む
市町村への支援（11市町村）
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた支援
（国民健康保険課）
→ 一体的実施取組団体（7市町村）
- オーラルフレイル予防事業（保健政策課）
→ オーラルフレイル予防複合プログラムを策定し、3市町でモデル事業を実施
お茶汁物でむせることがある者の割合（75歳以上）：24.7%
（令和2年度後期高齢者歯科健診結果）
半年前に比べて固いものが食べにくくなった者の割合（75歳以上）：26.3%
（令和2年度後期高齢者歯科健診結果）
- 65歳以上の低栄養傾向（BMI20以下）の割合
男性16.7% 女性21.2%（H28年度県民健康栄養調査）
- 「高知県フレイル予防推進ガイドライン」を策定し、市町村及び関係団体、庁内関係課等へ配布

2 課 題

- ◆できるだけ要支援・要介護状態にならないための取り組みの強化によりQOLの維持・向上に努め、健康寿命の延伸につなげることが必要
- ◆高齢者は身体的、精神・心理的、社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすく、フレイル状態になりやすいため、様々な角度からのフレイル予防が必要

フレイルの多面性

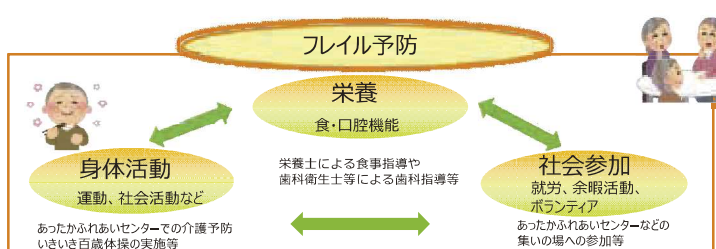


※ フレイル：高齢者が加齢によって心身ともに虚弱になった状態

3 今後の取り組みの方向性

フレイル予防に関する具体的な取り組み内容

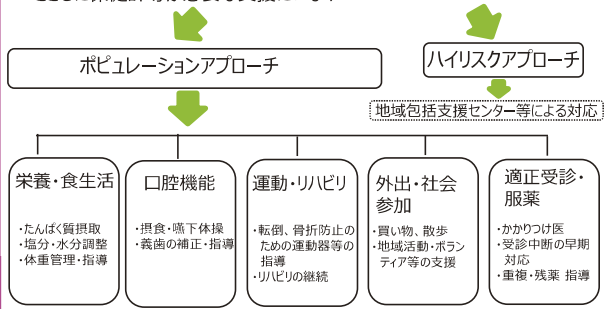
- ① フレイル状態にある高齢者を把握する取組及び地域の健康課題の整理・分析
 - ◆住民主体によるフレイルチェックの実施（東京大学高齢社会総合研究機構）
 - ◆後期高齢者の質問票等を用いた健康状態の評価（後期高齢者医療制度）
あつたかふれあいセンター等の通いの場での実施など
- ② ①により把握した結果から保健師等が必要な支援を実施
- ③ 地域や対象者の状況に応じて、フレイル予防や重症化予防等の取組を実施
 - ◆ハイリスク者に対しては、地域包括支援センターから、短期集中リハビリなどの自立支援・重度化防止のサービスへつなぐ
 - ◆ポピュレーションアプローチとして、高齢者の状態に応じたフレイル予防の事業を実施



出典：東京大学高齢社会総合研究機構（改稿）

フレイル予防の取組イメージ図（例）

- 通いの場等で食習慣、口腔機能、運動、社会参加などの後期高齢者の質問票やフレイルチェック（東京大学高齢社会総合研究機構）等を活用し、フレイル状態にある高齢者を把握する
- その結果を基に、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握するとともに保健師等が必要な支援につなぐ



在宅で自立した生活を送ることのできる高齢者の増加

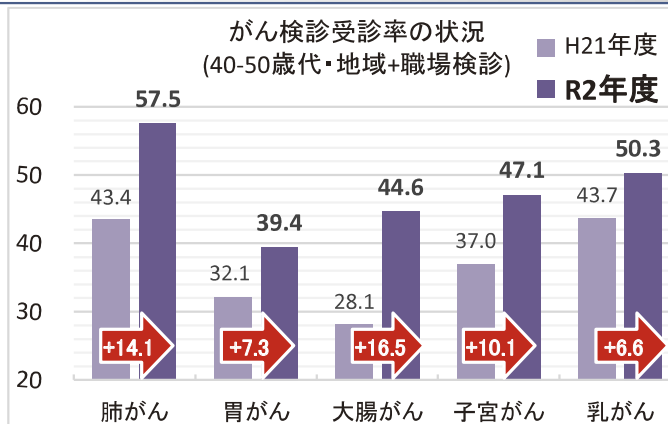
4 令和4年度の取り組み

- 1 フレイル予防の普及・啓発
 - 県民へのフレイル予防の啓発
・圏域ごとでの講演会の開催や各地域における健康教育の実施
 - 住民主体による通いの場の整備と参加促進
 - フレイルチェックシート、後期高齢者の健診質問票等の活用
- 2 人材の育成
 - 市町村等を対象としたフレイル予防研修会等の実施
- 3 地域での取り組み
 - ガイドラインを活用した市町村でのフレイルチェックの取り組みへの支援
 - フレイルトレーナー、フレイルサポーターの養成への支援
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた市町村セミナーの実施
 - あつたかふれあいセンターへの専門職による講座や助言等の取り組みを推進
- 4 オーラルフレイル予防事業
 - モデル市町村の通いの場でのプログラム（運動・口腔・栄養の複合プログラム）の実践
- 5 栄養によるフレイル予防
 - ◆低栄養予防のためのレシピを開発し、高齢者の食支援に関わる事業所等へ周知

【目標値】・がん検診受診率 (H30) 胃がん41.1%・大腸がん44.8%・子宮頸がん45.8% → (R5) 50%以上
 肺がん58.1%・乳がん 51.1% → (R5) 受診率の上昇

がんの年齢調整死亡率 (R5) H30 (77.4人) と比べて減少

1 現状



■R2年度県民世論調査 (40～59歳 複数回答)

順位	未受診理由
1位	忙しくて時間が取れない (27.9%)
2位	必要な時は医療機関を受診 (25.5%)
3位	受けるのが面倒 (21.9%)
4位	検診費用が高い (11.6%)
5位	がん検診の内容がわからず不安 (6.4%)

順位	健康情報の入手のしやすさ
1位	テレビ(66.9%)
2位	県・市町村広報紙(37.2%)
3位	新聞(23.0%)
4位	インターネット(14.7%)
5位	リーフレット・チラシ(9.9%)
6位	SNS(9.8%)

2 課題

- がん検診の受診率
 - ・受診率は上昇しているが、胃・大腸・子宮頸がん検診は目標の50%に届いていない
 - ⇒若年世代・無関心層への啓発や科学的エビデンスに基づいた受診勧奨が必要
- 県民世論調査の結果
 - ・未受診理由に「必要な時は受診」が2位
 - ⇒無症状の時に受診する必要性が県民に十分届いていない。
 - がん検診を受診できることを知らない人がいる。
 - ・未受診理由の「忙しい」「面倒」は上位のまま
 - ⇒利便性を考慮した取り組みの継続が必要

3 今後の取り組みの方向性

検診の意義・重要性の周知

ターゲットを絞った効果的な受診勧奨・啓発が必要

- 受診勧奨ターゲット (受診状況及び世論調査分析結果)
 - ・職域対象者：受診率は増加している
 - ・地域対象者：受診率は伸び悩んでいる
 - 未受診者の職業は農林漁業、自営自由業、主婦・主夫、無職が多い
 - 国保加入者 (自営業者、1次産業従事者等)
- 啓発に適したメディア (世論調査分析結果)
 - ・情報入手手段としてインターネット、SNSが増加 (40～59歳)：4位インターネット (14.7%)、6位SNS (9.8%)
 - (20代)：2位SNS (35.0%)、4位インターネット (18.8%)
 - (30代)：2位インターネット (25.2%)、4位SNS (21.9%)
 - ※ラジオ：自営業8%⇔事務職4%
 - テレビ、新聞に加えて インターネット、SNSを活用、ラジオも継続
 - ※子宮頸がんは20、30代の受診率が低い⇒SNSを活用

利便性を考慮した検診体制の構築

- 市町村における5つのがん検診のセット化の促進

無関心者に効果的なメッセージ
 「がんは今や誰しもが心配すべき問題」
 → **がんになるのは2人に1人**



4 令和4年度の取り組み

検診の意義・重要性の周知

- ◆市町村から検診対象者へ受診勧奨
 - ・市町村から検診対象者へ個別のDM・住民組織などによる受診勧奨・再勧奨 (コール・リコール)
 - ・国民健康保険加入者への通知に併せてがん検診を通知
 - ・J A、商工会等の団体への受診勧奨依頼
 - ・精密検査未受診者への電話などによる受診勧奨
- ◆マスメディア等を活用した受診勧奨と情報提供
 - ・テレビCM、新聞・情報誌へ無関心者に効果的な広告を掲載
 - ・新たな媒体への広告掲載 (インターネット、SNS)

利便性を考慮した検診体制の構築

- ◆市町村における5つのがん検診のセット化の促進
 - ・検診運営補助員の配置に要する経費を補助



【柱Ⅰ】

特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進

保健政策課・国民健康保険課

【目標値】・特定健診受診率 (H29) 49.2% → (R5) 70%以上
 ・特定保健指導の実施率 (H29) 17.9% → (R5) 45%以上

脳血管疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり) (R5) 男性34.0、女性16.0
 虚血性心疾患の年齢調整死亡率(10万人あたり) (R5) 男性33.0、女性11.0

1 現状

〈新型コロナウイルス感染症の影響〉

- ・受診控えによる受診率の低下

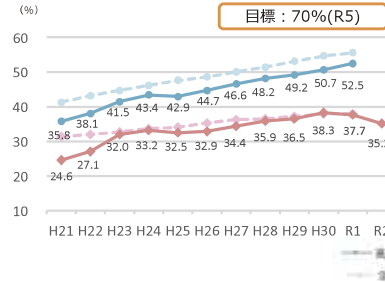
〈特定健診〉

- ・市町村国保の受診率は、H30には全国平均を上回ったが、R1・R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により低下。
- ・市町村国保の年齢別受診率では40歳から50歳代前半が低い。
- ・協会けんぽの被保険者の受診率は高いが、被扶養者の受診率は低い。
- ・保険者別に未受診者数をみると、市町村国保と協会けんぽが多い。

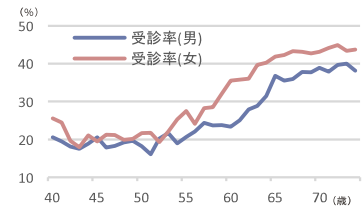
〈特定保健指導〉

- ・県全体の実施率は、市町村国保の伸びによりやや上昇傾向である。
- ・国では、個人の健康診断結果等、自身の健康情報を正確に把握できる環境整備（PHRの活用）が進められている。

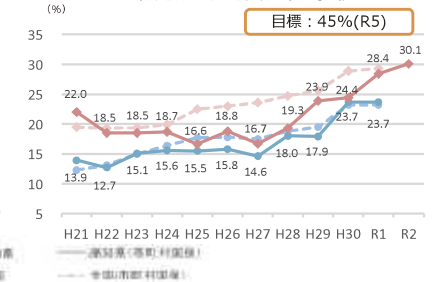
＜特定健診受診率の推移＞



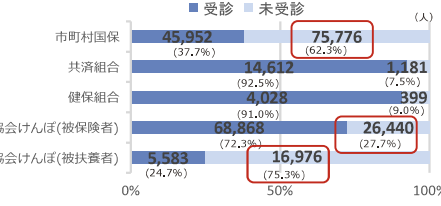
＜特定健診年齢別受診率(R2市町村国保)＞



＜特定保健指導実施率の推移＞



＜各保険者の特定健診受診者数及び未受診者数(R1)＞



出典：高知県保険者協議会

2 課題

〈新型コロナウイルス感染症への対応〉

- ・受診控えをした人の受診離れを防ぐ受診勧奨が必要

〈特定健診〉

■市町村国保

- ・各市町村で取り組む受診勧奨の充実・強化
- ・若い世代ほど低くなっている受診率の改善
- ・受診率向上のためには、集団健診の受診率を維持させつつ、個別健診の受診者数を増やすことが必要

■県全体

- ・協会けんぽの被扶養者の受診率向上に向けた取組支援が必要

〈特定保健指導〉

■市町村国保

- ・特定保健指導の利用勧奨の徹底と質の向上

■県全体

- ・対象者（従業員）が特定保健指導を受けやすい環境づくりなど事業者の理解が必要

3 今後の取り組みの方向性

【コロナに対応した受診勧奨】

[市町村国保との連携]

- 徹底して呼びかける・受けやすくする
- ・市町村で受診勧奨や健診のセット化等を実施

[医療機関との連携]

医療機関での個別健診の推進

- 医療機関からの受診勧奨と健診の円滑実施への支援

[協会けんぽとの連携]

被扶養者の受診機会の確保

- ・がん検診とのセット化
- ・被保険者の職場からの声かけ

[官民協働による啓発]

周囲から呼びかける

- ・高知家健康づくり支援薬局からの呼びかけ
- ・健康づくり団体や事業所からの呼びかけ

[特定保健指導の体制強化]

特定保健指導に確実につなげる

- ・保険者による再勧奨体制の構築・再勧奨委託先の確保
- ・特定保健指導資質向上研修会の開催

国交付金活用

連携

啓発の充実

体制整備

国保被保険者
対策の強化医療機関等と
の連携継続被扶養者
対策の実施特定保健
指導強化

4 令和4年度の取り組み

◆コロナに対応した受診勧奨

- ・感染防止対策を徹底しつつ受診控えをした人が受診に戻ってくるよう啓発を強化

◆国保被保険者対策の強化

- ・国交付金の一層の活用による市町村での受診勧奨の実施
- ・テレビCMやインターネットなどを活用した受診勧奨の実施
- ・特定健診対象前世代へ特定健診の意識啓発と、受診率の低い40歳代前半、節目となる50歳、60歳への受診勧奨を実施

◆医療機関等との連携継続

- ・医師会との連携による医療機関からの受診勧奨の強化
- ・医療機関の診療データを活用した特定健康診査情報提供事業（みなし健診）による受診率向上及び重症化予防対策等の保健指導対象者を把握
- ・協会けんぽ被扶養者への再勧奨による受診促進（市町村との連携及びがん検診とのセット化促進、被保険者への職場における受診勧奨の強化）

◆壮年期・被扶養者対策及び啓発の充実

- ・働きざかり世代への健康づくりに関する総合啓発（再掲）
- ・保険者・高知家健康づくり支援薬局を通じた啓発

◆特定保健指導の強化

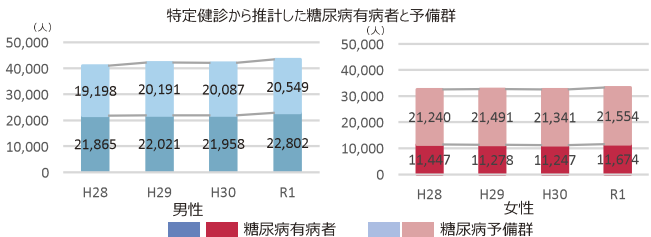
- ・利用勧奨を含めた特定保健指導資質向上研修会の開催
- ・特定保健指導を受けやすい職場環境づくりを健康経営の一つとして推奨

【目標値】・特定健診受診者で糖尿病治療中の者のうち、HbA1c7.0%以上の者の割合（H28）男性34%、女性32% →（R5）男女とも25%以下
・新しいプログラムによって透析導入の延伸が図られた者の割合（R5）介入者の8割 → 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数（H28～H30の平均）122人→（R5）108人以下

1 現状

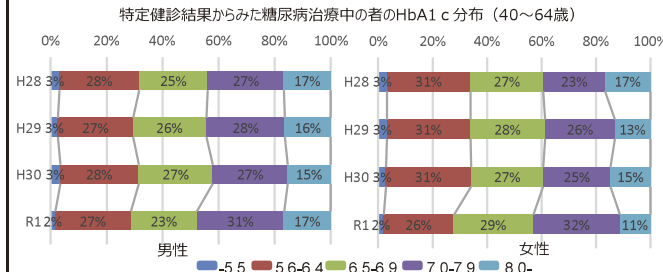
発症予防

- ・R2市町村国保特定健診結果の血糖有所見者（HbA1c5.6%以上）の割合は男性64.2%、女性66.0%であり、そのうち治療中の者の割合は男性20.1%、女性10.3%であった。（R2年度FKACデータ）
- ・特定健診結果から推計した40～74歳の糖尿病有病者は増加傾向で、R元年度糖尿病有病者・予備群の推計人数は76,579人であった。
- ・R2市町村国保の特定健診結果によると、耐糖能判定において要精密検査（HbA1c6.5-7.3）は1,053人（2.4%）、要医療（HbA1c7.4以上）は207人（0.5%）であった。（R2年度GIFKENデータ）

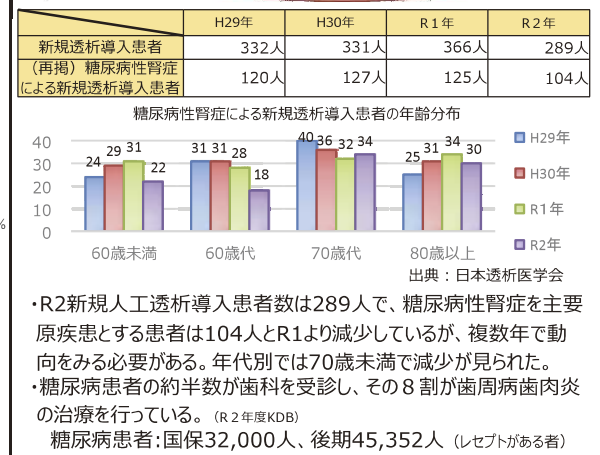


早期受診・早期治療

- ・治療を中断したり、生活習慣を改善できないことにより、血糖値等のコントロール不良となり糖尿病が重症化する患者が存在する。
- ・糖尿病薬を中断する理由は「糖尿病に対する病識や理解不足による自己判断」となっている。（R2年度高知県糖尿病療養実態調査）
- ・R1特定健診結果によると、40～64歳の糖尿病治療中の者のうち、HbA1c7.0以上の者の割合は男性47.8%、女性43.1%であった。（R1年度市町村国保・協会けんぽ特定健診実績）



重症化予防・合併症予防



患者

医療機関等・保険者

- R2年度市町村国保特定健診及び特定保健指導
- ・特定健診の受診率 35.2%
 - ・特定保健指導実施率 30.1%

糖尿病性腎症重症化予防プログラム（H30～）

特定健診結果やレセプト情報から、**未治療ハイリスク者・治療中断者・治療中で重症化リスクの高い者**を抽出し、受診勧奨や保健指導の強化により、早期受診及び治療、重症化予防につなげる。

- ・受診勧奨による受診割合は増加 未治療 R1;40.1%⇒R2;43.8% 治療中断 R1;40.0%⇒R2;48.9%
- ・医療機関からの依頼に対する保険者の保健指導割合はわずかに増加 R1;26.8%⇒R2;37.6%

★市町村国保の取り組み状況

未治療ハイリスク者 34市町村

健診の結果、医療機関の受診が必要と言われたが、3か月経過後も受診していない人

対象者	介入者数	医療機関受診者数	受診割合
R1 特定健診受診者	157人	63人	40.1%
R2 特定健診受診者	146人	64人	43.8%

治療中断者 34市町村

糖尿病治療（インスリン治療、合併症治療）をしていたが、受診や治療をやめてしまった人

対象者	介入者数	医療機関受診者数	受診割合
R1 対象者	75人	30人	40.0%
R2 対象者	88人	43人	48.9%

治療中で重症化リスクの高い者 28市町村

治療を行っているが、血糖値などのコントロールが不良の人

対象者	介入者数(a)	連絡票を渡した人数(b)	医療機関からの返信数(c)	保険者による保健指導依頼(d)
R1 特定健診受診者	406人	290人	82人	22人
	—	(b/a)71.4%	(c/b)28.3%	(d/c)26.8%
R2 特定健診受診者	465人	268人	85人	32人
	—	(b/a)57.6%	(c/b)31.7%	(d/c)37.6%

糖尿病性腎症透析予防強化事業（R2～）

数年内に透析導入が予測される患者に対し、腎保護療法及び生活指導の強化を行う。
介入者数：63名（R3年12月現在）

※詳細は次のページ参照

2 課題

発症予防のための基盤整備

- ・県民への糖尿病に関する正しい知識の普及啓発
- ・血糖高値者等、ハイリスク者への発症予防に向けた保健指導の充実
- ・歯周病予防や早期発見・早期治療のための受診啓発

医療機関における質の高い医療の提供及び生活指導の強化

- ・かかりつけ医と専門医との連携充実
- ・看護師等による**生活指導**や外来栄養食事指導の充実
- ・糖尿病患者を**歯周病治療**につなぐネットワークの充実
- ・自己判断による**治療・服薬中断を予防**するための患者支援の充実
- ・県内の糖尿病患者の**療養実態に応じたサポート体制**の検討が必要

保健と医療の連携強化による重症化予防プログラムの推進

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組
- ・医療機関から**ハイリスク者を保険者につなぐルート**の促進
- ・介入効果の見える化と周知
- ・データに基づく**保健指導により健康行動の定着**
- ・糖尿病性腎症透析予防強化事業の**確実な実施**
- ・新規透析導入患者に関するモニタリングの継続
- ・市町村の保健指導に関する技術向上支援の継続及びICTの利用促進

課題

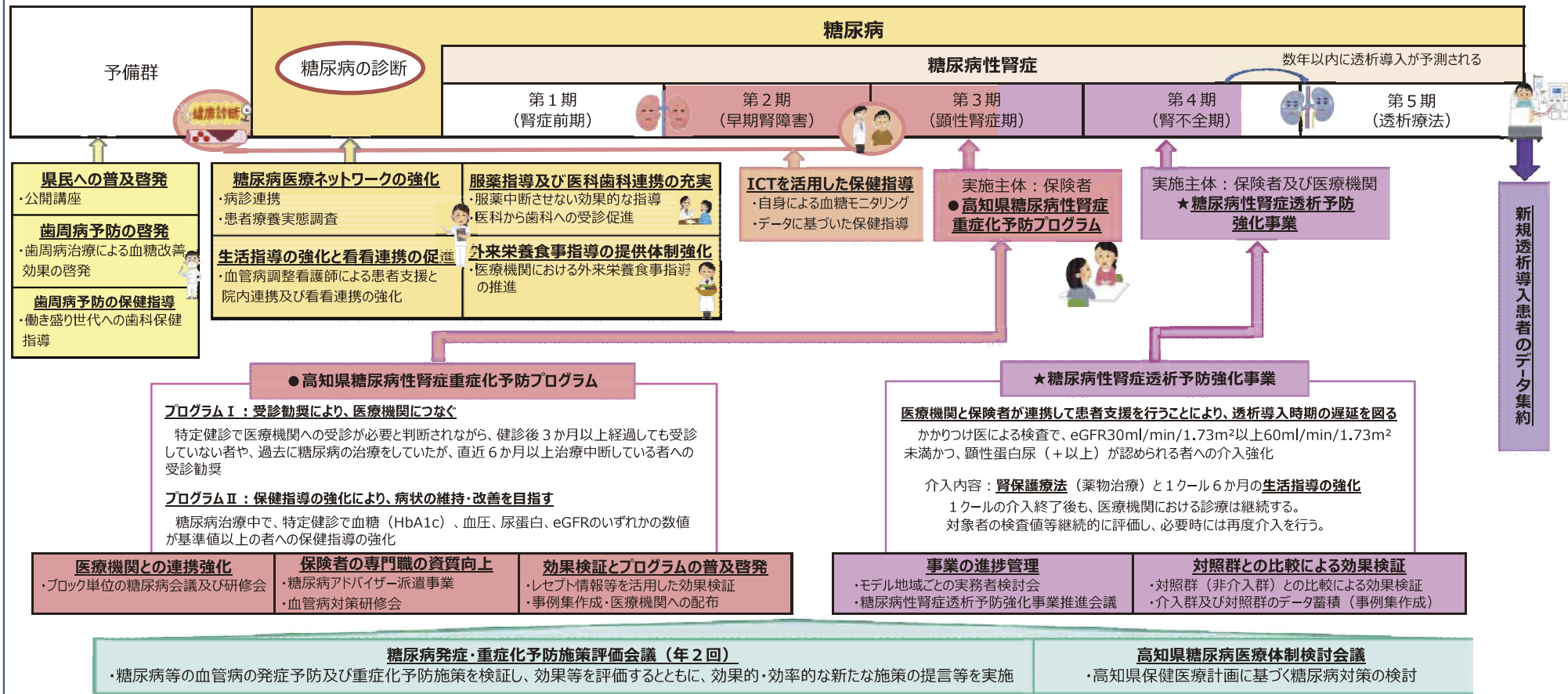
【柱Ⅰ】

血管病重症化予防対策の推進（糖尿病性腎症対策）2/2

保健政策課



3 今後の取り組みの方向性



4 令和4年度の取り組み

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <p>1 発症予防のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆糖尿病に関する公開講座を開催 ◆歯周病予防や早期発見・早期治療のための受診勧奨の啓発 <p>2 病診連携の充実に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆糖尿病透析予防指導管理料を算定する医療機関の協力を得て、病診連携における課題と対策について協議する会議を開催 | <p>3 医療機関における質の高い医療の提供及び適切な生活指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆血管病調整看護師の活動定着と地域連絡会及び公開講座を活用した役割の周知 ◆糖尿病患者に自己チェック型の健康教育を兼ねた療養実態調査を実施 ◆外来栄養食事指導の質の向上・拡大を目指し、圏域毎の研修会及び事例検討会の開催 ◆保健指導従事者向けの血管病重症化予防対策に関する資質向上研修会の開催 | <p>4 糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ブロック単位の糖尿病会議において医療機関から保険者への対象者紹介方法等を周知 ◆医療従事者及び保険者が参加した研修会の開催 ◆糖尿病看護認定看護師等をアドバイザーとして市町村へ派遣するとともに、市町村保健師等が医療機関での指導場面に同席 ◆市町村国保対象者への介入結果から事例集を作成し、未実施の保険者、医療機関へのプログラム普及啓発 ◆糖尿病予備群及び糖尿病患者（腎症軽度）に対して、持続血糖モニタリングデータをもとに、ICTを活用した保健指導を実施 | <p>5 糖尿病性腎症透析予防強化事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆推進会議及び実務者会で進捗管理及び評価を実施 ◆介入結果を定期的に（年2回）把握し、効果検証の実施と新たな地域での介入を実施 ◆モデル事業従事者向け研修会の実施 <p>6 取組成果の評価検証体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県糖尿病発症・重症化予防施策評価会議において、事業の方向性や評価について助言を得る ◆県内の透析実施医療機関の協力を得て、新規透析導入患者についての調査を実施 |
|---|--|---|--|

【目標値】・成人の喫煙率 (H28) 男性 28.6%、女性 7.4% → (R5) 男性20%以下、女性5%以下
・降圧剤の服用者での収縮期血圧140mmHg以上の人の割合 (H28) 男性 32.5%、女性 30.4% → (R5) 男女とも30%未満


 脳血管疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり）（H27）男性37.6、女性20.2 →（R5）男性34.0、女性16.0
 虚血性心疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり）（H27）男性36.1、女性11.7 →（R5）男性33.0、女性11.0

1 現 状

◆高知県循環器病対策推進計画を令和3年度に策定

【患者の実態】

◆令和2年の脳卒中発症者数3,238人のうち約70%は脳梗塞であり、76%は高血圧症、39%は脂質異常症患者である。(R2年高知県脳卒中患者実態調査)

◆急性心筋梗塞の発症者数は未把握であるが、年齢調整死亡率は男性21.54(全国2位)、女性7.86(全国3位)と高い。(H27人口動態統計特殊報告)

◆高知県の医科診療医療費の2割は循環器疾患にかかる費用である。また、脳梗塞の一人当たりの医療費は17,926円となっており、全国（8,797円）に比べ高い。（R1年度NDBデータ）

◆要介護及び要支援の原因は、循環器疾患が20%を占める。(R1年国民生活基礎調査)

【リスク管理】

◆減塩：推定塩分摂取量測定事業（27市町村）では、塩分過剰摂取（1日8g超え）の割合は、男性73.3%、女性70.5%である。（R3年度推定塩分摂取量測定事業）

◆**血圧管理**：降圧剤服用者で収縮期血圧140mmHg以上の割合は、男性34.5%、女性31.0%で男性が増加傾向にある。（R1年度市町村国保・協会けんぽ特定健診実施率）

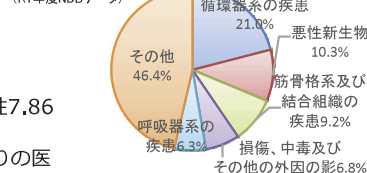
◆禁煙：ニコチン依存症管理料算定医療機関は107医療機関。（R3.10.1現在）
また、R2年度949人に算定し、うち禁煙につながった者は66.4%
と増加傾向である。（出典：四国厚生局）

【再発・重症化予防】

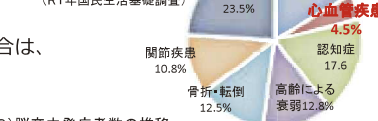
◆脳卒中：発症者の30.3%は再発者である。（R2年高知県脳卒中患者実態調査）

◆慢性心不全患者の1年以内の再入院率は27.9%である。
(高知県非代償性心不全患者レジストリ研究；R3年10月現在)

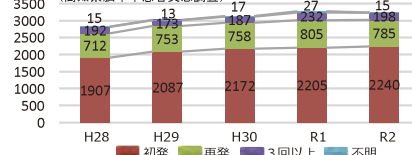
(図1)R1年度高知県医科診療医療費の構成割合
(R1年度NDBデータ)



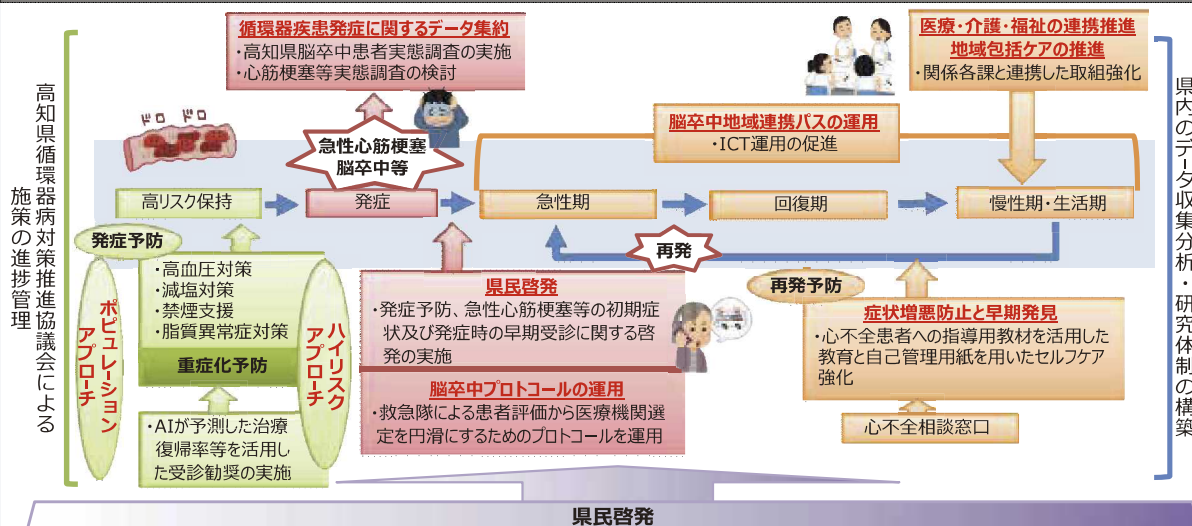
(図2)介護が必要となった
主な原因内訳(全国)
(R1年国民生活基礎調査)



(図3)脳卒中発症者数の推移
(高知県脳卒中患者実態調査)



3 今後の取り組みの方向性



2 課 題

【発症予防と早期受診・治療】

- ◆ 発症の2大リスクである高血圧対策、喫煙対策の充実・強化が必要
- ◆ 脳梗塞等を引き起こす高血圧、高脂血症等が適正治療につながるよう、未治療、治療中断者への介入が必要
- ◆ 急性心筋梗塞の発症予防及び発症時の早期治療のための周知啓発が必要
- ◆ 循環器疾患の実態把握のため、データ集約及び分析・研究体制構築の推進が必要

【再発・合併症・重症化予防】

- ◆脳卒中の再発、合併症予防のため、地域連携バスの活用促進及び介護職等在宅療養支援者への正しい知識の普及啓発が必要
- ◆心不全の再発を予防するため、患者の自己管理と医療連携により、増悪のサインを把握し早期に適正医療につなぐ体制が必要

4 令和4年度の取り組み

【発症予防と早期受診・治療】

- ◆**高血圧対策**
 - ・医療機関、健診機関、薬局等での家庭血圧測定と記録の指導
 - ・推定塩分摂取量の測定結果の活用による保健指導の充実
 - ・減塩プロジェクト参加企業の量販店等と連携し、幅広い年代の県民に減塩の必要性や減塩商品の紹介などの啓発を実施
- ◆**禁煙支援・治療の指導者の養成**
 - ・禁煙治療を行う医師や保健指導を行う保健師等を対象としたe-ラーニング研修を実施
- ◆**発症予防及び早期受診の啓発**
 - ・公開講座の開催やホームページ、SNSを活用した急性心筋梗塞の症状及び発症時の早期受診についての産官学連携による県民啓発

◆ハイリスク者の未治療・治療中断者への受診勧奨

- ・モデル市町村でAIが予測した治療復帰確率と重症化傾向を活用し未治療者、治療中断者への受診勧奨を実施

◆循環器疾患発症に関するデータ集約

- ・高知県脳卒中患者実態調査の継続
- ・急性心筋梗塞等心疾患に関するデータ集約体制構築に向けたWGの実施
- ・産官学連携による心筋梗塞などの実態調査と予後改善の研究促進

【再発・合併症・重症化予防】

◆**脳卒中対策**

- ・脳卒中地域連携バスのICT切り替え普及のため高知あんしんネットの利用促進の啓発

◆**心血管疾患対策**

- ・かかりつけ医や介護職等関係機関を含めた勉強会の実施
- ・県民向け公開講座及び関係機関への出前講座の実施
- ・心不全相談窓口の活用推進

Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

【柱Ⅱ】

高知版地域包括ケアシステムの構築

医療政策課 在宅療養推進課 薬務衛生課
地域福祉政策課 長寿社会課

- 【目標値】・全14ブロックで地域包括ケア推進協議体設置 (R1) 11/14 → (R3) 14/14
 ・入退院時引継ぎルール運用 (R1) 病院93.5%・居宅等98.7% → (R5) 100%
 ・特別養護老人ホームの看取り加算取得率 (R1) 61.2% (41/67) → (R5) 70%

在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする

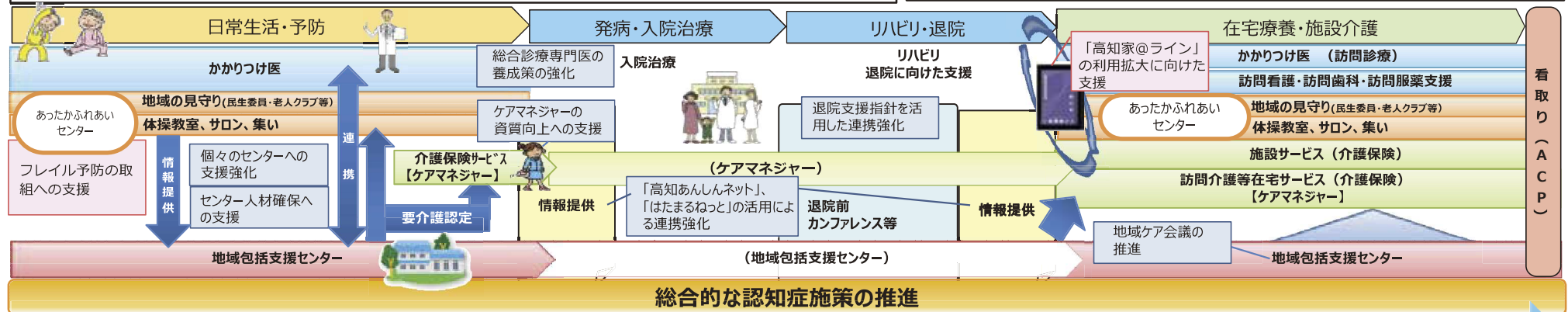
【居宅介護支援利用者の平均要介護度】 (R1) 2.095 → (R5) 2.2

1 現 状

- 過疎高齢化が進む中、地域の支え合いの力が弱まっている
- 高知県における認知症高齢者数はR2で約4万2千人と推計される
- 医療提供施設へのアクセスが不利な中山間地域が多く、都市部と中山間地域の医療提供体制には大きな差がある
- あったかふれあいセンターの整備等による支え合いの仕組みづくり
- 訪問看護や訪問介護など中山間地域でのサービス確保に向けた取組 → 在宅療養推進懇談会の開催
- 地域包括ケア推進協議体等を中心とした多職種によるネットワークづくり

2 課 題

- 支援が必要な高齢者を個々の状況に応じた適切な支援につなぐゲートキーパー機能の強化が必要
- 入院から退院、在宅までの切れ目のない支援が必要
- 在宅療養を選択できる環境の整備が必要
- これまでに構築したネットワーク・関係性を維持・強化が必要



切れ目のないネットワークをさらに強化！

3 令和4年度の取り組み

1 ネットワーク・システムづくりの推進

- 地域のネットワークづくりへの支援
「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係性の維持・強化への伴走支援
- ゲートキーパーのさらなる対応力向上のための取組
(1) 民生委員・児童委員の活動支援、研修実施
(2) あったかふれあいセンターの整備と機能強化 …P.4 1
(3) ケアマネジャーの機能強化
- ネットワークの核となる地域包括支援センターの機能強化
(1) 市町村・地域包括支援センターへの個別支援の強化
・アドバイザーの派遣等ネットワーク構築に向けた課題解決の取り組みへの支援
(2) 地域包括支援センターの人材育成への支援
・地域包括支援センター職員を対象とした研修会の開催等

■ 入院から退院、在宅までの流れを支援するしくみづくり

- (1) 高知家@ラインを活用した医療と介護の連携の強化 …P.3 3
 ・各地域へ医療介護連携情報システム（高知家@ライン）を普及

- (2) 入退院時引継ぎルールの普及・運用等への支援

- (3) 入退院支援体制の構築にかかる医療・在宅関係者の人材育成・連携強化
 ・入退院支援コーディネーターを育成するための研修を実施
 ・研修受講者のネットワークの構築など連携体制等の強化

2 在宅療養体制の充実

■ 在宅療養推進懇談会による新たな施策の提言 …P.32

3 総合的な認知症施策の推進

■ 認知症の人が認知症とともに住み続けられる地域づくり…P.39

【目標値】 在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする 【居宅介護支援利用者の平均要介護度】（R1）2.095→（R5）2.2

1 現 状

- 人口減少により過疎高齢化が進んでいる
- 病床数が多く（10万人当たり全国1位）高齢者向け施設は少ない（全国下位）
- 医療提供施設へのアクセスが不利な中山間地域が多く、都市部と中山間地域の医療提供体制には大きな差がある
- 県民世論調査（R3年度）では、自宅での療養を望む人の割合が40.8%である

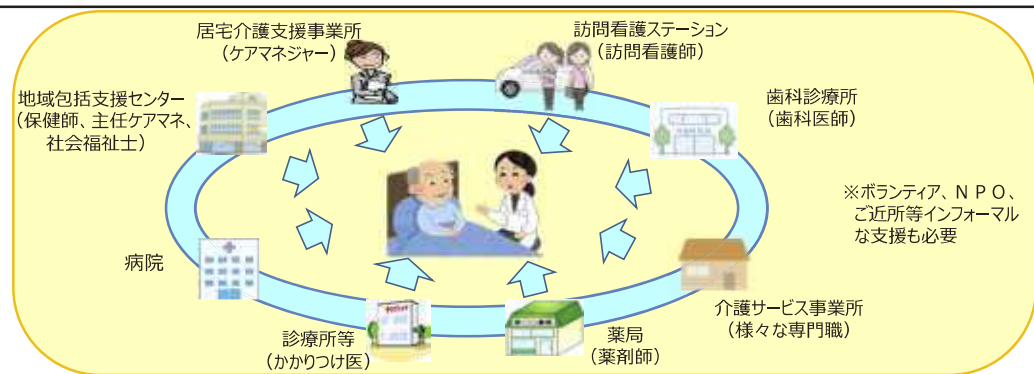
2 課 題

- 在宅療養を選択できる環境の整備が必要
- 在宅療養の推進に資する新たな施策が必要
- 既存施策及び既存事業（サービス）についての評価・検証が必要

3 今後の取り組みの方向性

～～高齢者が在宅療養を選択できる環境をめざす～～

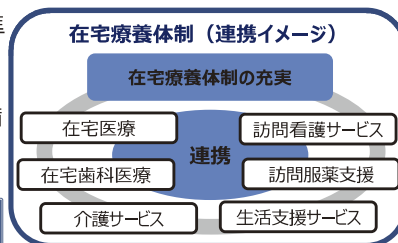
- 在宅医療サービス提供体制の充実
 - ・在宅医療に取り組む医療機関の拡充
 - ・訪問看護サービスの充実
- 地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり
 - ・地域の実情に応じた介護サービス等の確保
 - ・高齢者の生活の質の向上に資する生活支援の充実等の推進に向けた取組
- 在宅医療・介護連携の促進
 - ・ICTを活用した在宅療養関係者間の連携強化
 - ・医療・介護と連携した住まいの整備への支援



4 令和4年度の取り組み

- 在宅医療の推進・・・P.33
 - 拡 在宅医療に取り組むまたは拡充を行う医療機関に対する初期投資への支援を行う
 - ・各地域において「高知家@ライン」を活用した医療と介護の連携強化
- 訪問看護サービスの充実・・・P.34
 - ・訪問看護提供体制：中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立
 - ・人材確保・育成：講義・講習及び受講者が所属する訪問看護ステーションでのOJT
- 地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり・・・P.35
 - ・中山間地域の介護サービスの確保
 - ・通いの場における担い手やサービス不足等の地域課題の解決に向けた支援
- 在宅歯科医療の推進・・・P.36
 - ・在宅歯科連携室を核とした在宅歯科医療の促進
 - ・在宅歯科医療の対応力向上
- 在宅患者への服薬支援の推進・・・P.37
 - ・ICTを活用した非対面型の服薬支援体制の整備
 - ・在宅訪問薬剤師の養成
 - ・病院・薬局薬剤師の連携強化（薬業連携）

●高知県在宅療養推進懇談会の開催



高知県在宅療養推進懇談会での議論を踏まえた施策の実施

- 小規模多機能型居宅介護事業所等の整備促進
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護等の整備
- 高齢者の住まいの確保対策への支援
 - ・既存の施設（廃校舎、集会所、診療所）等を活用した住まいの整備を行う市町村に対し、施設の整備にかかる経費への助成
- ICTを活用した高齢者の見守り支援
 - ・認知症を理由とする行方不明高齢者が年々増加する中、早期発見に向けて、GPS機能を活用した見守りサービスを実施する市町村への助成
 - ・あったかふれあいセンター等の場を活用した、薬局薬剤師によるオンラインでのお薬出前教室の開催や個別のお薬相談の実施など、薬局のない、あるいは少ない地域での在宅服薬支援の体制を拡充
- 在宅支援に取り組む医療機関の確保に向けた取り組み
 - 拡 医療機関が在宅医療に取り組むための医療機器や医療車両導入及びオンライン服薬指導に取り組む薬局への初期投資支援
 - ・在宅医療や、その経営等に関する知識を習得するための研修会の実施やアドバイザーの派遣
 - ・在宅医療に取り組むまたは拡充を行う医療機関が実施する経営シミュレーションへの支援
- 医療・介護サービスの拠点整備に関する取り組み
 - 新 東部地域多機能支援施設整備のための実施設計

【柱Ⅱ】

在宅医療の推進

在宅療養推進課



【目標値】・在宅療養支援診療所等の数 (R1)56医療機関 → (R5)60医療機関

・在宅患者訪問診療料の算定件数 (H29)72,980件 → (R5)78,088件 (7%増)

1 現状

2 課題

■高知県の特徴

- ・高齢者が多く、家庭の介護力が弱い (R3.10高齢化率: 36.0% 今後も上昇見込み)
- ・中山間地域が多い (医療提供施設へのアクセスが不利)
- ・訪問診療、訪問看護STの不足及び地域偏在

■療養が必要になっても居宅において生活したいという県民の高いニーズが存在

■これまでの取り組み

①退院支援

- ・退院支援指針を活用した、入退院支援体制の構築 ・入退院引継ぎルールの策定への支援

②日常の療養支援

- ・訪問看護師の養成、資質向上 ・県下3か所に在宅歯科連携室の設置
- ・高知家@ラインの普及による多職種間の連携強化

③急変時の対応

- ・地域包括ケア病床の整備への支援

④看取り

- ・人生の最終段階における医療・ケア検討会議の設置 ・啓発資料の作成
- ・医療従事者への研修の実施

①退院支援

- ・退院支援指針を活用した入退院支援体制の構築が、県下全域に広まっていない
- ・入退院引継ぎルールの定着が必要

②日常の療養支援

- ・在宅医療にかかわる医療従事者の育成・レベルアップが必要 (特に訪問看護師)
- ・在宅医療に関わる多職種の連携を強化することが必要
- ・訪問診療を行っている医療機関や在宅療養支援診療所の増加が必要
- ・中山間地域や医師の不足する地域等に住む、移動が困難な方への安定した医療提供が必要
- ・在宅歯科医療の提供体制の強化及び在宅での服薬支援が必要

③急変時の対応

- ・緊急時の受け入れ先となる地域包括ケア病床の確保が必要

④看取り

- ・事前に在宅患者や家族と医療従事者が十分コミュニケーションをとりながら、意思決定への支援が必要

3 今後の取り組みの方向性

4 令和4年度の取り組み

①退院支援

- ・退院支援指針を活用した、入退院支援体制の構築及び人材養成
- ・広域的な入退院時引継ぎルールの運用等への支援

②日常の療養支援

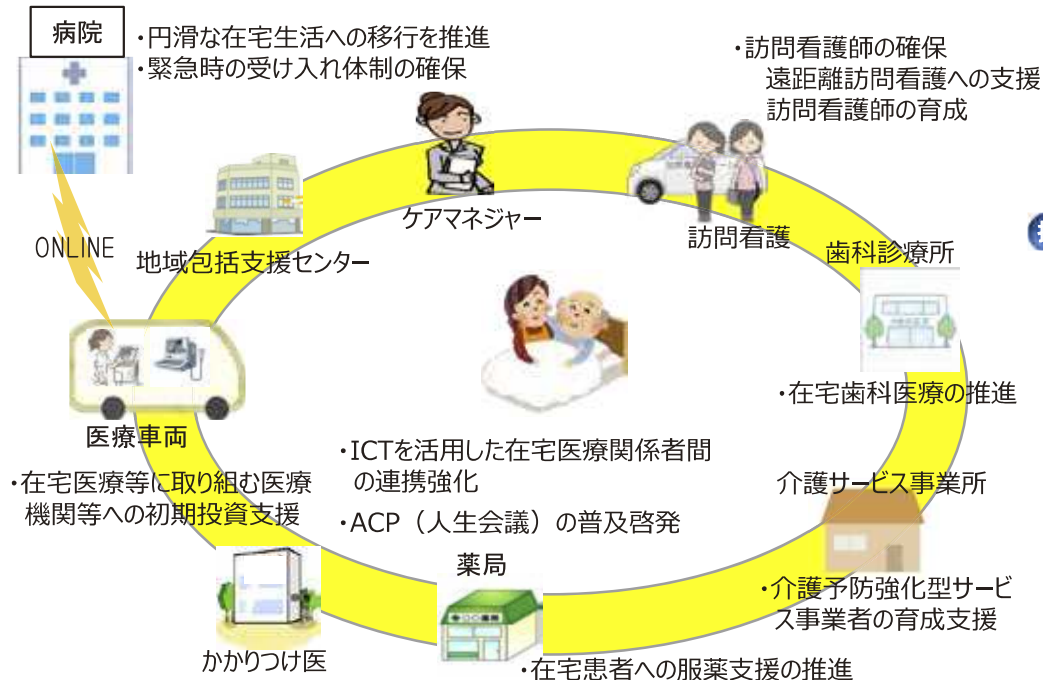
- ・中山間地域等における訪問看護師の育成・確保
- ・中山間地域等における訪問看護サービスの拡充
- ・各地域において、「高知家@ライン」を活用した医療と介護の連携の強化
- ・医療機関が在宅医療に取り組むための医療機器や医療車両導入及びオンライン服薬指導に取り組む薬局への初期投資支援
- ・在宅医療への新規又は拡充に向けた医師等への研修の実施や、経営分析への支援
- ・在宅歯科連携室を核とした在宅歯科訪問診療の推進
- ・在宅患者への服薬支援の推進 (薬務衛生課)
- ・「高知あんしんネット」や「はたまねっと」を活用し、医療介護情報の共有による医療機関や薬局、介護事業者等の関係機関における連携を強化
- ・介護予防強化型サービス事業者の育成支援 (長寿社会課)

③急変時の対応

- ・急性増悪した患者の受け皿である地域包括ケア病床の整備を支援

④看取り

- ・人生の最終段階における医療・ケアに適切に対応できる医療従事者の育成
- ・アドバンス・ケア・プランニング (ACP)に関する住民への理解の促進



【目標値】・訪問看護師の従事者数 (H30) 334人 → (R5) 392人

在宅患者訪問診療料の算定件数 (H29) 72,980件 → (R5) 78,088件 (7%増)

1 現状

<本県の訪問看護師の状況>

- ・訪問看護師数は全国を上回る割合で増加 (H26→ H30 全国41.4%、高知県58.0%)
(H24: 186人 → H26: 211人 → H28: 280人 → R2: 364人(衛生行政報告例))
→ 高知県立大学の訪問看護師育成のための寄附講座設置 (参加者 H27～R3: 137人)
→ 中山間地域訪問看護サービス確保対策事業費補助金 (H26～)

<本県の訪問看護ステーション (ST) の状況>

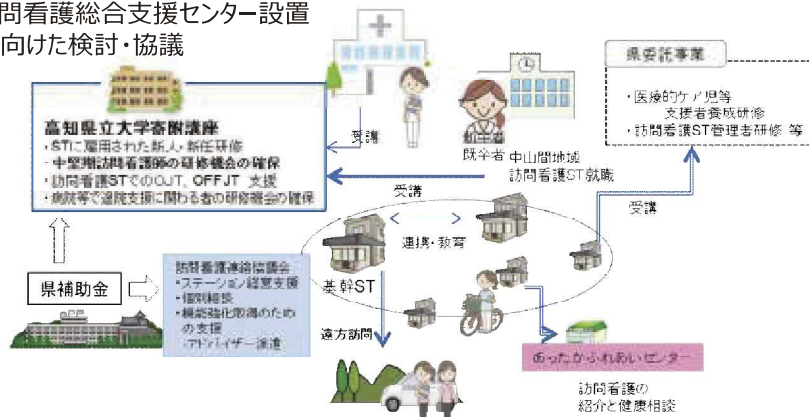
- ・訪問看護ステーション数: H28年度: 59箇所 → R3年度: 80箇所 (R4.2.1) 高知市・南国市に集中 (特徴) 中小規模STが8割強を占めており、機能強化型訪問看護療養費を取得しているSTは3箇所
- ・人口10万人当たり訪問看護ステーション数 (R3.4): 10.8箇所 (全国平均 10.4箇所)
- ・人口10万人当たり訪問看護ステーション従事看護職員数 (H30): 47.3人 (全国44.9人)
- ・小児の訪問が可能な訪問看護ステーション: 25箇所

2 課題

- 訪問看護師数の増加とともに、質の向上が求められている。
- ・中堅期の訪問看護師の学習・研修の機会が少ない。
- ・潜在看護職員や医療機関からの転職者を採用しても、施設内教育に留まり、訪問看護師に必要なスキルアップのための研修を受講させる機会が少ない。
- 機能強化型訪問看護管理療養費加算を取得しているSTが少ない。
- ・重症度の高い利用者への看護や地域の保健医療機関の看護職員と交流する機会がない。
- STの地域偏在があり、遠距離の訪問では不採算が生じる。
- 小児に対する訪問看護の体制が十分整っていない。

3 今後の取り組みの方向性

- 訪問看護ステーションの遠距離訪問に伴う運営費支援
- 「24時間対応」「重症者の受け入れ」「地域住民への情報提供」などに対応した訪問看護ステーションの体制支援⇒機能強化型取得を目指す
- 小児に対応できる訪問看護ステーションの確保、訪問看護師育成の支援
 - ・医療的ケア児等に対応できる訪問看護体制の確保、訪問看護師の養成
- 訪問看護師の質の向上
 - ・高知県立大学の寄附講座で訪問看護師の育成
 - ・訪問看護ステーション、医療機関との連携
 - ・訪問看護ステーションの中堅(層)看護師の研修機会の確保
- 中山間地域等の職員を確保するために、寄附講座参加者に対して、人件費等補助制度の継続
- 訪問看護総合支援センター設置に向けた検討・協議



4 令和4年度の取り組み

訪問看護提供体制

中山間地域等における安定的な訪問看護システムの確立

中山間地域等の訪問看護ステーションへの支援

- 訪問看護連絡協議会による派遣調整 (不採算地域への訪問看護に対する助成)
 - ・基幹ST等との連携・相談、地域医療施設等からの訪問看護の促進
 - ＜訪問実績＞ H25年度: 3,979回 (事業実施前) → R2年度: 8,340回
 - ・あつたかふれあいセンター利用者への訪問看護サービスの紹介及び健康相談
 - 機能強化型訪問看護管理加算取得のための支援
 - ・医療機関と訪問看護ステーションとの出向支援に向けた相談体制への支援
 - 小児の退院調整や同行訪問に係る経費への支援、小児担当の訪問看護師との連携
 - ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携 (障害福祉課 再掲)
- 高知版地域包括ケアシステム推進のため多職種連携の推進**
- ・訪問看護ステーション開設準備等経費への助成
 - ・郡部医師会、保健所・市町村との情報交換を通じた訪問看護の推進
 - ・訪問看護総合支援センターの設置に向けた関係者との協議

人材確保・育成

講義・演習及び受講者が所属する訪問看護ステーションでのOJT

中山間地域等訪問看護師育成講座開設寄附金による訪問看護師の育成

- ・新卒・新任の訪問看護師への研修を継続し、定着を図る
 - 新卒 (1年コース)、1年未満の新任 (6月コース)、1年以上の新任 (6月コース、3月コース)
 - 全域枠 (前期3月・後期3月、通年コース)
- ・中堅期訪問看護師を対象とした公開講座

中山間地域等訪問看護師育成事業費補助金 (上記研修受講中の人件費を支援)

【目標値】 第8期介護保険事業支援計画(R3~5)の在宅サービス見込み量に対する進捗状況 →(R5)100%

重度になっても在宅サービスが受けながら、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする【居宅介護支援利用者の平均要介護度(R1)2.095→(R5)2.2】

1 現 状

■計画的な介護サービスの確保

- 特別養護老人ホーム入所待機者
2,145人のうち、在宅で待機する534人
(R3.4月時点)をカバーする床数を確保
・第8期介護保険事業支援計画(R3
~R5年度)に基づき施設整備を支援
⇒R3:240床、R4:256床、R5:92床
※R4.1月時点で105床整備済

	7期残(床)	8期(床)
広域型特別養護老人ホーム	0	30
介護医療院	0	87
認知症高齢者グループホーム	18	144
広域型特定施設	86	229
地域密着型特定施設	0	44
合計	104	534

※介護医療院の87床には、老人保健施設から転換予定の50床を含む

- ・療養病床の介護医療院等への転換支援
《R3.3月末時点の未転換の介護療養
病床:263床》
※介護療養病床(介護療養型医療
施設)はR5年度末に廃止予定

■中山間地域の介護サービス確保

- 事業所から遠距離の地域等の利用
者への訪問介護や通所介護等の
サービス提供に20市町村(R2)が
介護報酬上乗せ補助を実施
《実績》
(R1)132事業所、実利用者976人
(R2)130事業所、実利用者906人

■高齢者の生活の質の向上に資する 介護予防等の推進に向けた取組

- 介護予防活動を行う住民主体の通
いの場の活用を促進する取組
(R2)市町村等向け研修2回
- 増加傾向にある高齢者への虐待に
対する取組
・虐待対応にあたる市町村等に向
けて研修を実施
※市町村は住民向け研修等を実
施(R2)実施市町村:5団体

2 課 題

- ・地域の特性やニーズ、地域の実情に応じた介護サービスの確保が必要
- ・療養病床から高齢者施設への円滑な転換支援とともに、防災対策上の観点も踏まえた転換支援が必要
- ・中山間地域では、利用者が点在しているため、訪問サービス等の効率が悪く、サービス提供に対する支援が必要
- ・介護予防活動等における担い手不足や生活体制支援の充実などの課題を地域住民等とともに解決するための関係者の組織化等のノウハウが不足
- ・高齢者虐待など、高齢者の権利侵害に関する事案が増加している中、普及啓発や通報窓口の周知が十分でない

3 令和4年度の取り組み

1 地域の実情に応じた介護サービス等の確保

(1) 介護サービスの確保

施設整備や中山間地域での介護サービス確保へのニーズに対応

- ①施設整備への支援
・認知症高齢者グループホーム:90床
・広域型特定施設:175床
- ②中山間地域の介護サービスの確保
・中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金:21市町村

(2) 介護サービスの質の向上

ICT化を通じた介護サービスの質の向上による高齢者の生活の質の向上

- ①介護ロボットやICT導入に対する助成制度の拡充
- ②アドバイザーによる個別相談やICT等導入促進セミナーの開催



(3) 社会福祉法人の公益的取組の促進

社会福祉法人による移動支援や配食サービス等の公益的取組を促進

- 社会福祉法人が連携して行う移動支援の取組など、公益的取組の好事例を横展開



2 療養病床からの転換を支援

- 療養病床から介護医療院等への転換整備を支援



3 高齢者の生活の質の向上に資する生活支援の充実等に向けた取組

(1) 高齢者の生活支援等の充実

生活支援サービスの充実や介護予防の推進により生活の質の向上を図る

- 生活支援コーディネーターや協議体による担い手やサービスの開発等の取組を支援
- ・生活支援コーディネータースキルアップ研修の実施
- ・住民主体の通いの場等の担い手やサービス不足等の地域課題の解決に向けて取り組む市町村に対して、専門アドバイザーの派遣などによる支援



(2) 高齢者の権利擁護に向けた取組

認知症等生活課題を抱える高齢者が安心して暮らせる環境づくりを支援

- ①成年後見制度が必要な方の利用促進に向けた市町村の取組を支援
・市町村職員等を対象としたセミナーの開催や司法、福祉の専門職等を交えた意見交換会の開催により、地域課題の共有や関係者間の連携、中核機関の設置、地域連携ネットワークの整備を支援
- ②高齢者の尊厳を守るため、虐待の早期発見や防止に向けた取組を実施
・市町村職員や介護施設職員等を対象とした研修により資質向上を図る
- ・虐待の早期発見、対応に繋げるためリーフレットの配布等により市町村の通報窓口の周知や普及啓発を図る

【目標値】 訪問歯科診療が可能な歯科診療所数 (R1) 279か所→(R5) 290か所以上 → 訪問歯科診療実施件数 (H30) 22,270件→(R5) 23,000件以上

1 現状

◆在宅歯科連携室の機能拡充

- ・高知市に在宅歯科連携室を設置 (H23)
- ・四万十市に幡多地域在宅歯科連携室を設置 (H29.5月～)
- ・安芸市に東部在宅歯科連携室を設置 (R1.5月～)
- ・PR実施により関係機関へ連携室の周知が進み、利用が増加
PR実施件数 229件 (H29) 355件 (H30)
572件 (R1) 139件 (R2)



◆訪問歯科診療の充実

- ・訪問歯科診療が可能な歯科診療所数 273か所 (R3.10月) (安芸: 20、中央東: 38、高知市: 142、中央西: 22、高幡: 18、幡多: 33)
- ・訪問歯科診療診療報酬請求件数
R1: 29,867件/R2: 24,148件
- ・口腔ケア支援事業の実施: 口腔ケアを高めるための口腔ケア実技研修会の実施 (幡多福祉保健所)

■訪問歯科診療 診療報酬請求件数

制度 診療年月 (年度別)	市町村国保		後期高齢者	
	R元年度	R2年度	R元年度	R2年度
訪問歯科診療 1・2	2,401	2,145	20,012	16,187
訪問歯科衛生士指導料	1,084	872	6,370	4,944

※R3年9月審査時点における集計

◆在宅歯科に携わる人材の育成と確保

- ・研修等の実施により在宅歯科医療従事者の知識・技術の向上を図った
歯科衛生士対象 H30 5回 延べ195人受講/R1 3回 延べ140人受講/R2 5回 延べ143人受講
歯科医師対象 H30 3回 延べ146人受講/R1 9回 延べ108人受講/R2 5回 延べ30人受講
- ・摂食嚥下機能評価が出来る歯科医師を養成 計14人 (R2)
- ・歯科衛生士の地域ケア会議への参加 30人 (R3)

■口腔ケア支援事業の実施実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
介護老人保健施設	2	1	1					
特別養護老人ホーム	1	3	2	2			4	1
介護療養型医療施設			1	2	2			
医療機関		2				1	1	
訪問介護事業所						5		6
小規模多機能居宅介護事業所						1		
ケアハウス							1	
通所介護事業所								1
居宅介護支援事業所								2

2 課題

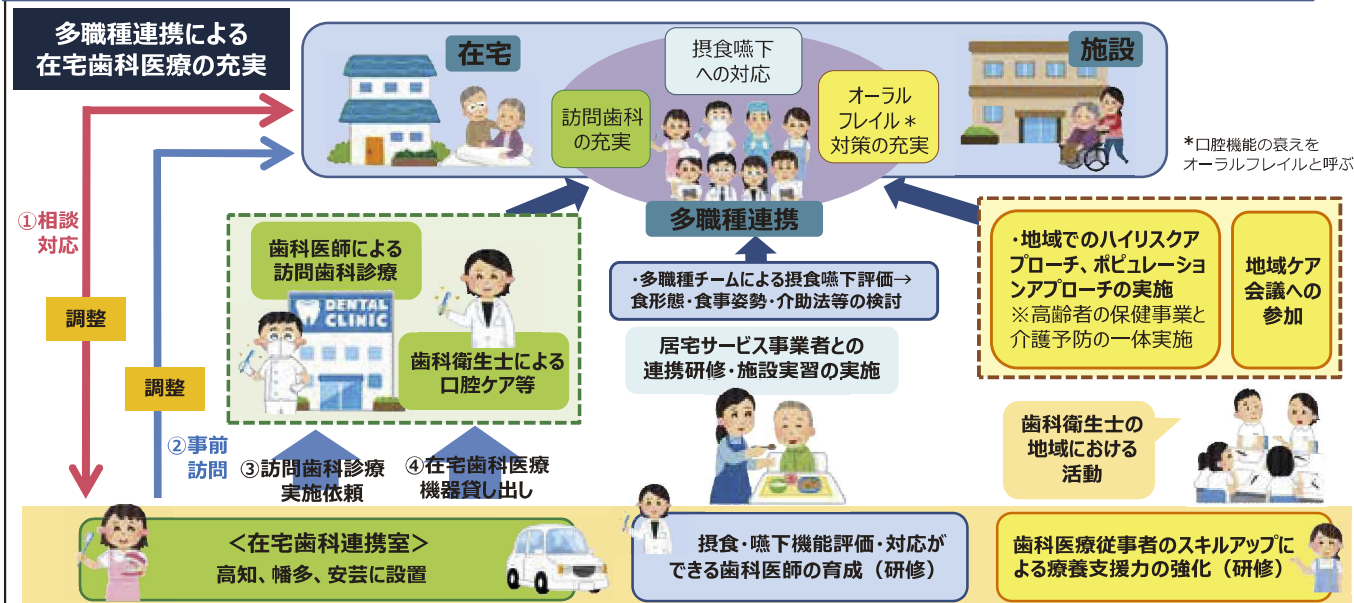
◆在宅歯科連携室を核とした在宅歯科医療の推進
◆今後増加する訪問歯科診療利用拡大への対応

- ・地域包括ケアを推進するため、在宅歯科に関わる人材確保及び質の向上が課題(特に摂食・嚥下支援や歯科衛生士の地域偏在の解消)
- ・日々現場でケアを担う人材の能力向上が必要

全県的な訪問
歯科のサービス
調整体制を
構築



3 今後の取り組みの方向性



4 令和4年度の取り組み

- 在宅歯科連携室を核とした在宅歯科医療の促進
 - 医科・介護等との連携、相談窓口、訪問歯科診療の調整機能を強化
 - 関係機関の連携強化につながる多職種連携協議会の開催
 - 訪問歯科診療の広報・啓発
- 在宅歯科医療への対応力向上
 - 各地域における歯科医療従事者の在宅歯科医療への対応力向上研修等を実施
 - 摂食・嚥下機能を評価し対応することができる歯科医師と介護現場をつなぎ、食支援における歯科医療従事者の役割を拡大
- 歯科衛生士確保対策推進事業(再掲)
 - 歯科衛生士養成奨学金制度を継続



【柱Ⅱ】

在宅患者への服薬支援の推進

薬務衛生課



【目標値】在宅訪問実施薬局数（R1）183件（保険薬局の49%）→（R5）60% →（R5）どこに住んでいても必要ときに訪問薬剤管理を受けることができる

1 現状

○多職種連携による在宅患者服薬支援事業（※）の実施（H28～）
（※）ケアマネジャーや訪問看護師等から服薬改善が必要な在宅患者の情報を提供された薬局薬剤師が、多職種と連携して服薬支援を行う取組

○病院及び薬局薬剤師の連携（薬薬連携）による入退院時等の患者の服薬情報等の共有

【これまでの取組の成果等】

福祉保健所	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	高知市	計
保険薬局数（a）	R4.2	29	58	40	27	42	188
在宅訪問実績あり	H28.7	5	9	11	2	4	64
在宅訪問実績あり（b）	R4.2	7	32	15	12	11	104
b/a（%）		24%	55%	38%	44%	26%	55%
地域支援体制加算届出（c）	R4.2	8	17	18	5	10	85
c/a（%）		28%	29%	45%	19%	24%	45%

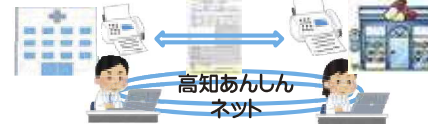
（法改正の動き）

R2年度
・コロナ禍で電話等による診療や服薬指導開始
・オンライン服薬指導制度化

R3年度
非対面での診療や服薬指導が恒常化
○薬局機能に係る知事認定制度開始（R3.8）
（在宅対応等が認定要件）

【これまでの取組の成果等】

○薬薬連携シート
H31 薬薬連携シート作成
（患者の服薬情報等を記載した県統一連携ツール）
R1 病院・薬局薬剤師合同研修
FAX等で運用開始
R2 県薬剤師会及び県病院薬剤師会と活用方針を確認
R3 高知あんしんネット上で試験運用開始
薬局へ高知あんしんネットの周知



在宅患者訪問薬剤管理指導料加算届出：357件（91%）（R4.3）

※地域支援体制加算：地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を実績に基づき評価（在宅訪問、薬薬連携、夜間・休日対応等）
※在宅患者訪問薬剤管理指導料加算届出：通院が困難な在宅患者に対して行った薬学的管理指導を評価

○ICTを活用した非対面での服薬支援（モデル事業）の実施（高知市土佐山地区・大川村）
・薬局がない地域では薬剤師と面識が少ないため、オンラインでの服薬相談に抵抗感がある
・機材や通信環境の整備、介助者の操作の習熟が必要

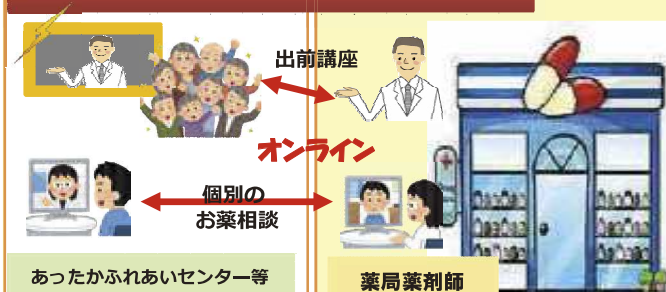
○在宅訪問薬剤師の養成

・在宅訪問指導薬剤師を各地区に設置し、地域ごとに在宅訪問薬剤師研修会を開催（4地区）
・高知県薬剤師会に在宅訪問連携室を設置し、在宅訪問薬剤師の相談窓口を一元化

○広域の薬局間連携体制の整備（四万十町：高知家@ラインを活用した事業の開始）

3 今後の取り組みの方向性

ICT活用（非対面での服薬支援体制整備）



広域の薬局間連携体制の整備



地域での人材育成等

○在宅訪問指導薬剤師
（各薬剤師会支部に2名配置）
・高度なスキル獲得のための研修受講

・地域での在宅訪問薬剤師の養成及び振り返り研修の実施
・相談対応等



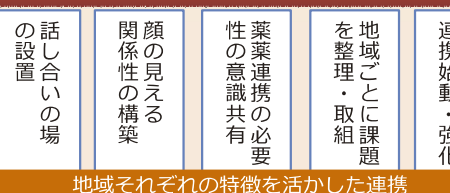
ステージ3
継続的な研修等

ステージ2
同行訪問等

ステージ1
報酬ルール等

在宅訪問薬剤師の増加

病院・薬局薬剤師の連携強化（薬薬連携）



4 令和4年度の取り組み

- ICTを活用した非対面型の服薬支援体制の整備
 - ICTを活用した非対面型の服薬支援体制の整備
 - あったかふれあいセンター等でのオンライン出前講座や個別のお薬相談等の実施（モデル地区：12地区）
 - 環境の整備
 - 地域外の薬局の連携体制の検討
- 在宅訪問薬剤師の養成
 - 在宅訪問薬剤師養成のための研修の体系化と実施
 - 在宅訪問薬剤師研修会の開催
 - 在宅訪問による患者の好事例を共有
- 病院・薬局薬剤師の連携強化（薬薬連携）
 - 薬薬連携シートの活用
 - 高知あんしんネット等を活用した病院薬剤師と薬局薬剤師の連携強化
 - 地域ごとの薬薬連携を推進するための検討会の開催
 - 患者への薬薬連携の取組の啓発

【目標値】

- ・後発医薬品の使用割合 (R1.9) 75.1% → (R5) 国で検討中のKPIに準拠し設定 ((R2.9) 80%以上)
- ・患者の服薬情報の一元的・継続的な把握のため、ICTを導入している薬局
ICT導入薬局加入率 高知あんしんネット (幡多地域除く) 34.8%、はたまるねっと (幡多地域) 31.6%(R1)→100%(R5)

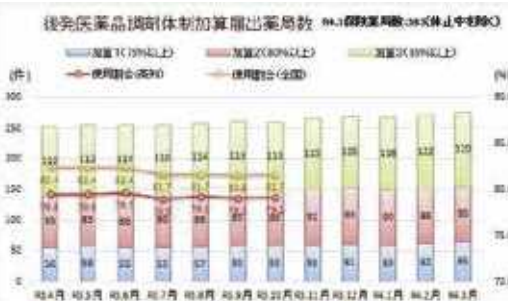
- ・後発医薬品の使用割合 (目標値: 国で検討中のKPIに準拠し設定)
- ・かかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局数 (R1) 202件(54.4%) → (R4) 60%
(R4以降の目標値は国のKPIに準拠し再設定)

1 現状

1. ジェネリック医薬品 (GE医薬品) の使用促進

- ・GE医薬品使用割合 (数量ベース R3.10)
高知県: 79.2% (全国44位) 全国平均: 81.7%
- ・GE医薬品調剤体制加算届出薬局数
247薬局 (R3.2) → 275薬局 (R4.3)
- ・GE医薬品採用リストの公開: 18医療機関が公開 (R4.2)
- ・病院、薬局へのレセプト分析結果に基づくGE使用状況情報の提供
病院:121施設 薬局:330施設

*新薬と同じ有効成分が同じ含まれ、国が有効性や安全性を認めた医薬品



2. 重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上

- ・GE医薬品の差額通知及び重複・多剤投薬通知と服薬サポーターによる電話勧奨をH30年度から開始 (市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽの3医療保険者と協働した取組)
<通知数 (R3.4~R4.1): 市町村国保、後期高齢者、協会けんぽ分>
GE医薬品差額通知: 96,045通 重複多剤服薬通知: 15,855通
<服薬サポーターからの電話勧奨人数 (R3.4~R4.1): 市町村国保、後期高齢者分 ((%); R2年度実績) >
GE差額通知: 1,481件 重複多剤服薬通知: 1,916件 (※服薬サポーター: 電話勧奨により薬局の薬剤師へのつなぎを行う)
電話勧奨効果が期待できる人の割合 (電話勧奨した人のうち): GE差額通知 40%(36%) 重複多剤通知 46%(42%)
- ・高知県薬剤師会との協働による服薬指導事業の実施 (モデル地域: 須崎市)
- ・高知あんしんネット普及率: 30.1% (103/342保険薬局 (幡多地域を除く)) はたまるねっと普及率: 50.0% (21/42保険薬局) (R4.1)

2 課題

1. ジェネリック医薬品 (GE医薬品) の使用促進

- ・GE医薬品の品質等に関する県民及び医師、薬剤師等の医療提供者側の理解が必要
- ・医療機関、薬局におけるGE医薬品の使用をさらに進めるための環境整備が必要
- ・使用割合の低い医療機関、薬局への働きかけが必要

2. 重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上

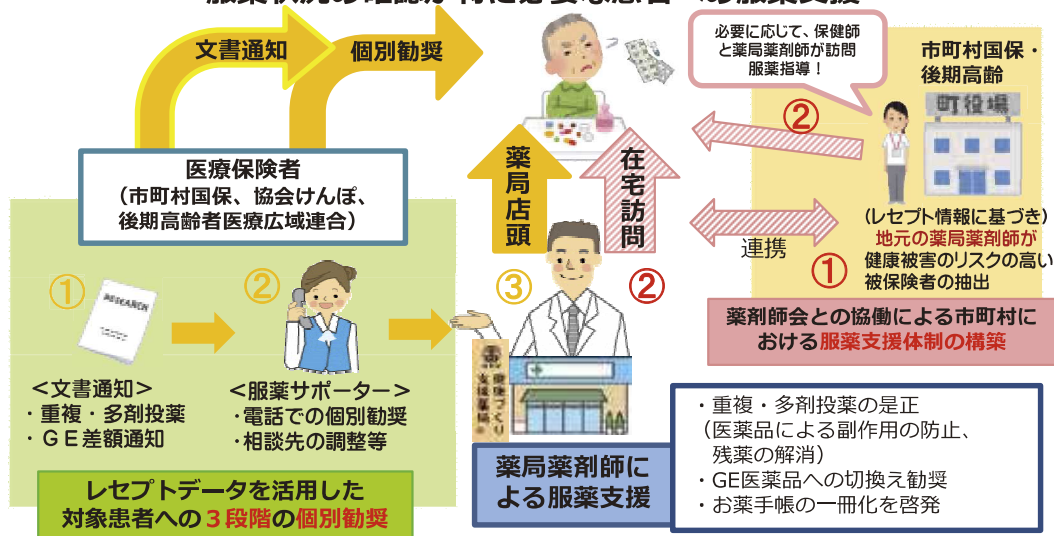
- ・リアルタイムでの是正が困難 (3ヶ月程度の遅れが出る)
- ・通知内容について医療機関や薬局に相談する等の行動変容を進めることが必要 (通知内容の理解不足)
- ・健康被害等が懸念される優先順位の高い通知対象者への勧奨が必要

3. 服薬状況の一元管理

- ・お薬手帳 (紙版) の一冊化の徹底が必要
- ・県民や医療機関及び薬局の「高知あんしんネット」等への加入促進が必要

3 今後の取り組みの方向性

服薬状況の確認が特に必要な患者への服薬支援



4 令和4年度の取り組み

1. ジェネリック医薬品 (GE医薬品) の使用促進と重複・多剤投薬の是正等による患者QOLの向上

- (1) 県民理解の促進
 - ・GE医薬品の安全性、重複多剤投薬等による健康リスク、通知事業に関する啓発
 - ・県HPでの広報、薬局店頭での声かけ、地域のお薬相談会、テレビCM、電車広告等
- (2) GE医薬品使用促進のための環境整備
 - ・医療機関、薬局等の使用者側へのGE医薬品の品質、安全性等に関する情報提供 (セミナーの開催等)
 - ・病院で採用しているGE医薬品採用リストの公開を促進
 - ・地域の拠点病院を核とする地域フォーミュラリー (※) の普及促進策について、高知県薬剤師会、高知県病院薬剤師会及び県の3者で検討を進める

※フォーミュラリー: 医薬品の有効性・安全性など科学的根拠と経済性を総合的に評価し、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針

(3) レセプトデータの活用 (市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合)

- ・医療保険者による個別通知と服薬サポーターによる電話での個別勧奨を継続
- ・医療機関、薬局へのデータ提供等によるGE医薬品の使用促進に向けた働きかけの強化
- ・高知県薬剤師会との協働による市町村 (医療保険者) における服薬支援体制の構築
- ・薬局間の患者服薬情報の共有化を促進 (「高知あんしんネット」の啓発)

2. 服薬状況の一元管理

- ・県民へのお薬手帳と電子版お薬手帳の普及啓発 (TV等による広報)
- ・薬局等への「高知あんしんネット」等の活用事例の紹介

【柱Ⅱ】

総合的な認知症施策の推進①

在宅療養推進課



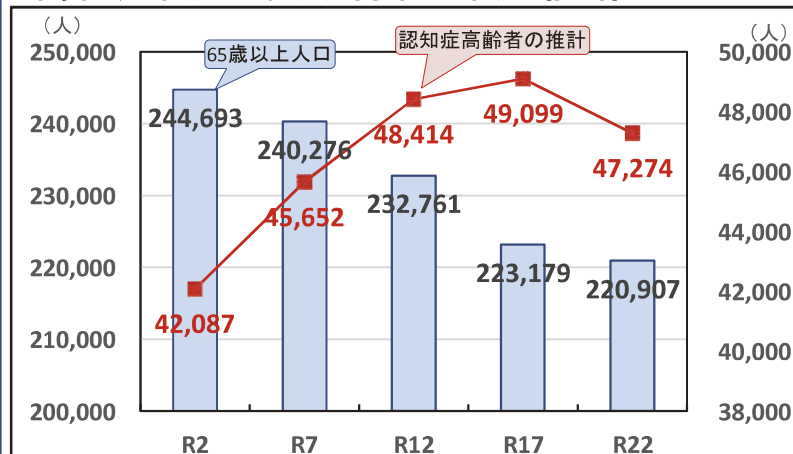
【目標値】・認知症サポーター(R1)61,980人→(R5)80,000人
・認知症サポート医(R1) 103人→(R5) 150人

・認知症カフェ(R1)24市町村→(R5)全市町村
・かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率(R1)29.2%→(R5)50%

・「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合【H30と比べて減少】

1 現 状

<取り組みの状況> ■ 認知症高齢者の状況（推計）



「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」を基に推計

認知症高齢者数は令和17年まで増加を続け、令和7年には65歳以上人口のうち5人に1人が認知症となると推計されている。

■ 知識の普及と理解促進

・認知症サポーター 66,944人 (R3.12)

■ 医療と介護の連携による支援

・こうちオレンジドクター登録 279人 (R4.1)
・認知症疾患医療センターの設置・運営
基幹型1か所、地域型4か所

■ 介護者への支援と相談体制の確立

・認知症コールセンターの設置・運営
相談件数 226件 (R3.4月～R4.1月)
・認知症カフェの設置
25市町村 105か所 (R3.12)

■ 高知県の若年性認知症者の推計総数 193人

(日本医療研究開発機構認知症研究開発事業、R2.7.27発表による)

2 課 題

認知症は誰もがなりうる身近なもので、地域地域で認知症の人が認知症とともに住み続けられる地域づくりが必要

○認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、県民に認知症に対する理解をさらに深めてもらうことが必要

○認知症の早期発見、早期診断、早期対応のためのゲートキーパー機能の強化が必要

○認知症高齢者が増加する一方、地域には元気な高齢者も多数おり、こうした元気な高齢者等による地域での見守りや支え合いなどの生活支援体制づくりが必要

○認知症高齢者が行方不明にならない、また、行方不明になった場合でも早期発見ができる対策が必要

○若年性認知症は、仕事を失った場合の経済的な問題など、老年期の認知症とは異なる問題を抱えることが多いため、医療・福祉・就労等の総合的な支援が必要

3 今後の方向性

【高知県認知症施策推進計画に基づく取り組みの推進】

- 1 認知症の人を社会全体で支えるために、県民の認知症に対する理解を促進
- 2 「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」予防の推進
- 3 認知症の早期発見、早期診断、早期対応のためのゲートキーパー機能の強化を図るため、かかりつけ医やサポート医等の研修を充実
- 4 認知症疾患医療センターの体制強化
- 5 地域で安心して生活できる支援体制の充実を図るための、認知症カフェ等の整備と必要な介護サービスの整備・確保
- 6 認知症高齢者が行方不明にならない、また、行方不明になった場合でも早期発見ができる対策の推進
- 7 若年性認知症の人の就労継続等に向けた支援の促進

4 令和4年度の取り組み

1 認知症に関する理解促進

- ・認知症に関する知識の普及啓発の促進
認知症のセルフチェックができるリーフレットを65歳、75歳到達者に発送
- ・認知症のご本人を「地域版希望大使」として任命し、本人発信ができる機会を拡充

2 予防の推進

- ・あったかふれあいセンター等の通いの場への参加促進

3 ゲートキーパー機能の強化

- ・認知症サポート医及び認知症サポーターのさらなる養成
- ・かかりつけ医の認知症対応力向上研修後のフォローアップ

4 認知症の早期発見・医療体制の充実

- 新・認知症疾患医療センター全国研修会の開催
認知症ケアや医療の質の向上発展のために開催



5 地域で安心して生活できる支援体制の充実

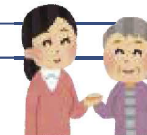
- ・認知症カフェの整備促進
運営方法に関する研修の開催等により認知症カフェの設置を推進
- ・チームオレンジの推進
認知症のご本人や家族と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ「チームオレンジ」を地域ごとに整備できるよう支援
- ・生活支援体制整備の推進
ボランティア等による認知症高齢者の見守りを推進

6 研究開発・デジタル化の促進

- ・ICTを活用した行方不明高齢者を早期に発見するための市町村支援の継続

7 若年性認知症施策の推進

- ・若年性認知症に関する知識の普及・啓発
リーフレットの配布やフォーラム等の開催
- ・若年性認知症の人への支援
若年性認知症支援コーディネーター等による就労継続支援等の推進



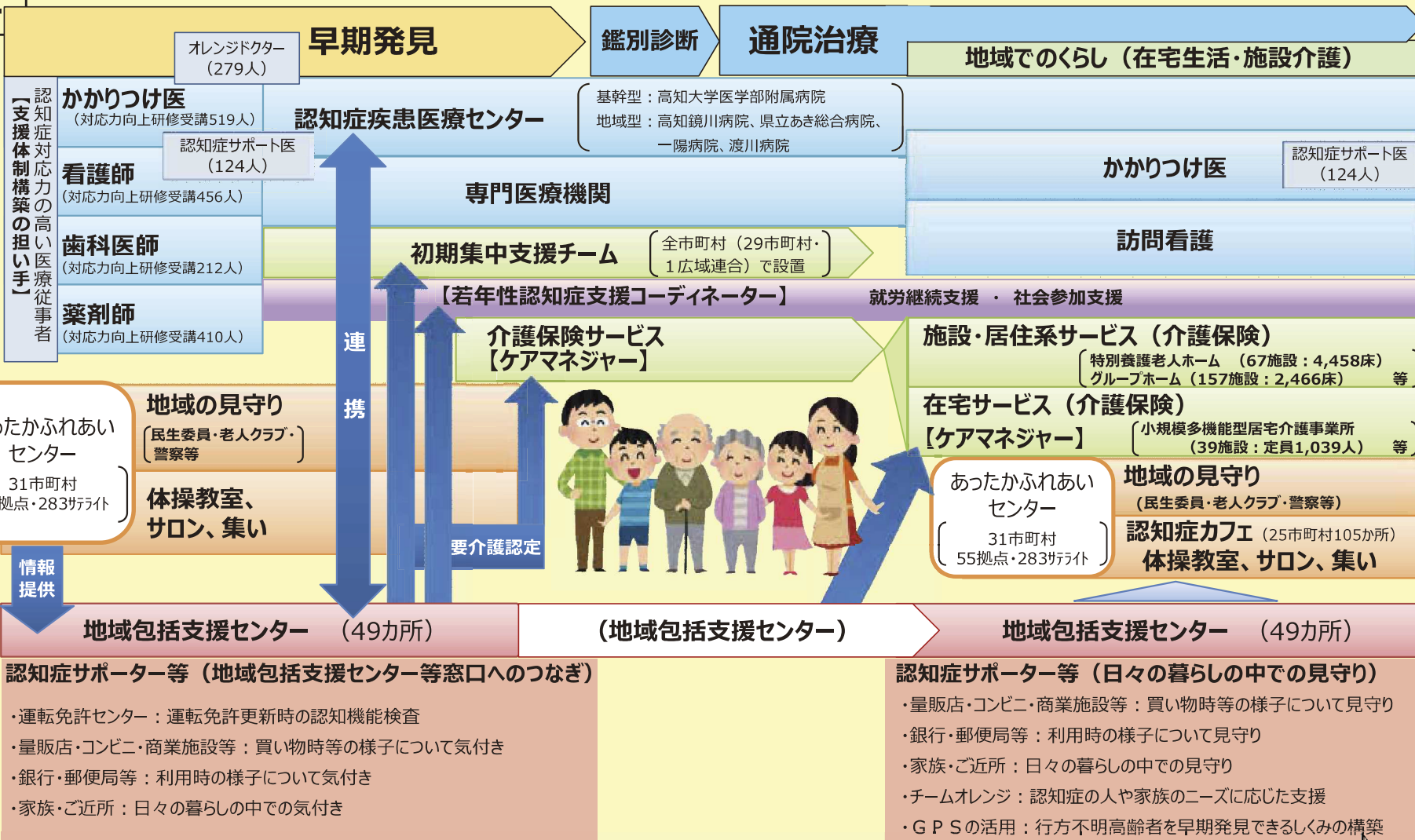
共生

※「予防」とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

※
予
防

・社会参加を継続することで認知症の発病を遅らせる

・通いの場
・フレイル予防



つなぎ・ネットワーク

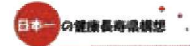
・認知症地域支援推進員・家族の会
・認知症コールセンター
・若年性認知症支援コーディネーター
・日常生活支援のための相談員
・生活支援コーディネーター

・認知症地域支援推進員・家族の会
・認知症コールセンター
・若年性認知症支援コーディネーター
・日常生活支援のための相談員
・生活支援コーディネーター

【柱Ⅱ】

あったかふれあいセンターの整備と機能強化

地域福祉政策課



【目標値】・あったかふれあいセンター整備箇所数（拠点及びサテライト）
・あったかふれあいセンター拠点における拡充機能（介護予防）の実施箇所数

（R1）289箇所→（R5）340箇所
（R1）30箇所→（R5）全拠点

要支援／要介護認定率（年齢調整後）
（R5）16.8%（現状維持）

1 現状

○あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備箇所数【表1】

R2：31市町村52拠点（サテライト242）→R3：31市町村55拠点（サテライト283）

○あったかふれあいセンターが提供するサービス（基本機能）の利用状況【表2】

新型コロナウイルス感染症の影響により、「集い」の利用は前年度比75%程度にとどまったものの、訪問等により支援の充実に図られた。

集い (R1) 231,370回 → (R2) 173,431回 (▲57,939)
相談・訪問・つなぎ 57,643回 → 77,470回 (+19,827)
生活支援 50,378回 → 58,551回 (+8,173)

○あったかふれあいセンターを活用した、ひきこもりの人への支援

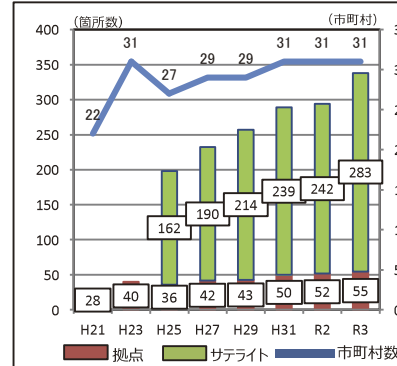
相談支援13拠点、居場所の提供12拠点、就労体験8拠点（R3.9.1時点）
（例）個別面談、日中活動として集いへの参加、運営の手伝い（プログラムの企画・運営、清掃、畑仕事など）

○リハビリ専門職等と連携した介護予防の取り組みの実施箇所数 H27：5箇所→R2：34箇所→R3：54箇所

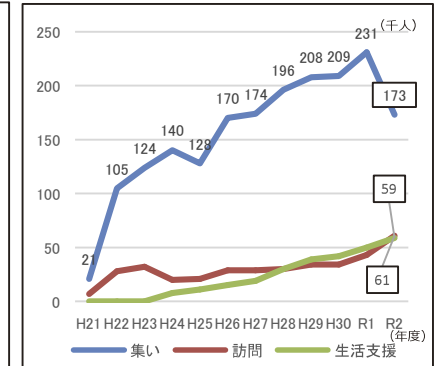
○集落活動センターとの連携状況 15拠点（R3.8.1時点）

（例）集活をあったかのサテライトとして活用、あったかで提供する昼食を集活が調理、イベントを協力して開催など

【表1】あったかふれあいセンターの設置状況



【表2】利用者数の推移（延べ人数）



出典：地域福祉政策課調べ

2 課題

①「高知型福祉」の拠点としての量的拡大及び質の向上

- ・コロナ禍をとおして、「住民主体の集い・交流の場」の重要性を再確認
- ・高齢者・障害者・子ども・ひきこもり等、属性を問わず参加・交流・相談できる場や機会の確保が必要

②あったかふれあいセンターを活用したひきこもりの人等への支援の強化

- ・制度サービスで対応困難な課題に対して、あったかふれあいセンターを活用した支援の強化

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

- ・地域の多様な生活課題の解消を目指すため、職員の資質向上が必要
- ・人材の確保・定着のための処遇の改善が必要
- ※スタッフのうち75%が非正規職員であるとともに、スタッフのおよそ25%が入職1年未満の職員

3 今後の取り組みの方向性

①「高知型福祉」の拠点としての量的拡大及び質の向上

- ・利用者数の拡大
- ・包括的な支援体制の整備を念頭にいた機能強化

②複雑化・複合化する地域生活課題への支援の強化

- ・支援が届いていない方へのアウトリーチの強化
- ・センターの機能を活用した参加や交流等の場づくり

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

- ・職員の資質向上
- ・処遇改善



4 令和4年度の取り組み

①「高知型福祉」の拠点としての量的拡大及び質の向上

- あったかふれあいセンターの整備
 - ・R4年度：56拠点、283サテライト 合計339箇所※1拠点新設（須崎市）
- 拠点の拡充機能の充実及び医療・介護・福祉との連携拡大
 - ・専門職による講座や助言等、フレイル・介護・認知症予防等に関する取組を推進
- 利用者数の拡大（高齢者・子ども・ひきこもり等）
 - ・相談・訪問・つなぎの積極的な展開
 - ・運営協議会の充実
- 新 ○拠点・サテライト機能のバージョンアップに向けた検討への支援

②あったかを活用したひきこもりの人等への支援の強化

- ・ひきこもりの人などの居場所・就労体験の実施
- ・孤立状態にある人へのアウトリーチの実施

③あったかふれあいセンター職員の確保・定着支援

- 職員の資質向上
 - ・人材育成研修の充実
- 集落活動センターとの連携
 - ・あったかふれあいセンターとの連携事例やメリットの共有
 - ・連携可能な取り組みのリスト化及び両センターのマッチング



【柱Ⅱ】

地域共生社会の推進（包括的な支援体制の構築）

地域福祉政策課・長寿社会課・障害福祉課
・子ども家庭課・子育て支援課



KPI	基準値	現在の状況(R3)	目標値(R5)
包括的な支援体制を構築している市町村 ※努力義務	—	2市町（高知市、中土佐町）	34市町村
重層的支援体制整備事業に取り組む市町村 ※任意事業	—	6市町	18市町（R6）

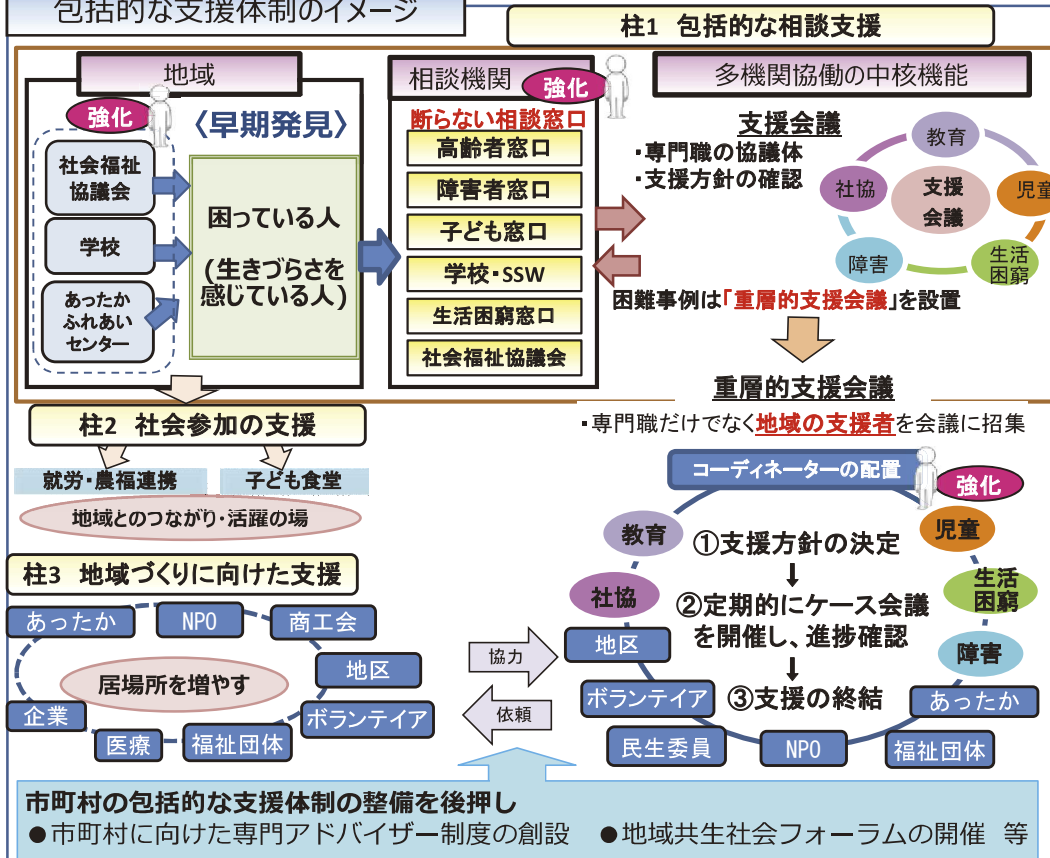
現状

- 社会福祉では、高齢、障害、児童、生活困窮など各分野の制度が確立し、課題に応じたサービスを提供
- 一方で、地域のつながりが弱まる中、個人や家族が抱える課題が複雑化・複合化し、各分野のサービスでは十分に対応できないケースが増加（ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケア、ゴミ屋敷 等）

課題

- 地域から孤立し、支援が十分に届かないことで、問題が深刻化するケースも多く見られる
- 問題を早期に発見して、速やかに必要な支援につなげる「予防」の取組が重要
- 課題ごとに縦割りで支援するのではなく、当事者だけでなく世帯全体の支援が必要

包括的な支援体制のイメージ



令和4年度の取り組み

（1）市町村における「包括的な支援体制」の整備を支援

- ①市町村の「地域福祉計画」の策定支援
※社会福祉法の改正により、市町村において「包括的な支援体制」の整備とともに、「地域福祉計画」に「包括的な支援体制の整備に関する事項」を規定することが努力義務化
・市町村における包括的な支援体制の整備について、福祉保健所を中心に支援

（2）「包括的な相談支援」「社会参加の支援」「地域づくりに向けた支援」の支援

- ・あったかふれあいセンターの機能強化
- ・民生委員・児童委員の見守りネットワークの支援
- ・人材育成（専門職、福祉関係者、地域ボランティアへの研修 等）

（2）市町村の「重層的支援体制整備事業（新規）」の活用を支援

※「重層的支援体制整備事業」は、市町村の努力義務となった「包括的な支援体制」の整備を推進する支援事業として創設（社会福祉法第106条の4）

①重層的支援体制整備の後方支援を実施 ※高知県社会福祉協議会と連携して実施

- ・市町村及び関係者等との協議（個別・ブロック）
- 新**・市町村の包括的な支援体制構築に向けた専門アドバイザー制度の創設
- 新**・地域共生社会フォーラムの開催

②「あったかふれあいセンター事業」と「重層的支援体制整備事業」との一体的な展開を支援

- 新**・両事業を一体的に展開することでバージョンアップを目指す市町村を支援

【柱Ⅱ】

生活困窮者のセーフティネットの強化

地域福祉政策課・福祉指導課



【目標値】・生活に困窮した人が、それぞれの状況に応じた必要な支援を受けることができる

生活困窮者自立支援プラン作成率
(R2) 14.6% → (R5) 50.0%

生活困窮者自立支援プラン作成件数
(R2) 714件 → (R5) 1,440件

1 現状

【生活困窮者自立支援】平成27年4月から生活全般の困りごとの相談窓口を全市町村を対象に設置（広域設置を含む）
 自立相談支援事業：支援員が相談を受け、相談者と具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援
 住居確保給付金：離職などにより住居を失った方（または失う恐れの高い方）に、一定期間、家賃相当額を支給
 就労準備支援事業：直ちに就労が困難な方に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援
 家計改善支援事業：家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるよう状況に応じた支援
 その他の事業：就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業

○自立相談支援機関の体制 11市：各市が設置 16町村：県が設置

・支援員の体制（うち兼務）

	主任相談支援員	相談支援員	就労支援員	アウトリーチ支援員	計
11市	11	25(17)	23(19)	6(5)	65(41)
16町村	16	24	15(12)	4(1)	59(13)
計	27	49(17)	38(31)	10(6)	124(54)

・新規相談件数 4,899件(うち県1,156件)(R2)
2,493件(うち県910件)(R3.12末)

・自立支援プランの作成件数及び作成率
714件・14.6%(うち県82件・7.1%)(R2)
573件・23.0%(うち県60件・6.6%)(R3.12末)

2 課題

1 コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者を支援する体制の整備

【生活福祉資金の特例貸付】(R2.3～R4.3)

- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活が困窮する方への支援
 - ・貸付決定件数 延べ27,758件（緊急小口、総合支援資金（R4.2末））
 - うち「再貸付（特例貸付を上限まで借り入れ）」決定件数 5,469件
 - ・借受人の状況（R3.8 総合支援資金延長貸付の借受人4,428件の分析）
 - 雇用形態：自営業・個人事業主等37.0%、非正規雇用25.8%
 - 就労状況：就労している76.4%、仕事を探している14.5%

- ・特例貸付の利用をきっかけに表面化した福祉的課題を抱える世帯への支援
- ・貸付金の償還が困難な世帯や償還免除となる世帯に対する支援
- ※生活福祉資金の特例貸付の償還は、R5.1月から開始予定

2 多機関・多分野の協働による包括的な支援

3 今後の取り組みの方向性

1 コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者を支援する体制の整備

- 自立相談支援機関の体制の充実
 - ・相談支援
 - ・就労準備支援
 - ・家計改善支援



- 生活福祉資金窓口の体制の充実
- 相談支援員の人材育成

2 多機関・多分野の協働による包括的な支援

- 支援プランに基づく多機関が連携した支援の実施
- 自立相談支援機関と生活福祉資金窓口との連携
- 自立相談支援機関と生活保護制度との連携
- 多機関が協働した相談支援体制の構築（包括的な支援体制）

3 つながりと支え合いを築く地域づくりの推進

- 「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の実施を支援

4 令和4年度の取り組み

1 コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者を支援する体制の整備

- 自立相談支援機関の体制の充実
 - 拡 相談支援体制（アウトリーチ支援員）
R3 124人（10人） → R4 128人（10人）
 - ・就労準備支援
R3 22人 → R4 23人
 - ・家計改善支援
R3 27人 → R4 27人

- 拡 生活福祉資金窓口の体制の充実
償還時期を迎える17,000件を超える債権について、償還免除申請のサポートや受付業務、償還に係る相談や、個別の状況に応じた支援へのつながりなどに対応するため、生活福祉資金窓口の体制を充実する

- 相談支援員の人材育成
 - ・国実施研修への派遣（初任者研修及び実務者研修）
 - ・アセスメント力向上のための研修の充実 2回
 - ・コミュニティソーシャルワークに関する研修の実施 延べ100人

3 つながりと支え合いを築く地域づくりの推進

- 拡 「生活困窮者支援等のための地域づくり事業※」の実施を支援 ※R3年度は「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」
- ・事業の実施によるコーディネーターの配置 R3 27人→R4 29人（予定）

- 新 取組例：①コーディネーターを中心とした訪問活動や地域福祉座談会の実施②住民団体や企業による地域福祉活動の紹介と表彰の場の設定
- アドバイザーの派遣による地域づくりに関する協議など、自立相談支援機関協議会の内容の充実

2 多機関・多分野の協働による包括的な支援

- 支援プランに基づく多機関が連携した支援の実施
支援プラン作成件数 R3.12 714件 → R4 1,000件（見込み）
- 自立相談支援機関と生活福祉資金窓口との連携強化
R3 総合支援資金申請にあわせた自立相談支援機関の支援
・償還が困難な世帯や償還免除となる世帯を生活福祉資金窓口から自立相談支援機関につなぎ、包括的に支援
- 自立相談支援機関と生活保護制度との連携強化
 - ・生活保護ケースワーカー等と相談支援員の定期的な情報交換や協議
 - ・相談者に対する自立支援と生活保護相互の支援制度の紹介や相談窓口へのつながり
- 拡 多機関が協働した相談支援体制の構築（包括的な支援体制）
支援調整会議への参加は、市町村や社協、法律や就労関係機関にとどまることが多いため、居場所等の創出を含めた地域づくり支援の充実など、支援調整会議に参画する主体の拡大を働きかける

【目標値】 新規相談件数 (R5) 200件/年以上
市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 (R1) 10市町村 → (R5) 全市町村

居場所等の支援につながった件数 (R5) 100件/年以上
中間的就労等を経て就労した人数 (R5) 10人/年以上

1. 現 状

1 情報発信・早期把握

- (1)広報強化 (リーフレット3万部、ポスター5千部作成)
※千原ジュニア氏を起用した広報物の作成・発信
- (2)「つながるフェスタ」の開催 (R3.10.1 64名参加)
- (3)新規相談件数211件 (R3.4~12月)
・市町村 111件 ・県 100件



2 相談体制の充実・強化

- (1)市町村における相談窓口の設置 : 全市町村
- (2)ひきこもり支援者人材養成研修 3回 (R3.4月~12月)
- (3)ひきこもり研修会への講師派遣 8回 (R3.4月~12月)

3 当事者及び家族への支援

- (1)当事者支援 アウトリーチ(訪問型)支援の実施 (6市町)
- (2)家族支援 家族教室 延べ10名(R3.4月~12月)



4 社会参加の支援

- (1)居場所づくり支援
・県が支援している当事者等の居場所 6カ所 (R3)
・居場所等の支援につながった件数 119件(R3.4月~12月)
- (2)就労支援 就労サポートセンターかみまち (3名体制)
・就労につながった人数 2名 (R3.4月~12月)

5 支援機関の充実

- (1)ひきこもり地域支援センター
・相談支援 726件 (R3.4月~12月)
・地域支援 関係機関との個別協議14回 (R3.4月~12月)
- (2)ひきこもりピアサポートセンター (本部・幡多サテライト)
・相談件数 756件 (R3.4月~12月)
- (3)県域及びブロック域の支援ネットワーク
・ひきこもりの人等に対するあり方に関する検討会 2回
・ひきこもり支援者連絡会 3回(東部・中部・西部)
・福祉保健所管内連絡会 6回 (R3.4月~12月)



2. 課 題

1 情報発信・早期把握

- ・ひきこもりに対する誤解や偏見により、当事者やその家族が社会から孤立しないように配慮する必要がある
- ・ひきこもり状態を長期化させないため、早期把握のための仕組みづくり

2 相談体制の充実・強化

- ・多機関協働の支援体制づくり
- ・相談時における適切なアセスメント
- ・教育と福祉の連携強化

3 当事者及び家族への支援

- ・アウトリーチ(訪問型)による支援
- ・ひきこもり経験者による支援
- ・家族教室など家族支援の充実

4 社会参加の支援

- ・つながり先となる社会資源が不足
- ・農福連携など多様な就労支援
- ・段階的な社会参加への支援
- ・民間支援団体の主体的な活動を支援

5 支援機関の取組の充実

- ・市町村単位では情報や資源が不足するため、県域及びブロック域の支援の充実が必要
- ・ひきこもり地域支援センターのみで全市町村へのバックアップを行うことが難しい

3. 今後の取り組みの方向性

1 情報発信・早期把握

- ひきこもりに関する正しい理解の促進
- ひきこもり相談窓口の認知度向上
- 民生委員等地域での見守りによる早期把握

2 相談体制の充実・強化

- 市町村における「包括的な支援体制」の整備を支援
- 適切なアセスメントの推進
- 教育と福祉の連携強化

3 当事者及び家族への支援

- アウトリーチ(訪問型)支援の強化
- ひきこもり経験者による支援 (ピアサポート)の実施
- 家族への相談支援や家族会への支援の実施

4 社会参加の支援

- つながり先となる「居場所」づくりを支援
- 就労支援の拡大
- 段階的な社会参加への支援
- 民間支援団体の主体的な活動を支援

5 支援機関の取組の充実

- 市町村による支援の取組をバックアップ
- 広域的なネットワークの構築

4. 令和4年度の取り組み

1 情報発信・早期把握

- 拡** ひきこもりに関する正しい理解の促進
・ひきこもりに対する誤解や偏見をなくし相談しやすい環境を整えるため、啓発動画の配信等、情報発信の強化を行う
- ひきこもり相談窓口の認知度向上※新規相談件数(R4目標)200件/年
- ・市町村や支援機関の相談窓口等について周知し、認知度の向上を図る
- ・ピアサポートセンターの特徴や機能についてSNS等を活用し積極的に周知する
- 民生委員等地域での見守りにより早期把握につなげる

2 相談体制の充実・強化

- 拡** 市町村における「包括的な支援体制」の整備を支援
・市町村プラットフォームの設置・運営の促進
- 適切なアセスメントの推進
・会議や説明会の機会を通じ、ひきこもり地域支援センター等から市町村にアセスメントシートなど支援ツールの提供や提案を行う
- 拡** 教育と福祉の連携強化
・SSW等の研修会を通じ、ひきこもり支援に関する情報提供や相談窓口の周知を行う
- ・市町村における連携の好事例について横展開を図る

3 当事者及び家族への支援

- 拡** アウトリーチ(訪問型)支援の強化
・アウトリーチ支援の強化のため生活困窮者自立支援事業等の活用を促進(6→7市町)
- ひきこもりピアサポートセンターにて年間100件以上の新規相談を受ける (R3.12月末現在 53件)
- 家族への相談支援や家族会への支援の実施
・民間団体(家族会等)の設置する居場所への助成

4 社会参加への支援

- つながり先となる「居場所」づくりを支援
- 拡** あったかふれあいセンター等地域資源を活用した取組の横展開を図る
・民間団体(家族会等)の設置する居場所への助成(再掲)
※R5年度に向け、圏域毎に居場所等社会参加の場の複数設置を目指す
- 就労支援の拡大
- 拡** インセンティブを設けた就労体験や就労訓練の拠点の拡大 (1→3カ所)
・生きづらさを抱えた人等への農福連携の取組を含め、柔軟な働き方のできる受入事業者を開拓
- 段階的な社会参加への支援
・居場所への参加や就労体験等、本人の状況や意向に合わせた個別支援
- 民間支援団体の主体的な活動を支援
・活動報告会の実施による民間団体と市町村等との連携や団体間活動の活性化

5 支援機関の取組の充実

- 市町村による支援の取組をバックアップ
・ひきこもり支援者人材養成研修の実施(年3回程度)
- ・ひきこもり支援者連絡会の実施(東部・中部・西部で各1回)
- ・ひきこもり地域支援センターによるケース会議等へのスーパーバイズの実施
- 拡** 広域的なネットワークの構築
・福祉保健所管内毎の研修会の実施等を通じ、圏域における関係機関のネットワークづくりや支援に必要な資源等へのコーディネートを実施

【柱Ⅱ】

ヤングケアラーへの支援の充実

子ども家庭課・子育て支援課



【目標値】 ①ヤングケアラーの認知度向上
(KPI)

- ・中高生の認知度向上 (R6) 70%以上
- ・県民全体の認知度向上 (R3) 51.5% → (R6) 70%以上

②市町村子ども家庭総合支援拠点の整備
(R3) 9市町村 → (R6) 34市町村

- ③各分野の専門職に対する研修の実施
- ・医療・介護・福祉分野で研修の実施 (R6) 100%
- (現在 (R3) は、児童福祉担当部署に対しては100%実施)

④子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）での把握
・ヤングケアラー用アセスメントシート活用による把握
(R3) 活用なし → (R6) 34市町村

1. 現状と課題

○ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない

※「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか
(R3.3月ヤングケアラーの実態に関する調査報告)

全 国	聞いたことがあり、知っている	聞いたことはあるが、よく知らない	聞いたことはない
中学2年	6.3%	8.8%	84.2%
高校2年	5.7%	6.9%	86.8%

○子ども自身が声を上げにくく、課題が表面化しづらい構造にあり、学校や、ケアを要する家族の支援関係者など、周囲の大人が子どもの置かれている状況に気づき、支援につなぐ体制の構築が必要

○そのためには、まだ十分に知られていない「ヤングケアラー」の社会的認知度を高め、福祉・教育・介護・医療の各分野が官民協働で連携し、課題を抱える子どもを早期に発見し支援につなげる取り組みが必要

2. 今後の取り組みの方向性

◆福祉・教育・介護・医療の各分野が連携した取り組みを総合的に推進

1 社会的認知度の向上（周知啓発）

- ・子どもや県民への周知啓発により、子ども本人や周囲の大人が課題に気づき、相談につなげることができる環境づくりを推進

2 相談支援体制の充実

- ・子どもや周囲の大人が相談できる窓口、関係機関の連携支援を調整する窓口の体制整備を支援

3 早期発見（子どもと家庭の実態把握）

- ・各分野におけるモニタリングや家庭訪問、支援プランの見直しなどにより、学校やケア関係機関等が、支援の必要な子どもを早期に発見

4 個々のニーズに応じた支援の充実

- ・子どもと家庭のニーズを丁寧に把握し、関係機関が連携した支援を実施

5 市町村の包括的な支援体制の整備の支援



3. 令和4年度の取り組み

1 社会的認知度の向上（周知啓発）

- 新** インターネットを通じた実態調査の実施
→対象：県内の中高生 約35,000人（任意調査）
- 新** 学生等を対象にしたフォーラムの開催（県内3ブロック）
- 新** 様々な媒体を活用した周知啓発（CM、YouTube広告、ポスター掲示等）

2 相談支援体制の充実

- ・各市町村の児童福祉担当部署とSSWとの定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- 新** 各分野の相談支援機関に対してアセスメントや家庭支援に関する研修の実施

3 早期発見（子どもと家庭の実態把握）

- ・福祉・教育・介護・医療等の各専門職員への研修等による周知啓発
- 新** 児童福祉及び教育分野における「ヤングケアラー支援マニュアル」の活用徹底

4 個々のニーズに応じた支援の充実

- 新** 市町村の取り組みを支援するヤングケアラーコーディネーターの配置
→県に1名を配置し、各市町村に派遣
- ・地域内のサービスや社会資源の状況を踏まえた支援策の拡充を提案（各市町村の支援事例や実態調査の結果分析による検討）

- 新** 家族の世話や介助をしている高校生を対象にしたオンラインサロンの開催

5 市町村の「重層的支援体制整備事業」の活用を支援

- 新** 市町村の包括的な支援体制構築に向けた専門アドバイザー制度の創設

【目標値】 成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数
(R3) 21市町村 → (R4) 28市町村 → (R6) 34市町村

中核機関を設置する市町村数
(R3) 13市町 → (R6) 34市町村

1 現 状

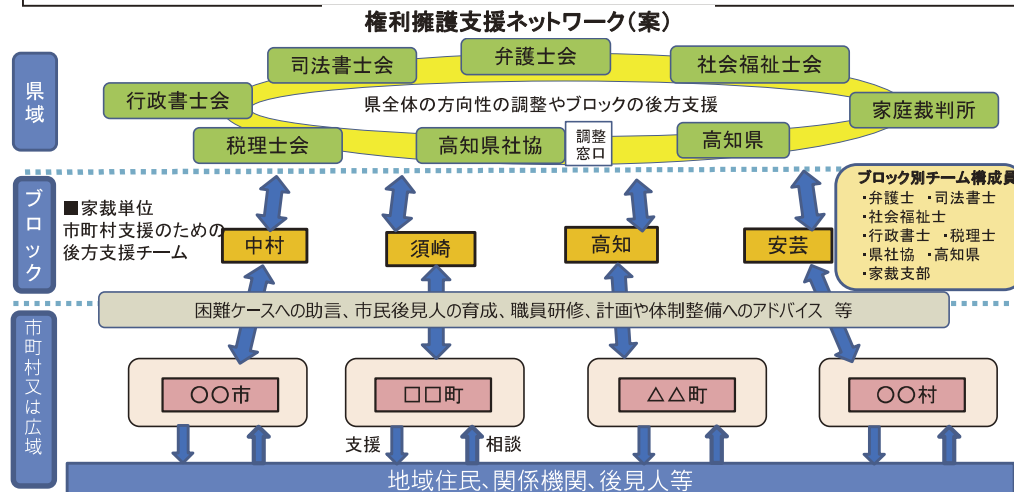
- 県は、市町村の地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた取り組みを支援
 - ・中核機関等体制整備率 県内38% (13市町) 全国55%(R3末見込み)
 - ・成年後見制度利用促進計画の策定率 県内61% (21市町村) 全国59%(R3末見込み)
- 県内成年後見制度申立件数 (うち首長申立)
 - H30:216件 (63件) R元:232件 (64件) R2:231件 (73件)
- 市民後見人の養成研修修了者 R2:12名 R3:7名
- 日常生活自立支援事業契約件数 H30:665件 R元:684件 R2:722件
- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数 R元:25件 R2:27件
- 高齢者・障害者権利擁護センターの活動状況 (R3)
 - ・虐待防止・権利擁護研修 管理者等 275施設428人、行政職員 21市町村等73人
 - ・権利擁護専門家チームの派遣 (虐待対応) 6件 (R4.1末)
 - ・成年後見セミナーの開催 市町村職員等174人

2 課 題

- 1 権利擁護支援のネットワークの構築**
 - ・専門職等の人的資源や社会資源の偏在、市町村の相談体制の格差をカバーするための連携ネットワークづくりが必要。
- 2 成年後見人等の人材育成**
 - ・後見人となる人材不足への対応が必要。
- 3 制度の利用促進に向けた後方支援**
 - ・制度の認知度が低く相談につながりにくいため、住民向けに成年後見制度の広報・啓発が必要。
- 4 日常生活自立支援事業と成年後見制度の適正な運用**
 - ・複合課題を抱えた困難ケースが増加し、日常生活自立支援の専門員の負担が増加。
 - ・成年後見制度への移行が必要なケースが多いが、本人・親族からの拒否、行政との役割分担不足等で移行が進まない。

3 今後の取り組みの方向性

- 権利擁護の支援ネットワークの構築により、市町村の取組を後方支援
- 日常生活自立支援事業及び成年後見制度による権利擁護支援を推進



4 令和4年度の取り組み

- 1 権利擁護支援のネットワークの構築**

新 市町村の権利擁護の取組を後方支援する司法専門職、福祉職、行政等によるネットワークを構築

 - ・県域及び家裁支部単位4ブロックの協議会を設置
 - 構成員(予定): 弁護士会、司法書士会、行政書士会、税理士会、社会福祉士会、高知県社会福祉協議会、家庭裁判所、県
 - ・定例的な協議の実施: 県域協議会(2回)及びブロック協議会(各2回)
 - ・権利擁護センターへの調整窓口設置
 - ・中核機関設置市町村による意見交換会や職員研修の実施(各2回)
 - ・体制整備アドバイザーや専門的支援アドバイザーの派遣(計65回)
- 2 成年後見人等の人材育成**
 - ・市民後見人の養成に取り組む市町村を支援(2市)
- 3 日常生活自立支援事業と成年後見制度の適正な運用**
 - ・専門員及び生活支援員の資質向上
 - ・制度の理解や周知のための広報の実施
- 4 高齢者・障害者権利擁護センターによる虐待防止等の取組推進**
 - ・相談窓口の設置や虐待防止研修(計7回)、専門家チームの派遣など

【柱Ⅱ】

障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

障害福祉課



【目標値】 ・基幹相談支援センターの設置数 (R3)4か所→(R5)14か所
・主任相談支援専門員の人数 (R3)11人→(R5)23人

・相談支援体制の充実強化
機能強化型等の加算を受ける相談事業所数 (R3)20事業所→(R5)40事業所

1 現状

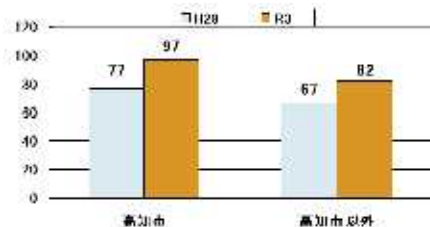
○障害福祉サービスの利用者は増加している。障害福祉サービス事業所も徐々に増加しているが、中山間地域は参入が進みにくく、県中央部に集中しており、地域偏在がある。

・サービス利用者実人数(18歳以上) H28.8月 5,769人 →R3.8月 6,144人
(18歳未満) H28.8月 1,023人 →R3.8月 1,718人

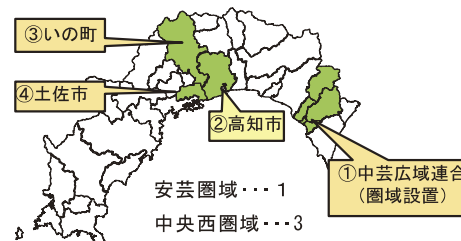
○障害のある人の重度化・高齢化が進んでいる。

・障害者手帳の交付者のうち、約8割が65歳以上。約半数が1級～2級の重度障害。
・施設入所者(身体)のうち、約5割が61歳以上。約半数が最も重い障害支援区分6。

■生活介護・就労支援事業所数(各年3月末)



■基幹相談支援センター 4カ所(R3.11月)



2 課題

○在宅の障害児者は地域によって利用できるサービスが限られている

○障害のある人の重度化、高齢化に伴い、在宅での生活が困難になった人の入所施設や通所事業所の充実が必要

○障害のある人が様々なサービスや地域資源等を活用しながら安心して暮らしていくためには、その人のニーズや障害特性に応じた適切な助言や情報提供ができる相談体制の充実が必要

○障害の程度や特性に応じ、法定サービスでは行き届かないきめ細かな支援が必要

3 今後の取り組みの方向性

1 身近な地域におけるサービスの確保

・障害のある人が、身近な地域で障害の特性や、それぞれの状況や希望に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービスの提供体制を整備する。

2 相談支援の充実

・市町村や関係事業所などと連携を図りながら、サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応できる相談支援体制を構築する。

3 障害特性に応じたきめ細かな支援

・障害特性に応じた適切な支援が行えるよう、継続して人材を育成する。
・強度行動障害のある人の在宅生活への支援など、法定サービスでは行き届かない、きめ細かな支援体制を整備する。

4 令和4年度の取り組み

1 身近な地域におけるサービスの確保

○中山間地域障害福祉サービス確保対策事業

・事業所から遠距離に居住する中山間地域等に居住する障害児者に必要なホームヘルプサービスを提供した事業所への助成

○障害児長期休暇支援事業

・学校等の長期休暇期間中に公民館等を利用した日中の預かり事業を助成

新 ○強度行動障害児・者受入体制支援事業

・強度行動障害者の受け入れを行う入所施設等を支援し、サービスを提供する施設等を確保

○障害児・者施設整備事業

・障害者グループホームなどの整備に係る費用を助成

○地域生活支援拠点の整備

・障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備

2 相談支援の充実

○人材育成と地域の相談体制の充実

・相談支援専門員の育成と体制づくりを担う、主任相談支援専門員の養成

拡 ・相談支援専門員の資質向上に向け、フォローアップ研修を実施

・地域で総合的・専門的な相談に対応できるよう、基幹相談支援センターの設置を支援

3 障害特性に応じたきめ細かな支援

○強度行動障害者への支援

・強度行動障害支援者養成研修による人材育成

・強度行動障害者の受入体制を整備するため、短期入所サービスを提供した施設や、通所による生活介護サービスを提供する事業所に助成

○きめ細かな支援

・身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する支援

新 ・失語症者向け意思疎通支援者の派遣

・視覚障害者生活訓練

・オストメイト社会適応訓練

・手話通訳者、要約筆記者等、意思疎通支援者の養成

・盲ろう者向け通訳介助員の養成・派遣

・点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成

◆ICTを活用した支援

・タブレット等を用いた遠隔手話通訳の実施

拡 ・視覚障害者向けスマートフォン操作指導

「オストメイト」…人工肛門・人工ぼうこう造設者／自らの意思により排泄管理ができないため、装具を用いて排泄を行う



【目標値】・医療的ケア児等コーディネーター人数 (R1時点)30名 → (R5)120名
・医療的ケア児支援センターにおける延べ相談件数(R5)80件
・学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性が向上した看護職員の割合 90%



NICU等から退院後、医療的ケア児とその家族がコーディネーターによる支援を受けている割合 (R5までに100%)

1 現状

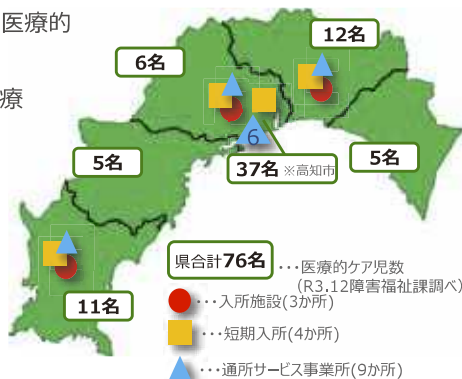
1 医療技術の進歩に伴い、恒常的に人工呼吸器や喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする医療的ケア児が増加している。

2 在宅で生活する医療的ケア児は、訪問診療や訪問看護などの医療サービス、短期入所や通所などの福祉サービスを必要としているが、これらのサービスの多くは高知市周辺に集中している。

3 医療的ケア児の多くは特別支援学校に在籍しているが、一部の医療的ケア児は小中高等学校にも在籍している。

県立特別支援学校・・・45名（通学20、施設・訪問25）
小中高等学校・・・9名（小学校6、中学校2、高等学校1）

4 災害時における個別避難計画等が策定されている医療的ケア児は約15%に留まる。（R3障害福祉課調べ）



2 課題

1 医療的ケア児が受ける多様なサービスの調整を家族が行わなければならない、伴走型でサポートする支援者（医療的ケア児等コーディネーター）が必要

2 医療的ケア児の家族からの相談に対して対応できる総合的な拠点が必要

3 在宅の医療的ケア児の生活を支える医療サービスや福祉サービスの充実が必要

4 保育所や学校等において医療的ケア児を支援できる看護師等の育成・確保が必要

5 災害時において医療的ケア児を支援する仕組みづくりが必要

《医療的ケア児支援法》
R3.6.18公布、R3.9.18施行

法の概要

- 国、地方公共団体の責務（日常生活における支援、相談支援体制の整備等）
- 保育所、学校等の設置者の責務（看護師等、喀痰吸引等が可能な保育士の配置）
- 医療的ケア児支援センターの設置

3 令和4年度の取り組み

1 家族のレスパイトなど日常生活における支援の充実

◆医療的ケア児等支援事業【障害福祉課】

- ・訪問看護師が自宅へ出向き一定時間ケアを代替することにより、家族のレスパイトを図る。
- ・訪問看護師が医療機関への受診に同行し、付き添うことで家族を支援する。



◆医療的ケア児支援看護師確保事業【医療政策課】

- ・将来、医療的ケア児に対応できる看護師の確保を図るため、看護学生を対象とした講義を実施。

◆小児在宅医療に関する国の人材育成講習会への助成【在宅療養推進課】

◆高知県立大学への寄附講座の設置【在宅療養推進課】

- ・地域で小児に対応できる訪問看護師の育成を実施。

2 保育所、学校等における医療的ケアの実施



◆医療的ケア児の学校における支援体制充実事業【特別支援教育課】

- ・医療的ケア看護職員等に対する研修の実施
- ・特別支援学校等の看護師への助言等を行うため、巡回看護師を配置

◆医療的ケア児保育支援事業【幼保支援課】

- ・保育所等への加配看護師等の配置に係る経費を助成

3 医療的ケア児支援センターを中心とした相談支援体制の整備



◆重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」の設置【障害福祉課】

- ・県内の医療的ケア児とその家族からの相談に対応する拠点
- ・医療との円滑な連携を促進するために医療職を配置するなど体制を強化。



◆「医療的ケア児等コーディネーター」の養成【障害福祉課】

- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援の総合調整を行う人材を育成（フォローアップ講座の実施）



◆災害時における個別避難計画等の策定促進など【健康対策課・地域福祉政策課・障害福祉課】

- ・避難支援及び避難後の医療ケア継続の支援にかかる体制の強化
- ・計画等の策定にあたり医療的ケア児等コーディネーターが参画する仕組みを構築

「コーディネーター」...サービスを総合調整する者／「レスパイト」...介護者の日々の疲れなどに対し、一時的に介護等を代替することで介護者の負担軽減（息抜き）を図ること

医療・福祉サービス

小児在宅医療や訪問看護師などサービスを担う人材の育成

在宅レスパイト

通所サービスの充実や訪問看護師によるレスパイトにより家族の負担を軽減

保育所・学校等

保育所や学校等に看護職員を配置することにより、医療的ケア児の受け入れを促進

サービスや日常生活などを総合的に調整

医療的ケア児とその家族

派遣調整や助言等

医療的ケア児等コーディネーター

相談対応

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「きぼうのわ」

※R3.4社会福祉法人に委託設置

【柱Ⅱ】

障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備

障害保健支援課



【目標値】・障害者職業訓練による就職者数(R1) 15人 →(R5) 30人/年以上
 ・テレワークによる新規就職者数(H30) 5人 →(R5) 10人/年以上
 ・農福連携の新規従事者数 (R1) 25人 →(R5) 75人/年以上
 ・平均工賃月額 (R1) 20,005円 →(R5) 22,000円

・ハローワークを通じた就職件数 (H30) 598件 → (R5) 800件/年以上

1 現 状

- 本県の障害者雇用状況報告対象企業(552社)のうち、達成企業：338社(61.2%(全国6位))、未達成企業：214社(38.8%)【R3】
 ○本県における障害者の就職件数：565件 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、9年ぶりに対前年度比減(▲8.4%)
 ○平均勤続年数(全国)：一般労働者12.4年、精神障害者3.2年、知的障害者：7.5年、身体障害者10.2年(H30障害者雇用実態調査)
- 企業における障害者雇用の推進
 - 障害者職業訓練コーディネーターによる訪問企業数：115社【R4.2月時点】
 - 就労体験拠点設置事業体験人数：73人【R4.2月時点】
 - 知識・技能習得訓練受講者数：8人【R4.2月時点】
 - 実践能力習得訓練受講者数：24人(うち雇用：13人)【R4.2月時点】
 - 多様な働き方の推進
 - お試しテレワーク研修：R4.3.3～4
 - 障害者施設の支援員向けテレワーク研修：R4.3.14
 - 在宅就業支援体制構築フォローアップ事業：2事業所
 - 農福連携の推進《次頁参照》
 - 障害のある労働者の職場定着支援
 - 障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所、高知障害者職業センター等との障害者の一般就労に係る定着支援に関する担当者勉強会を開催【R3.12.16】
 - 就労継続支援事業所の工賃等の向上
 - 工賃向上アドバイザー派遣事業：6事業所
 - 障害者作品展：16団体【R3.11.20】
 - 農福連携促進コーディネーターによる事業所等訪問等数：129件【R4.2月時点】
 - 農福マルシェ：R4.3.19～20(四万十市)、26～27(高知市)

2 課 題

- 企業における障害者雇用の推進
 - コロナ禍により企業を訪問することが困難
 - 国や各就労支援機関との効果的な連携
- 多様な働き方の推進
 - お試しテレワーク研修への参加者の確保
 - 合同企業説明会への参加企業の確保
- 障害のある労働者の職場定着支援
 - 関係機関の情報共有による課題の洗い出し
 - 職場定着支援につながる事業の創出
- 就労継続支援事業所の工賃等の向上
 - 工賃向上アドバイザー派遣事業の充実
 - 共同受注体制の活性化

3 今後の取り組みの方向性

- 企業における障害者雇用の推進
 - 法定雇用率未達成企業を中心とした企業訪問
 - 各就労支援機関と連携した障害者職業訓練の実施
- 多様な働き方の推進
 - テレワーク研修・訓練・合同企業説明会の効果的な実施
 - 農福連携の推進の強化《次頁参照》
- 障害のある労働者の職場定着支援
 - 関係機関による勉強会の開催
 - 職場定着支援体制の強化
- 就労継続支援事業所の工賃等の向上
 - 工賃向上アドバイザー派遣事業の充実
 - 共同受注体制の活性化

4 令和4年度の取り組み

- 企業における障害者雇用の推進
 - 求職障害者の一般就労を実現するため、障害者職業訓練コーディネーターが企業訪問や各支援機関との連携により、障害者職業訓練を実施
 - (1)法定雇用率未達成企業を中心に訪問し、障害者雇用の優良事例や支援策等を紹介(目標：訪問企業数300件以上/年)
 - (2)障害者就業・生活支援センター等と連携し、一般就労を希望する障害者の職業訓練を実施(目標：(実践)訓練受講者数25人以上/年)
- 多様な働き方の推進
 - コロナ禍を契機として、業務のデジタル化が進みテレワークを推進する企業が増加していることから、障害者のテレワークによる一般就労に向けた技術習得等を支援
 - (1)「お試しテレワーク研修」や障害者施設の支援員向け研修、合同企業説明会を実施(目標：テレワーク研修(障害者)参加者数24人/年)
 - 障害者等による農業分野での就労を通じて、農業分野の新たな働き手の確保などの相乗効果
 - 【拡】(1)農福連携の推進《次頁参照》(目標：農福連携の新規従事者数75人以上/年)
- 障害のある労働者の職場定着支援
 - 障害者の職業生活の安定と企業の法定雇用率達成に向けて、一般就労後に離職しないためのフォローの強化
 - 【新】(1)ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所等といった障害のある労働者の職場定着を主に担う機関が情報共有を行い連携を強化することで、効果的な支援体制を構築
- 就労継続支援事業所の工賃等の向上
 - 就労継続支援事業所を利用する障害者の経済的自立を実現するため、新商品の開発や販路の拡大などを支援し、生産活動の拡大を図る。
 - 【拡】(1)工賃等向上アドバイザー派遣事業を拡充し、新たな生産活動等を実施する事業所の取組を支援
 - 【新】(2)就労継続支援事業所が取り扱う商品等の紹介ホームページを開設し、P Rの抜本強化を図るとともに、共同受注体制の活性化により官公需等を推進(目標：HPの閲覧ユーザー数10,000件以上/R5、優先調達による物品等の調達額(県+市町村)158,000千円以上/R5)

【目標値】・農福連携の新規従事者数 (R1) 25人 → (R5) 75人/年以上

1 現状

目的：障害者や生きづらさを抱える方が農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現。農業分野の新たな働き手の確保など相乗効果。

◆取組推進のための体制

- 地域地域で農業・福祉・行政機関等が連携し、農福連携に係る意識醸成からマッチング支援、定着支援まで切れ目のない支援を行うため、各地域に農福連携支援会議を11地域19市町村(R4年2月現在)に設置するとともに、県域の農福連携の推進を図るため、農福連携支援調整会議をR3年11月に設置。

◆各種マッチング支援

- 農福連携促進コーディネーター
- 就労体験拠点設置事業
- 実践能力習得訓練
- 試行就労受入体験
- ひきこもり自立支援体制構築事業
- 生活困窮者就労準備支援事業

◆農福連携就労定着サポーターによる定着支援

《農福連携の実績》 (単位：人)

	R2、3		R3、3	
障害者	350	87.5%	462	92.0%
直接雇用	35	8.7%	34	6.8%
施設外就労等	315	78.8%	428	85.2%
生きづらさを抱える方等	50	12.5%	40	8.0%
合計	400	100.0%	502	100.0%

2 課題

1 障害者と農業とのマッチング

【障害者等】農福連携に関心がある場合、情報をどこに求めたらいいのかわからない。
【農家等】農福連携に関心がある場合、情報をどこに求めたらいいのかわからない。

① ⇒ 情報発信の強化が必要

【農家等】農福連携に取り組みたい場合、どこに相談したらいいのかわからない。

② ⇒ 情報の一元化とニーズをつなぐ「コーディネーター機能」の強化が必要

【障害者等】農業現場で作業することに対する不安

【農家等】農作業に従事する障害者等へのフォロー（ケア）が不安

③ ⇒ 就労定着を支援する「サポーター機能」の強化が必要

④ ⇒ 啓発から定着まで支援できる人材の育成が必要

2 生きづらさを抱える方と農業とのマッチング

上記①②③④に加えて、課題が複合的で時間を要するケースが多い
⇒ 市町村の「包括的な支援体制」の整備と一体的な支援が必要

3 令和4年度の取り組み

1 障害者と農業とのマッチング

①農家等が障害者を直接雇用 ⇒ 農家等が障害者の特性等を十分に理解することが前提となる。

ステップアップ

障害者 ⇒ 求職登録

農家等 ⇒ 求人登録 ハローワークなど

- ハローワーク、障害者就業・生活支援センターの支援員との連携を一層強化
 - ・農福連携支援会議を通じて、最新情報を共有
 - ・障害者の特性に合わせて、タイムリーに情報提供
 - ・雇用後のフォローアップも連携して対応
- 拡 農福連携就労定着サポーターの機能強化
- 新 農福双方の専門知識を有し、啓発から定着まで支援できる人材の育成

②福祉事業所の施設外就労（農家等と委託契約）⇒支援員が農作業に同行するため農業者の負担が少ない。

ステップアップ

- 農業分野での施設外就労を実施する事業所を増やす（R3.4月 31事業所 ⇒ R5 50事業所）
- 施設外就労の予定がない事業所の支援員に対して、利用者への農福連携の情報提供と希望者へのマッチング支援を徹底
- 「高知県共同受注窓口」への情報集約とマッチング支援機能を強化

- 拡 農福連携促進コーディネーターの増員（R3:1名 ⇒ R4:2名）
 - ・施設外就労に取り組む事業所を増やす
 - ・取り組まない事業所に対して、協力依頼

- 新 共同受注窓口の強化
 - ・農家等に「共同受注窓口」を周知
 - ・農業側の情報を窓口を集約し、積極的に農作業をあっせん

③これから農福連携を検討する障害者

- 多くの方に広く知ってもらうため、情報発信を強化

- 拡 ホームページの充実や紹介パンフレットの作成
- 拡 農福連携サミット、農福マルシェ、農作業体験会

2 生きづらさを抱える方と農業とのマッチング

【一般就労】

○農福連携支援会議及び支援機関による就労支援の充実を図る。

- 農福連携支援会議を通じて、最新情報を共有
- 農福連携支援会議の未設置地域については、各支援機関の連携を強化
- 拡 農福連携就労定着サポーターの機能強化【再掲】
- 新 農福双方の専門知識を有し、啓発から定着まで支援できる人材の育成【再掲】

【農作業が体験できる居場所づくり】

○直ちに一般就労が困難な生きづらさを抱える方に居場所を提供することで、社会参加を支援する。

拡 支援者同士のネットワークづくり

- ・生きづらさを抱える方を支援する機関が各地域の農福連携支援会議へ参画し、生きづらさを抱える方を農業分野の居場所につなぐ体制を構築
- ・農福連携支援会議の未設置地域等については、地域のニーズに応じて農福連携支援会議の設置を支援。あわせて、市町村の包括的支援体制での連携が可能となるよう、支援の調整の場への農業関係団体の参画を促進

拡 社会参加の支援

- ・各地域の農福連携支援会議等で生きづらさを抱える方の居場所づくりに協力を得られる農家等を把握し、必要に応じて居場所の提供を依頼
- ・生きづらさを抱える方が居場所を利用する際には、自立相談支援機関等が付き添うなど、社会参加に向けた伴走支援を実施

拡 居場所の拡充

- ・各地域の農福連携支援会議等への参画機関等による協力農家等の開拓
- ・農福連携サミット等の意識醸成・啓発の場における農家等への呼びかけ
- ・生きづらさを抱える方を対象とした就労体験拠点の拡充（R3:1カ所 ⇒ R4:3カ所）

【目標値】自殺予防に関する情報発信HPの閲覧件数	(R2) 6,034件	→ (R5) 10,000件
市町村の相談件数	(R1) 140件	→ (R5) 200件
ゲートキーパー養成人数	(R1) 775人	→ (R5) 2,500人以上
過去に自殺企図のあった自殺者数	(R1) 30人	→ (R5) 20人

県全体における自殺者数 (H30)126人 → (R4)100人未満

1 現 状

- 自殺予防に向けた普及啓発の実施
 - 各種広報媒体を活用した相談窓口の周知:新聞22回、テレビCM621回、youtube広告等49万回、啓発グッズ(ウエットティッシュ) 6万個(R3)
 - 県HP上でストレスチェックができる自己診断ツール「こころの体温計」の利用件数 R2:68,150件、R3.4~R4.2:74,346件
 - 自殺予防に関する情報発信HPのアクセス数:6,034件(R2)
- 自殺予防のための相談・支援の充実
 - 相談件数:精神保健福祉センター239件(R2)、福祉保健所71件・市町村140件(R元)
 - いのちの電話への電話相談:8,491件(R2)
 - 多重債務者等を対象に弁護士・司法書士と連携した相談会:3回(R3)
 - 高齢者こころのケアサポーター養成研修:5回(R3)
 - 大学生向けのゲートキーパー養成研修:1回(R2)
 - 精神科・産婦人科医を対象とした周産期メンタルヘルス研修会:1回(R3)

- 地域の特性に応じた取組の推進
 - 市町村の自殺対策への支援:自殺対策強化事業費補助金16市町村、市町村自殺対策計画の進捗管理への支援
 - 心の居場所づくりなどを行う民間団体への助成:7団体(R3)
 - いのちの電話の相談活動を充実強化するための助成
- 心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療体制の充実
 - 新型コロナウイルス感染症に伴う「心のケア相談窓口」への相談件数:247件(R2.3~R4.2)
 - かかりつけ医へのうつ病対応力向上研修:3回、計48人受講(R3)
- 自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築
 - 圏域ごとの関係機関の連携による包括的な自殺未遂者支援の研修会:1回(R3)
- 遺族等へのケアと支援施策の充実
 - 遺族のための分かち合いの会(「ひだまりの会」)講演会:1回(R3)

2 課 題

- 自殺予防に向けた普及啓発の実施
 - どこにも相談できていない方も多いため、相談窓口の認知度を向上。
- 自殺予防のための相談・支援の充実
 - いのちの電話を始め、様々な相談窓口との連携・協働。
 - 自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応ができる人材の養成。
- 地域の特性に応じた取組の推進
 - 自殺者の状況は、地域により異なる。
 - 生きづらさを抱える方が孤立しないよう、地域の居場所づくりの取組との連動。
- 心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療体制の充実
 - 職場や地域、学校における心の健康の保持・増進
- 自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築
 - 自殺未遂者に対応する機会の多い救急医療機関等との連携の強化
- 遺族等へのケアと支援施策の充実
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で、遺族のための分かち合いの会の開催回数の減少

3. 今後の取り組みの方向性

- 自殺予防に向けた普及啓発の実施
 - 自殺予防の相談窓口の認知度向上
 - 情報提供体制の充実
- 自殺予防のための相談・支援の充実
 - 相談体制の充実・相談員の対応力向上
 - 高齢者・介護者への支援の充実
 - 児童・生徒の自殺予防
 - 妊娠婦への支援の充実
 - ゲートキーパー等の人材育成
- 地域の特性に応じた取組の推進
 - 市町村の自殺対策への支援
 - 民間団体の取組への助成
- 心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療体制の充実
 - 地域におけるこころの健康づくり
 - 精神疾患の早期発見・治療体制の充実
- 自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築
- 遺族等へのケアと支援施策の充実

拡

拡

1 自殺予防に向けた普及啓発の実施

- 自殺予防の相談窓口の認知度向上
 - ・年間を通じたインターネット広告、自殺予防週間・自殺対策強化月間における各種広報媒体を活用した相談窓口の周知
- 情報提供体制の充実
 - ・ストレスチェックができる自己診断ツール「こころの体温計」の利用件数:目標9万件
 - ・自殺予防に関する情報発信内容の充実によるHPのアクセス数:目標1万件

2 自殺予防のための相談・支援の充実

- 相談体制の充実・相談員の対応力向上
 - ・自殺対策推進センターや福祉保健所、市町村などによる心のケア相談を実施
 - ・自殺対策推進センターによる市町村等が抱える個別ケースへの専門的・技術的支援
 - ・「自殺・依存症対策ネットワーク会議」による情報共有・連携強化
 - ・多重債務者等を対象に弁護士・司法書士と連携した「くらしとこころ・つながる相談会」を開催(県内3箇所)
- 高齢者・介護者への支援の充実
 - ・高齢者に接することの多いウアマネージャーなどを対象にうつ病等についての理解を深めたり、傾聴の技法を学ぶ高齢者こころのケアサポーター研修を実施
- 児童・生徒の自殺予防
 - ・児童・生徒を対象とした「SOSの出し方に関する教育」実施者養成研修
- 妊娠婦への支援の充実
 - ・産後うつ等の予防等について、産婦人科医、小児科医、精神科医の連携を強化
- ゲートキーパー等の人材育成
 - ・若年層において悩みを打ち明ける相手は同世代の友人であることが多いため、大学生を対象とした若者向けゲートキーパー養成研修を実施(ゲートキーパーの養成人数 R2:735人 累計1,510人、目標2,000人)

4 令和4年度の取り組み

3 地域の特性に応じた取組の推進

- 拡 ○市町村の自殺対策への支援
 - ・本県の自殺の動向について調査・分析及び各市町村への情報提供
 - ・市町村が実施する「ゲートキーパー養成研修」や「心の健康づくり事業」、「自殺対策リーダー研修への派遣」などの事業に対して補助
 - ・「ゲートキーパー養成研修実施者テキスト」を活用した地域における支援者を育成するため、実践活用のためのワークショップの開催(市町村の相談件数 目標185件)
- 民間団体の取組への助成
 - ・自殺予防に取り組む民間団体を実施する「対面相談」や、「生活再建」、「居場所づくり」に関する事業に対して助成

4 心の健康づくりと精神疾患の早期発見・治療体制の充実

- 地域における心の健康づくり
 - ・精神保健福祉センターにおいて心の健康相談から精神科医療に関する相談、ひきこもり等の専門的な相談を含め、メンタルヘルスに関する幅広い相談に対応
- 精神疾患の早期発見・治療
 - ・かかりつけ医等を対象にうつ病診療の知識や技術の向上、精神科医師との連携方法の習得や、思春期精神疾患の対応力の向上を目的とした研修を実施

5 自殺未遂者へのケアと再度の自殺企図防止対策の構築

- 拡 ○圏域ごとの関係機関連携による包括的な自殺未遂者支援を継続し、救急病院等との連携を強化

6 遺族等へのケアと支援施策の充実

- 自死遺族支援の講演会の開催を通じた、自死遺族の分かち合いの会への参加者の増加

【目標値】依存症度の自己診断ツールの利用数 (R2) 68,150件 → (R5) 90,000件
 保健所の相談件数 (R1) 752件 → (R5) 1,000件
 ギャンブル依存症専門医療機関 (R2) 未設置 → (R5) 県内に2カ所
 依存症地域生活支援者研修受講者 (～R1) 174人 → (R5) 総数400人以上



全市町村生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
 (H28時点)男性16.4%、女性9.3% → (R5)男性15%以下、女性7%以下

1 現 状

- 1 予防教育及び普及啓発
 - (1) 高等学校における予防教育の実施 (R3年度)
「ゲーム依存」1校 「アルコール・薬物依存」1校
 - (2) 啓発週間における周知
関係機関と連携した啓発活動の展開 (SNS等の活用)
・ギャンブル等依存 (5/14～5/20) ・アルコール (11/10～11/16)
 - (3) 依存症フォーラムの開催
・R3 中止 ・R2 2/11オンライン申込者数336人
 - (4) 自己診断ツール「こころの体温計」の普及
R2年度利用件数：68,150件 (うちアルコール4,030件)
 - (5) 相談窓口の周知
R元年度相談件数：保健所752件、精神保健福祉センター640件
- 2 相談体制の充実
 - (1) 依存症相談対応指導者養成研修への職員の派遣
 - (2) 依存症地域生活支援者研修の実施：2回(R3年度)
 - (3) 市町村等の依存症の相談支援担当者の人材育成(ギャンブル依存症に関する研修、R3年度)
- 3 医療提供体制の整備
 - (1) 依存症に関する専門医療機関の選定
アルコール依存症：1箇所 (H30.5.8)
ギャンブル等依存症：1箇所 (R4.1.28)
 - (2) 医師、看護師、作業療法士等を対象とした専門性向上研修
(依存症治療指導者養成) 9人(R3年度)
 - (3) かかりつけ医を対象に依存症に関する研修 (かかりつけ医依存症対応力向上) 21人(R2年度)
- 4 回復・再発防止対策の充実
 - (1) 依存症の回復、再発防止に有効な自助グループ、家族会が行う
家族相談会、会員向け研修会への支援：5団体(R2年度)
 - (2) 依存問題を持つ家族同士で学び合う場の提供：6回(R2年度)
 - (3) 自殺・依存症対策ネットワーク会議の開催：1回(R3)

2 課 題

- 1 予防教育及び普及啓発
 - ・依存症に関する正しい知識の啓発や、ギャンブル等の開始が若年からであることから予防教育が必要。
 - ・依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいことから相談につながりにくい。
- 2 相談体制の充実
 - ・依存症に関連する問題の相談窓口の職員の対応力向上が必要
- 3 医療提供体制の整備
 - ・専門的な医療機関が少なく、身近な地域で必要な治療が受けられる体制の整備が必要。
- 4 回復・再発防止対策の充実
 - ・依存症からの回復には、専門的な医療機関での治療が必要。加えて、断酒会などの自助グループ、家族会が大きな役割を果たすが、活動が活発に行われていない状況にある。
 - ・再発を防止するためには、自助グループ等とつながり、継続的な活動への参加が有効。

3 今後の取り組みの方向性

- 1 予防教育及び普及啓発
 - 高等学校における予防教育の実施
 - 依存症全般に関する啓発
- 2 相談体制の充実
 - 相談支援担当者の人材育成
- 3 医療提供体制の整備
 - 依存症専門医療機関の選定
 - 専門的な研修への医療従事者の派遣
 - かかりつけ医の依存症対応力向上
- 4 回復・再発防止対策の充実
 - 民間団体の主体的な活動を支援
 - 自助グループや家族会の活動活性化の支援

4 令和4年度の取り組み

1 予防教育及び普及啓発

- 高等学校における予防教育の実施
- 拡**・健康教育推進研修会など教職員向け研修の実施
- 依存症全般に関する啓発
 - ・依存症全般のフォーラムを開催し、関連機関のネットワークによる依存症の方への治療についての発表等により、依存症に関する啓発を行う。
 - 新**・ギャンブル等依存症フォーラムを開催し、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を行う。
 - ・アルコール依存症やギャンブル等依存症度チェックができる自己診断ツールの提供：目標1万件 (依存症に関する項目)
 - ・アルコール健康障害予防講座の開催

2 相談体制の充実

- 相談支援担当者の人材育成
 - ・依存症相談支援基礎研修、フォローアップ研修の実施
 - ・依存症相談対応指導者養成研修への担当者の派遣

3 医療提供体制の整備

- 依存症専門医療機関の選定
 - ・依存症専門医療機関の選定に向けた精神科病院への働きかけ (アルコール依存症、ギャンブル等依存症)
- 専門的な研修への医療従事者の派遣
 - ・依存症対策全国センターの依存症治療指導者養成研修への医療従事者の派遣
- かかりつけ医の依存症対応力向上
 - ・かかりつけ医の依存症対応力向上研修の実施

4 回復・再発防止対策の充実及び連携協力体制の強化

- 民間団体の主体的な活動を支援
 - ・依存症問題に取り組む民間団体が行う、研修会、相談会の実施、毎月のミーティング、啓発活動等への支援：7団体
- 回復・再発防止に有効な自助グループや家族会の活動活性化の支援
 - ・自助グループ、支援グループと連携し、依存症の当事者や家族が自助グループや支援グループにつながりやすい環境を整える。

【目標値】 回復期機能の病床数 (H30) 1,840床 → (R5) 2,872床 → 地域の医療需要に応じた医療提供体制が構築される

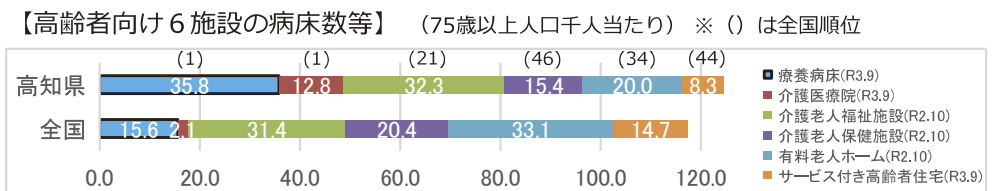
地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進し、一人ひとりにふさわしい療養環境の確保とQOLの向上を目指す

対策のポイント

- 各医療機関は、地域の実情や将来を把握したうえで自主的に今後の方針を策定し、地域医療構想調整会議での協議を経て機能分化を進める。
- 県は、各医療機関の今後の方針の決定や機能分化の取り組み等を支援する。

現状・課題

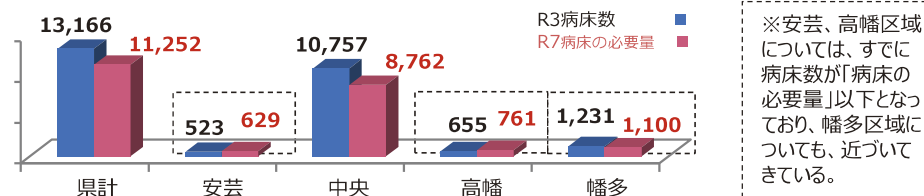
- 病床数（10万人当たり）は**全国1位** 療養病床及び介護医療院も、**全国1位**
 其他の高齢者向け施設は**全国下位** 6施設全体の合計では**全国16位**
介護療養病床については、約9割が介護医療院等へ転換が完了（介護療養病床の廃止：R5年度末）



- 高齢化や人口の減を見据え、地域地域で適切な医療提供体制の構築が必要
- 急性期、慢性期は過剰であるが、回復期は不足しており転換支援が必要
- 将来の医療需要を見据え、必要な医療提供体制が確保されることを前提としながら、引き続き、病床のダウンサイジング（削減）を希望する医療機関に対して支援が必要
- 中央区域以外の郡部等においては、すでに地域医療構想における「病床の必要量」に近く、またはそれ以下となっており、地域の医療体制を維持する視点での支援が必要
- 公立・公的病院については、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、今後の方針（役割）について協議を実施

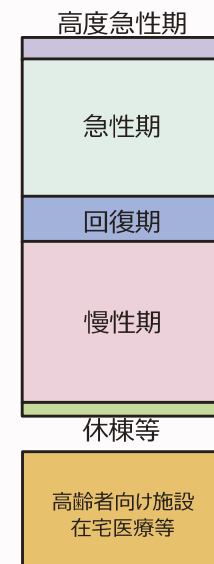
※新型コロナウイルス感染症への対応が続いているが、人口の減少・高齢化は進んでおり、地域医療構想の基本的な枠組み（病床の必要量の推計や考え方等）は堅持し、その取り組みは着実に進めていく必要がある

【各区域における「R3病床数」と「R7病床の必要量」の比較】



目指すべき姿

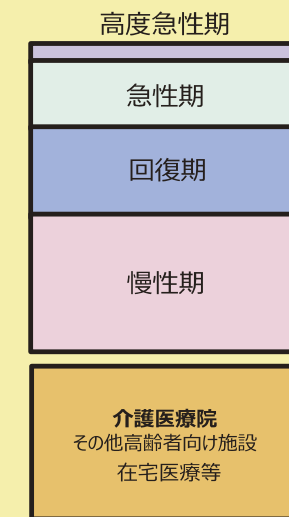
<現状の病床>



急性期及び慢性期は過剰であるが、回復期は不足

転換

<令和7年度（地域医療構想推計年度）>



将来の医療需要に応じた
適正なバランスへ

将来の医療需要に応じた医療提供体制の構築に向け、医療機関が実施する病床転換への支援や、療養病床から介護医療院等への転換の支援を通じて、患者のQOLの向上を目指す

地域医療構想とは

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年における医療需要に見合った医療提供体制を確保するため、令和7年の医療需要と患者の病態に応じた病床（※）の必要量を推計した地域医療構想を策定（高知県：H28.12月）

※4つの医療機能別（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）＋在宅医療

医療機関の自主的な取組を検討段階から体制整備の段階まで積極的に支援

地域医療構想の推進に向けたプロセス

ステップ 1



医療機関において今後の自院
の方針の検討・決定

ステップ 2



地域医療構想調整会議
での協議及び合意

ステップ 3



病床の転換に向けた改修や
ダウンサイジング（規模縮小）
の実行

推進に向けた支援策等の取組

- 地域医療構想等に関するセミナーの開催
- 個別医療機関との意見交換の実施
- 介護医療院や不足する病床機能への転換に向けた経営シミュレーション等への支援
- 医業経営の専門家の相談に要する経費を支援

- 各医療機関の「今後の方針」について、地域での協議を推進し、関係者間で合意
(公立・公的病院については、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、今後の方針について協議が必要)
- ・議題に応じて、医療関係者を中心とした会議で、詳細な議論の実施
- ・地域で解決できない課題に対しては、県単位の地域医療構想調整会議連合会の開催
- 主観的な区分である病床機能報告に加え、客観的な指標も導入して地域の実情の把握

- 高齢者のQOLの向上を目指した、介護医療院等への転換のための施設改修等への支援
- 急性期及び慢性期の病床から回復期の病床への転換に必要な施設や設備整備への支援
- 回復期病床への転換に向け必要な施設の改修設計への支援
- 回復期病床を有する診療所の新設や設備整備への支援
- 病床のダウンサイジングを行う際の施設の改修や処分に係る費用などへの支援及び給付金を支給

地域地域において令和 7 年のあるべき医療提供体制を構築

【柱Ⅱ】

救急医療の確保・充実

医療政策課



- 【目標値】
- 救急車による軽症患者搬送割合 (H30)45.8% → (R5)40%
 - 救命救急センターへのウォークイン患者割合 (H30)67.7% → (R5)65%
 - 救命救急センターへの救急車の搬送割合 (H30)40.3% → (R5)30%
 - 救急車搬送時の照会件数4回以上の割合 (H30) 2.2% → (R5)1.8%



- 県民の理解が進み、適正な受診が行われ、救急車、救命救急センターの本来の役割が確保される。
- 二次救急医療機関での救急患者の受入が進み、三次救急医療機関の負担が軽減する。

1 現 状

■救命救急センター（三次救急医療機関）に救急搬送の約4割が集中（%）

年	H28	H29	H30	R1	R2
近森	17.3	16.8	15.7	16.8	16.0
日赤	14.8	15.2	14.9	14.1	14.4
医療センター	10.8	10.7	9.7	9.3	7.9
計	42.9	42.7	40.3	40.2	38.3

出典：救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査

■救急車で搬送した患者の約4割が軽症患者

傷病程度\年	H28	H29	H30	R1	R2
重症以上(人)	7,264	7,069	6,696	6,561	5,553
割合(%)	19.3	18.5	17.0	16.8	15.7
中等症	13,391	13,946	14,404	14,718	14,512
割合	35.6	36.4	36.6	37.8	41
軽症	16,764	16,976	18,024	17,471	15,158
割合	44.6	44.4	45.8	44.8	42.8
その他	189	267	244	221	191
割合	0.5	0.7	0.6	0.6	0.5
計	37,608	38,258	39,368	38,971	35,414
割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：救急救助の現況

■救急搬送時の医療機関への収容照会件数と入電から収容までの時間

年度	H28	H29	H30	R1	R2
4回以上	488	696	872	858	789
割合(%)	1.3	1.8	2.2	2.3	2.2
入電～収容(分)	40	40.6	41.2	41.6	47.3

出典：こうち医療ネット

■ドクターヘリの出動件数がやや減少

年度	H28	H29	H30	R1	R2
出動件数	806	749	661	567	626
全国平均	492	537	548	522	472

出典：認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク調べ

2 課 題

- ◇三次救急医療機関と二次救急医療機関の役割分担と連携
- ◇救急医療機関と消防機関の連携体制の充実
- ◇救急医療体制の強化
- ◇地域の救急医療機関等の医師不足



3 今後の取り組みの方向性

◆救急医療の確保・充実

- ・救急医療関係機関の連携強化
- ・ICTを活用した救急医療体制の強化・充実
- ・救命救急センターの機能強化
- ・休日夜間の医療提供体制の確保
- ・ドクターヘリの円滑な運航

◆適正受診の継続的な啓発と受診支援

- ・救急医療の適正受診に向けた啓発
- ・適正受診を支援する電話相談等の実施



4 令和4年度の取り組み

救急医療の確保・充実

- ◆救急医療関係機関の連携強化
 - ・三次・二次救急医療機関間の連携の仕組みの検討
- ◆ICTを活用した救急医療体制の充実
 - ・こうち医療ネットの運用
 - 医療機関の応需情報や画像転送システム等の活用による迅速かつ適切な救急医療の提供
- ◆救命救急センターの機能強化
 - ・救命救急センターの設備整備に対する支援の拡充
 - 救命救急センターに必要な医療機器等の整備に対し支援することにより、三次救急医療の体制を強化
- ◆休日夜間の医療提供体制の確保
 - ・平日夜間小児急患センターや調剤施設等への運営支援
 - ・小児科輪番制病院等への運営支援
- ◆ドクターヘリの円滑な運航の継続
 - ・フライトドクター、ランデブーポイントの確保
 - 安全管理部会におけるインシデント・アクシデント情報の収集・分析
- 新 ◆ドクターヘリへ設置の除細動器の更新



適正受診の継続的な啓発と受診支援

- ◆適正受診に向けた啓発
 - テレビ、ラジオ等を通じた適正受診の啓発
- ◆適正受診を支援する電話相談等の実施
 - ・小児救急電話相談（#8000）の実施
 - こどもの急病時に看護師が電話相談に対応（365日 20時から深夜1時まで）
 - ・救急医療情報センターによる受診支援
 - 受診可能な医療機関を紹介（365日 24時間）
 - ・「こうち医療ネット」による医療機関の情報提供
 - ・救急安心センター事業（#7119）の導入



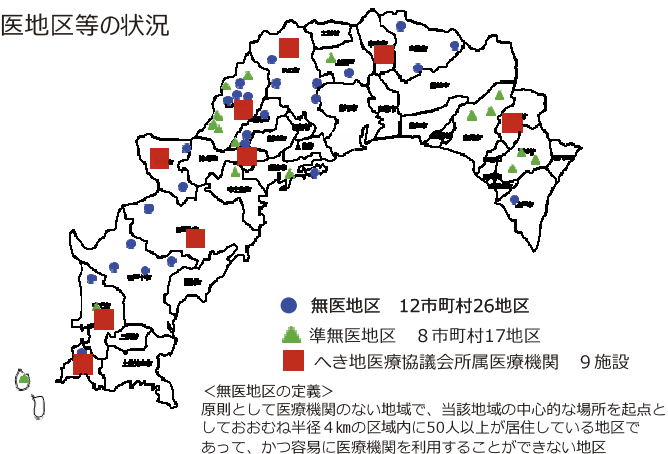
【目標値】・へき地診療所への代診医派遣率 (H30) 88% → (R5) 100%
 ・へき地診療所の従事医師数 (H30) 17人 → (R5) 17人 (現状維持)

へき地における医療提供体制 (へき地診療所の従事医師数)
 (H30) 17人 → (R5) 17人 (現状維持)

1 現状

- 無医地区の状況
 - ・無医地区 12市町村26地区・無歯科医地区 14市町村35地区
 (資料) 令和元年度厚生労働省「無医地区等調査」
- へき地の公的医療提供体制
 - ・へき地診療所 29箇所 ・へき地医療拠点病院 8箇所
 - ・へき地医療支援病院 1箇所
 - ・へき地医療支援機構、高知県へき地医療協議会の設置
- へき地医療に従事する医師の状況
 - ・自治医卒若手医師の専門医志向により、義務明け後もへき地医療に従事する医師の数が減少
 ⇒ へき地の第一線の医療機関において、医師確保が困難になりつつある
 - ・中山間地域の医療において中核的な機能を担ってきた病院の医師が不足
 ⇒ 二次保健医療圏内での医療完結やへき地医療拠点病院の後方支援体制の確保が困難となりつつある

無医地区等の状況



2 課題

- 医療従事者の確保
 へき地の医療を確保するために必要な医師及び看護師等の確保が必要
- 医療従事者への支援
 へき地で勤務する医師等が安心して日常診療を行うことができるような環境整備が必要
- 医療提供体制への支援
 へき地医療を提供する市町村や医療機関に対する支援が必要

3 今後の取り組みの方向性

- 医療従事者の確保
 - ・自治医科大学でのへき地勤務医師の養成
 - ・大学や市町村、医療機関、関係団体との連携による医師の確保
 - ・医学生を対象とした「地域医療実習」の実施
 - ・県外からの医師の招聘
- 医療従事者への支援
 - ・へき地勤務医師の適正配置に向けた調整
 - ・へき地勤務医師の勤務環境の整備及び研修機会の確保
- 医療提供体制への支援
 - ・へき地診療所・へき地医療拠点病院に対する支援（運営費補助、設備整備費補助、診療応援等）
 - ・ICTを活用した診療支援
 - ・ドクターヘリ等の活用
 - ・無医地区巡回診療を実施する市町村に対する支援
 - ・在宅医療を行う医療機関への支援
- 総合診療専門医及び臨床研究医の養成
 - ・総合診療専門研修プログラムにより、へき地診療所、中山間地域の中核的な病院へ、専攻医を研修課程として配置
 - ・臨床研究フェローシップ事業により、幡多地域における総合診療と臨床研究の拠点づくりを推進

4 令和4年度の取り組み

医療従事者の確保

- ◆新規参入医師の確保
 - ・自治医科大学の負担金の支出
 - ・県外私立大学への寄附講座の設置

医療従事者への支援

- ◆へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減
 - ・へき地医療機関への代診医の派遣
- ◆へき地勤務医師の資質の向上
 - ・後期派遣研修に対する助成

医療提供体制への支援

- ◆無医地区・無歯科地区の医療の確保
 - ・無医地区巡回診療事業に対する助成
 - ・離島歯科診療班派遣事業の実施
- ◆へき地診療所・へき地医療拠点病院等への支援
 - ・へき地診療所・へき地医療拠点病院の運営費や設備整備への助成
- ◆公的病院から医師不足地域の医療機関への医師派遣
- ◆へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣にかかる経費の助成
- ◆離島の患者輸送にかかる経費の助成

総合診療専門医及び臨床研究医の養成

- ◆p.59参照

【柱Ⅱ】

医師の育成支援・人材確保施策の推進①

医療政策課



【目標値】・県内初期研修医採用数 (H31) 62人→(R5) 70人
 ・高知大学医学部附属病院採用医師数 (H31) 28人→(R5) 40人
 ・二次医療圏別医師数 (H30) 安芸97人、高幡91人、幡多169人→(R5) 安芸97人、高幡91人、幡多169人(現状維持)
 ・産婦人科(産科含む)医師数 (H30) 60人→(R5) 62人

40歳未満の若手医師数
 (H30) 570人→(R5) 750人

1 現 状

■医師の3つの偏在 ※ここ16年間の変化(H14→H30)

- ①若手医師数(40歳未満)の減少：この16年間で24%減少
- ②地域による偏在：中央保健医療圏は増加するもそれ以外(安芸・高幡・幡多)の保健医療圏はすべて減少
- ③診療科による偏在：外科、産婦人科が減少

2 課 題

- ①安定的・継続的な医師確保(中長期的視点)
- ②現在不足している診療科医師の確保(短期的視点)
- ③女性医師等の働きやすい環境の整備
- ④医師の適正配置調整機能及びキャリア形成システムの強化

3 令和4年度に取り組み

★高知医療再生機構と県・大学・医師会・医療機関が連携しながら医師の人材確保・支援施策を実施

	医学生	研修医	専攻医	専門医	指導医
医師の確保	医師養成奨学貸付金(県)		総合診療専門医の養成(再生機構) 専攻医の雇用・配置、プログラムの維持管理	拡 高知臨床研究フェロシップ事業 (高知大学、京都大学、幡多けんみん病院、再生機構、県) 臨床研究の拠点におけるフェローの育成への支援	
	家庭医療学講座の設置(高知大学) 児童青年期精神医学講座の設置(高知大学)	医師招聘・派遣幹事事業(再生機構) 県内医師求人情報の提供、Webサイトや専門誌を活用した県内就業のPR 等	県外医師の赴任勧誘及び招聘定着支援事業(再生機構) 赴任医師への修学金の貸与、再生機構雇用医師の派遣事業		
	医学生・研修医の高知県内研修支援事業(再生機構) 地域医療研修者支援、臨床研修連絡協議会支援 等		県外大学との連携事業(県) 県外私立大学への寄附講座の設置		
	医師養成奨学金貸与者フォローアップの充実(県、再生機構) フォローアップ事業の充実、管理システム運用				
医師の育成・資質向上			医師少数区域等勤務医支援事業(県) 医師少数区域で診療を継続するために必要な経費の補助		
	拡 地域医療支援センターの運営(高知大学) 奨学金受給学生のフォロー、奨学金受給医師のキャリア形成プログラム作成及び適正配置調整、キャリアコーディネーター配置、専門研修プログラムの充実 等				
	若手医師等育成環境整備事業(再生機構) 医学生・研修医等の活動拠点の整備、若手医師のニーズに合った研修会の開催 等		若手医師レベルアップ支援事業(再生機構、高知大学) 専門医資格取得支援、留学支援 等	指導医等支援事業(再生機構、県) 指導医資格取得の支援	
勤務環境改善支援			専攻医の確保及び資質向上支援事業(再生機構) 奨励金支給、留学支援等		
			医療勤務環境改善支援センター設置事業(再生機構) 医療従事者の勤務環境改善に向けた取り組みを行う医療機関への支援		
			女性医師復職支援事業(再生機構) 復職に向けた相談対応、研修支援 等		
		医師の働き方改革	分娩手当・NICU新生児医療担当医手当支給の支援(県) 輪番制小児救急勤務医の支援(県)		
		勤務環境改善事業(県) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取り組みに対して補助			

これまでの成果

高知医療再生機構等との連携による事業の実施により、中長期的に医師を確保・育成する体制が整備されてきた。

【R3】奨学生：175名、県内勤務医師（償還期間内）188名

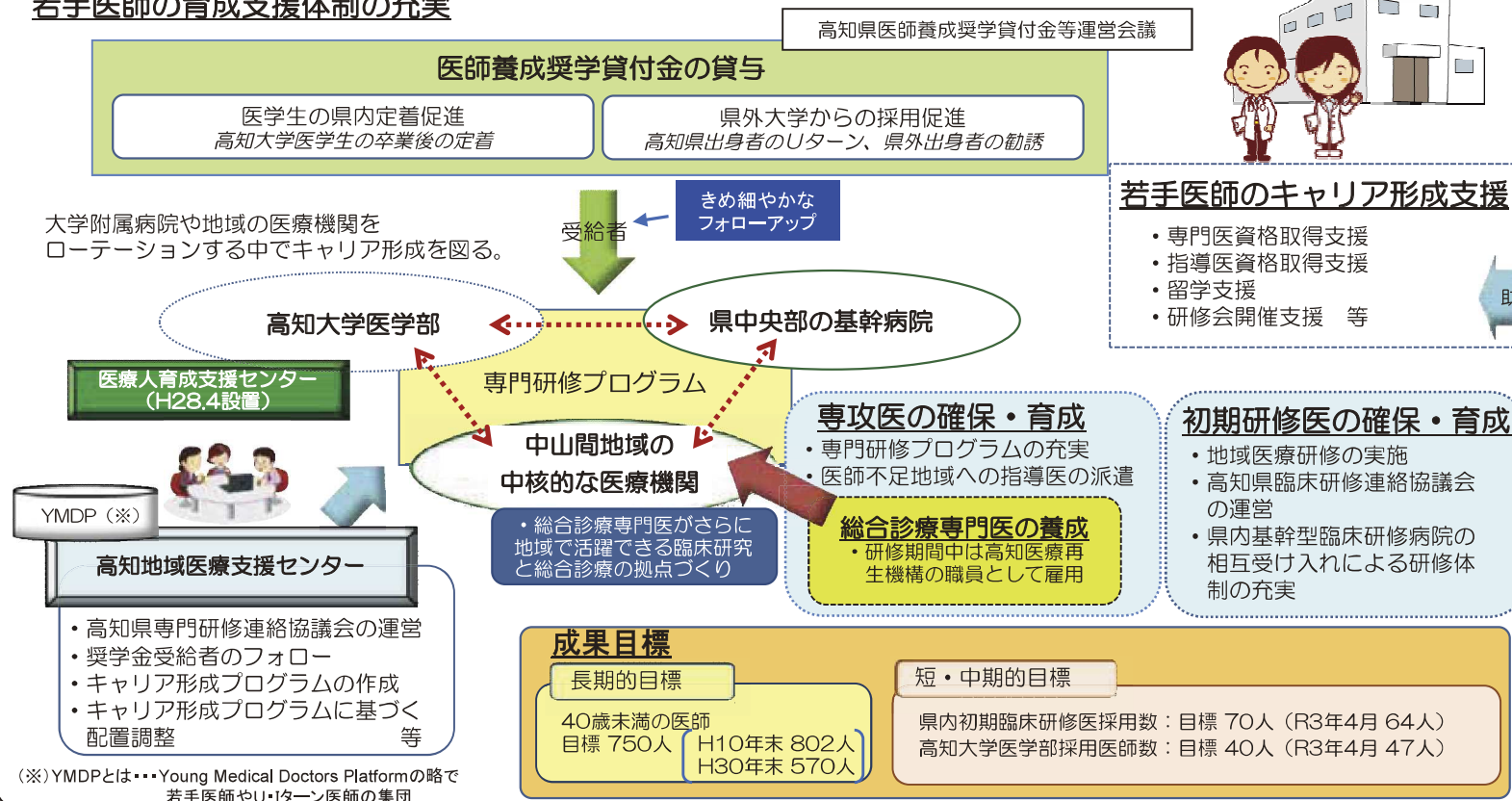
【資格取得】指導医：117人、専門医：641人（H22～R2）

今後の取り組み

量的な「医師確保対策」に加えて、今後急速に増加する奨学生・卒業医師への対応強化など、医学生及び若手医師の育成・資質向上の視点を重視した医師支援策の充実を図ることで、県内への定着を一層進め、中山間地域の医師不足の解消を目指す。

①若手医師の育成・資質向上

若手医師の育成支援体制の充実



②即戦力医師の招聘

- ・こちらの医療RYOMA大使
- ・研修修学金の貸与
- ・情報収集及び勧誘
- ・こちらの医療見学ツアー

現に不足する医師の招聘や就業斡旋

高知医療再生機構

運営

③勤務環境改善支援

- ・勤務環境改善支援センター
- ・女性医師復職支援
- ・手当の支給支援（県事業）

【目標値】 総合診療専門研修プログラム実施医師数 (R3) 1年次1人、3年次3人 → (R5) 各年次4人 → 総合診療専門医取得後の県内定着 (H30開始) → (R5) 5人

1 現状及び課題

- 医師養成奨学貸付金の貸与や専門医等の資格取得への助成等により、減少が続いていた県内の若手（40歳未満）の医師数がH28年以降増加に転じた。
- 一方、中山間地域では、医師の高齢化による廃業など地域医療の確保に影響が出ており、また、専門分化した診療科医師の確保が困難になっている。
- 従来施策の推進を図るとともに、高知版地域包括ケアシステムにおいてかかりつけ医としてゲートキーパーの役割が期待される総合診療専門医の養成をH30から開始した。H30は5人、R3は1人が希望し、研修に参加している。
- 若手医師の県内定着を図るため、養成した総合診療医が地域でさらに活躍できる臨床研究と総合診療の拠点が必要。

総合診療専門研修の研修施設
(基幹施設及び総合診療部を有する施設を除く)



2 今後の取り組みの方向性

- ◆ 引き続き、総合診療専門医の養成に対する支援を行うとともに、養成した総合診療専門医の定着に向け、幡多地域での臨床研究医の養成を支援。

■ 高知家総合診療専門医研修プログラム(H30～)

- ・ 参加施設32か所、定員12名、研修期間3年
- ・ プログラムの特長
 - ① 三次医療を担う大学病院から地域の中核的な医療機関、プライマリケアを担う医療機関まで、幅広い環境での研修が可能。3年間のうち1年は中山間地域の医療機関で勤務。
 - ② 高知医療再生機構が専攻医を常勤医として雇用。専攻医の身分の安定化とともにローテーションに伴う事務の簡素化を図る。

■ 高知臨床研究フェロシッププログラム (R3～)

- ・ 幡多地域の医療機関、1名～最大3名、3年間
- ・ プログラムの特長 ※フェロシップ…フェロ(研究医)を育成するプロジェクト
 - ① 基礎的医療（主に総合内科、総合診療）を身につけた若手医師が、週4日間の診療及び週1日は完全にプロテクトされた時間で臨床研究を学び実践。
 - ② 現地メンター（週1回程度で対面指導、進捗の確認）、京都大学メンター（現地メンターを指導、進捗を確認）でフェロとの定期的対面協議（高知、京都）を行い、高度な解析・論文作成などをサポート。
 - ③ 研究成果を地域医療と地域住民に還元し、研究成果を高知から世界へ発信。

3 令和4年度の取り組み

■ 総合診療専門医の養成

- ・ 第1期専攻医5名が中山間地域の医療機関で勤務、あるいは研修。第4期は1人、第5期は1人（予定）
- ・ 専攻医を雇用する（一社）高知医療再生機構に対し、雇用に要する経費（人件費）の一部を助成
- ・ プログラムを管理する高知大学に対し、専門医資格の取得を支援するための勉強会の開催や学会参加等、研修環境を整えるための経費を助成

■ 臨床研究医の養成

- ・ フェロ3名が幡多地域等の医療機関で勤務（予定）
- ・ フェロの研究指導を担う高知大学と京都大学に寄附講座を設置
- ・ フェロを雇用する医療機関に対し、（一社）高知医療再生機構が、研究に要する経費（研究にかかる人件費や研修費）を助成

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
プログラム参加者	第1期 5人	地域の 中小病院		資格取得、 県内で地域医療に従事			
				第4期 1人	地域の 中小病院		
					第5期 1人予定	地域の 中小 病院	

	R3	R4	R5	R6
現地メンター (高知大学 寄附講座教員)	臨床研究教育プログラム開始、フェロの臨床研究をサポート リクルート活動（HP作成、FB開設、臨床研究セミナー開催、臨床研究でこ屋開催）			
活動拠点（予定）	高知大学、幡多けんみん病院等			
京都大学メンター (寄附講座教員)	・遠隔学習等によるフェロへの指導 ・現地メンターへの指導・助言			
フェロ	・臨床研究教育プログラム実施(1期)			
目標：毎期1～3人 期間：3年 雇用：高知医療再生機構		(2期)		(3期)

- 【目標値】・県内看護学校新卒者の県内就職率 (R3.3) 67.2%→(R5) 75.0%
 ・看護職員離職率 (R2) 9.9%→(R5) 10.0%以下を維持・新人離職率 (R2) 5.1%→(R5) 7.5%以下
 ・職場環境等の改善に取り組む医療機関数 (R2) 30病院→(R5) 46病院
 ・助産師の新規採用数 (R2) 10人→(R5) 14人/年

- ・看護職員を受給推計値程度確保 (R7) 需要数 15,676人
 ・助産師の活躍する場の拡大
 【助産実践能力習熟段階レベルⅢ 認証制度で認証されたアドバンス助産師数の増加】

1 現状

- 県内看護師・准看護師の従事者数（人口10万対）（保健医療圏ごと、R2.12）
 安芸1,738.2人 中央3,858.2人 高幡1,456.8人 幡多1,833.1人
 参考：全国1,241.0人（R2.12）
- 県内看護学校卒業生の県内就職率67.2%（県外病院の奨学金受給者が多い2校を除く）
 ⇒中山間地域や急性期病院等での看護職員の確保は厳しい。
- 令和3年6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定
- 奨学金貸与者の9割以上が指定医療機関（高知市等の県中心部以外）に就職
- 特定行為研修修了者や認定等の専門的能力を有する看護師が分野によって少数
- 助産学生の実習施設及び看護学生の母性看護学実習施設等の確保が困難

2 課題

- 看護職員の確保
- ・奨学金貸与者の県内指定医療機関への就職・定着支援が必要
 - ・県内看護学校新卒者の県内就職率の向上が必要
 - ・中山間地域等での看護師確保が困難
 - ・潜在看護職員への復職支援と環境整備
 - ・医療的ケアを必要とする児者にかかる看護師の確保が困難
- 看護職員の離職防止
- ・地域で安心して勤務が継続できる環境整備が必要
 - ・キャリアアップが可能な研修機会の確保が必要
- 助産師の確保
- ・大学・看護学校養成所の産科実習施設の確保が必要



3 今後の取り組みの方向性

○看護職員の養成・確保支援と地域偏在対策

- 看護職員確保への支援
- ◇看護系学校進学希望者への進路相談
 - ◇中山間地域等への看護職員確保のために奨学金制度の継続
 - ◇看護師養成所の運営支援の継続
 - ◇看護師養成機関（大学、短大、専門学校等）、医療機関、関係団体との連携
 - ◇基礎教育から医療的ケア児・者支援のできる看護師育成

○看護職員の離職防止対策

- 看護職員がいつまでも地域で働き続けられる職場づくりへの支援
- ◇ワークライフバランスの推進、医療勤務環境改善支援センターとの連携
 - ◇多様な勤務環境改善等の導入支援（職場環境改善、福利厚生等の充実、魅力ある職場づくり、院内保育所等の整備）
 - ◇新卒看護師に対する卒後研修支援の強化
 - ◇キャリアアップできる体制整備
 - ・新人～スペシャリスト（特定の分野、領域）管理者育成までの継続教育
 - ◇感染予防対策を実践・推進できる看護師の育成強化（ICN育成等を含む）

○助産師の確保対策

- 助産師の確保対策
- ◇産科診療所の助産師の確保及び実習指導者の養成と実習施設としての機能拡大への支援
 - ◇助産師の継続教育の充実

4 令和4年度の取り組み

■看護職員確保への支援

- ・高校生への進路指導と進学説明：看護の魅力と看護系大学及び専門学校の紹介
 - ・看護学生を対象にした就職フェアの開催：県内の医療機関及び訪問看護ステーションの紹介
 - ・看護師等養成奨学金貸付
 - ・ナースセンター活動への支援：再就業支援研修、離職した看護職同士で交流できる場の提供、離職時の届出制度のPR、看護フェア、ふれあい看護体験の実施、市町村等へのPR拡大
- 新** 医療的ケア児・者支援のできる看護師育成のために看護学生を対象とした研修会の開催

■看護職員がいつまでも地域で働き続けられる職場づくりへの支援（離職防止）

- ・ワークライフバランスの推進等：就労環境改善のための体制整備事業を活用し、医療機関にアドバイザーを派遣し、職場分析や業務の効率化等の検討
 - ・院内保育所運営支援事業費補助
 - ・看護管理者等に、就業環境改善の推進や自施設の課題解決に向けた思考法等を学ぶ研修の実施
 - ・キャリアアップできる体制整備
 - ＊看護職員に必要な研修事業の実施（新人看護職員多施設合同研修含む）
 （高知県看護協会に委託）
- 新** ＊感染予防対策を実践・推進できる感染管理担当者研修の実施等
 ＊認定看護師・特定行為研修、在宅看取りに関する研修等受講に要する費用の助成

■助産師の確保対策

- ・助産師活用（出向）等事業の推進
- ・新人助産師研修の継続
- ・助産師確保対策奨学金貸付

【柱Ⅱ】

薬剤師確保対策の推進

薬務衛生課



【目標値】 医療法における病院薬剤師の充足状況：病院薬剤師数5%増（H30）519名 →（R5）545名 → 病院が必要とする薬剤師数の確保（毎年度初旬開催の病院事務長連絡会において調査）

1 現 状

1 薬剤師の状況《医師・歯科医師・薬剤師統計》

- ・薬剤師数はR2.12末で1,787名（12年間で207名増）
（医療機関：519名、薬局：968名）
- ・約7割が女性（1,185/1,787人 66.3%）

2 高知県薬剤師会HPの求人情報サイトの活用

- ・121病院中 56病院(46%)が掲載（R4.3月）
（H29.4 13病院）
- ・月平均閲覧数：約490件（H28年度）→約670件（R3年度）

3 その他(アンケート等)

■ 高校生(薬学部志願学生) 《日本私立薬科大学協会調査》

- ・R3年度薬学部志願者数は、H26年度より全国的に約40%減少
（人数：H26年度 121,431人 → R3年度 73,592人）

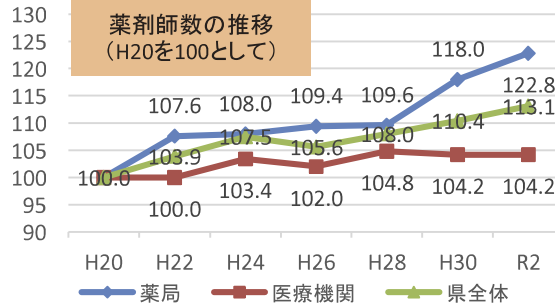
■ 薬学生

- ・薬学部の設置状況 薬学部あり：33都道府県 薬学部なし：14県
- ・県出身薬学生 《薬学教育協議会調査》
H26年度：529名 → R3年度：419名
（内、近畿・中四国地区：359名 約86%）

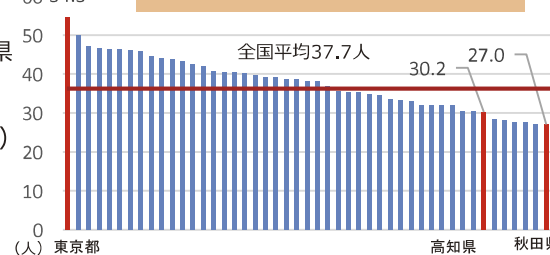
■ 薬剤師

- ・病院薬剤師ニーズの増加 《病院アンケート(県内全病院対象)》
1年以内の薬剤師採用希望数
H29:54名 R1:78名 R3:73名

薬剤師数の推移
(H20を100として)



1,000床あたりの病院薬剤師数(R2)



2 課 題

1. 中高生

- ・薬学部を志望する学生が減少傾向
- ・薬学部に興味を持ってもらえるよう、学生及び保護者等への継続した働きかけが必要

2. 薬学生

- ・県内での実習機会の確保が必要（ふるさと実習等の機会の確保）
- ・学生への直接的なアプローチ機会の確保が必要
- ・都市部で初任給の高い就職先を選ぶ傾向

3. 薬剤師

- ・病院薬剤師の確保
- ・若手薬剤師のキャリア形成志向への対応が必要
- ・女性薬剤師のワークライフバランスの確保（産育休等）
- ・未就業および転職を検討する薬剤師への求人情報の提供

3 今後の取り組みの方向性

ライフステージに合わせた就職支援

中高生

- 薬学進学セミナー
- 調剤体験セミナーの開催
- 合同説明会での進学情報の提供
- 大学オープンキャンパスへの参加補助等

薬学生

- 病院薬剤師のキャリア形成を目的とした卒後研修制度の創設
- SNSを活用した県内就職情報の提供
- 3職種のインターンシップの実施
- 関西地区での就職説明会

薬剤師



薬剤師確保対策検討会での就職支援に係る検討

4 令和4年度の取り組み

1. 中高生への取組

- (1) 薬剤師の職能周知イベント開催
 - ・中高生等を対象とした薬学進学セミナー及び調剤体験セミナーを開催
 - ・高校生、保護者等を対象とした合同説明会を開催
- (2) 就職支援協定に基づく取組
 - ・生徒及び保護者等を対象としたオープンキャンパス等への参加を支援

2. 薬学生

- (1) インターンシップ（病院、薬局、行政）の実施
- (2) 県内就職に向けた情報提供
 - ・大学等に就職情報、インターンシップ制度、就活イベント情報等を提供（Web等の広報も活用）
 - ・県出身学生の多い関西地区での就職説明会の開催

3. 薬学生および薬剤師

- (1) 薬剤師確保対策検討会における検討
 - ・薬学生等の県内就職にインセンティブを与える新たな仕組みづくりの検討（奨学金返還支援制度や卒後研修等）
- (2) SNS等を活用した高知県薬剤師会求人情報サイトの周知

【目標値】 奨学金を利用した歯科衛生士の養成数 (R1) 新規 5 人→ 毎年 5 人を維持 → 歯科衛生士の地域偏在是正 奨学金を利用した歯科衛生士数 (R1) 0 人→ (R5) 16 人

1 現状

◆ 歯科衛生士への期待の高まり

・歯と口の健康意識の高まりによる予防歯科の受診増加や、高齢化の進展に伴う療養者への口腔ケアサービス増加など、歯科衛生士に求められる役割や期待が大きくなっている。

県民の歯科保健行動	H23	H28	R2
定期的に歯科健診を受けている人の割合	37.5%	53.5%	62.4%

出典：歯と口の健康づくり実態調査

介護保険受給者数	H30	R元
要介護4・5	11,946人	11,861人

出典：介護保険事業状況報告

◆ 歯科衛生士の地域偏在

- ・1 歯科診療所当たりの歯科衛生士の従事者数は、幡多圏域や高幡圏域が全国平均よりも少ないなど、地域の偏在が見られる。
- ・主な就業先である歯科診療所は中央圏域に偏っている。
- ・平成23年を100とすると、平成29年は高幡地域が最も減少し、87.5となっている。

1 歯科診療所当たりの 歯科衛生士の従事者数 (H29)	県全体	安芸	中央	高幡	幡多
	2.1人	2.1人	2.3人	1.5人	1.3人

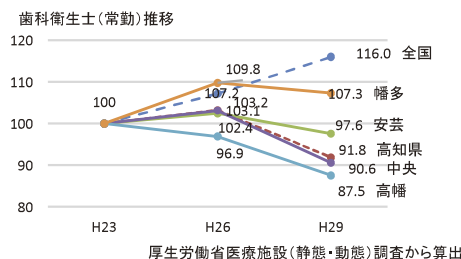
厚生労働省医療施設（静態・動態）調査結果から算出

保健医療圏別の歯科診療所数 (人口10万人対)	高知県	中央	安芸	高幡	幡多
	363 (52.0)	272 (52.3)	22 (49.6)	22 (42.3)	47 (57.9)

県統計分析課R1.10.1推計人口の市町村別人口より算出

◆ 奨学金の支援状況（H30年度から開始）

- ・受給者 H30新規貸付者 5人 R1新規貸付者 5人（継続 5人）
R2新規貸付者 9人（継続 8人）R3新規貸付者 2人（継続 10人）



卒業者の状況（R元、R2卒業者）

指定医療機関への就職	4人
その他	2人

2 課題

◆ 歯科衛生士奨学金制度の効果的運用

- ・歯科衛生士の地域偏在により、不足している地域では人員確保に苦慮している歯科診療所が多い。
- ・歯科衛生士の地域偏在の是正と安定的な養成を図る必要がある。
- ・指定医療機関への就職に対する支援が必要

◆ 地域歯科保健を担う人材の確保・育成

- ・歯科疾患の予防と口腔機能の向上を図るため、市町村の歯科保健事業を支える人材の育成が必要

※指定医療機関：（規則にて規定）

高知市、南国市、土佐市、旧伊野町以外の区域にある医療機関

4 令和4年度の取り組み

1 歯科衛生士養成奨学金制度

- 歯科衛生士養成奨学金による支援
- 指定地域の医療機関への就職につなげるため、歯科医師会と養成施設との連携を支援
- 関係団体が開催する指定地域でのイベントでの周知など、奨学金が必要な学生に対し、有効的な周知を実施

2 地域歯科保健を担う人材の確保・育成

- 歯周病予防の保健教育を担う歯科衛生士の対応力向上を図り、事業所での歯科保健指導を実施（p26～27参照）
- 未就労歯科衛生士の掘り起こし



3 今後の取り組みの方向性

◆ 奨学金による歯科衛生士の養成、確保への支援

- ・指定地域の高校生に歯科衛生士に関心を持ってもらえるようイベント等において周知

◆ 歯科衛生士の求人状況及び不足状況の把握

◆ 歯科医師会及び養成施設と連携した就職支援

- ・県歯科医師会は、求人票による募集を会員に助言
- ・養成施設は、学生が希望する就職先に就職できるよう支援
- ・県歯科医師会と養成施設と連携して、特に奨学金受給者が指定地域の希望する医療機関に就職できるよう支援（希望地域や受給者数など情報共有、求人情報の提供時期の調整等）



【柱Ⅱ】

福祉・介護人材の確保対策の推進

長寿社会課



【目標値】	・福祉人材センターでのマッチング数	(R5) 年間370人	・ノーフティンゲアの実践	(R1) 31.5% → (R5) 事業所の44%以上	→	・新たな人材の参入	(R5) 360人以上
	・新たな人材の参入	(R5) 180人以上	・介護事業所のICT導入	(R1) 22.5% → (R5) 事業所の50%以上		・介護現場の離職率	(H30) 14.6% → (R5) 11.3%以下
	・新たな外国人材の参入	(R5) 180人以上	・福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得	(H30) 認証開始 → (R5) 事業所の37%以上			

1 現状

◆介護職員数は、推計で平成19年の9,732人から令和元年には14,292人まで増加

◆これまでの取組により離職率は低減し、有効求人倍率は全国に比してなだらかな上昇となっているが、令和元年度には2.5倍まで上昇

◆介護職員数は不足し、地域偏在が深刻化

○ハローワーク管内別の有効求人倍率（令和2年度）

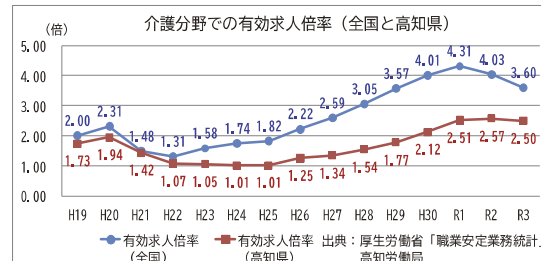
安芸	香美	高知	いの	須崎	四万十
2.57	3.36	2.17	2.43	4.88	2.47

◆要介護（要支援）認定者数は今後も増加する見込み

◆将来的な介護職員の需要増に対して、県の推計では令和7年には550人が不足する見込み

○介護現場における離職率の推移（ ）は全国

H28 16.3% (16.7%) → R2 13.2% (14.9%)
 〈全産業〉H28 20.7% (15.0%) → R2 15.3% (14.2%)



◆高知県の介護現場における離職率は全産業平均より低く、介護に従事している人が介護分野で働き続けたいと望む割合は8割と高い

○介護職に従事している人の仕事に対する希望（R2介護労働実態調査）

・今の仕事を続けたい	54.7%
・今の仕事以外の介護の職種の仕事を続けたい	25.5%
・介護分野以外の仕事をしたい	4.3%
・わからない	12.4%

80.2%

○福祉・介護の仕事に対するイメージ（高知県地域共生社会の実現に向けた意識調査（R4.2月））

1位 大変・きつい	73.9%
2位 賃金が安い	59.7%
3位 離職する人が多い	40.6%
4位 やりがいがある（人・社会に役立つ）	35.0%

2 課題

◆職員が段階的にスキルアップしながら安心して長く働き続けられる魅力ある職場環境づくり

◆良好な福祉・介護現場の「見える化」による福祉・介護現場のネガティブイメージの払拭

◆現役世代の人口減少が本格化していく中、限られた人材でサービスの質を維持・向上していくための業務改善（業務仕分け・デジタル技術の活用等による業務効率化・省力化）

◆新たな人材の掘り起こしや柔軟な働き方による多様な人材の参入

3 今後の取り組みの方向性

1 魅力ある職場づくり

- デジタル技術の導入 R5目標：事業所の50%以上
 - ノーフティンゲアの推進 R7目標：事業所の50%以上
 - 福祉・介護事業所認証評価制度の普及 R7目標：事業所の50%以上
- * 認証法人（R4.2月現在）39法人236事業所



2 魅力発信（ネガティブイメージの払拭）

- 一般県民の福祉・介護事業所認証評価制度やノーフティンゲアの認知度向上に向けた広報・啓発 若者の親層へのアプローチ&認証取得のインセンティブ効果
- 小・中・高校生をターゲットとした普及啓発の強化 若者層への直接的アプローチ
- 介護の日イベントとふくし総合フェアの併催

3 ターゲットに応じた人材確保

- 若者等の新規参入の促進
 - 福祉人材センターと関係機関の連携によるマッチング強化
- シニア層・未経験者の参入支援
 - 介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の導入促進
 - 介護未経験者に向けた研修や資格取得支援
 - 他業種からの参入促進
- 外国人材の活用
 - 外国人介護人材の受入拡大に向けた支援

4 新しい働き方

- ワークシェアの普及（ライフプラン合わせた働き方）
 - 新しい働き方による支え手の拡大
- 複数の法人が連携した人材確保
 - 「社会福祉連携推進法人」の推進に向けた検討

※モデル地区での検討

4 令和4年度の取り組み

1 魅力ある職場づくり

- ～福祉・介護事業所のデジタル化を加速し 業務の効率化・省力化を推進～
- 福祉機器やICT・ロボット等導入経費に対する助成制度の拡充
 - ICT等導入促進セミナーやアドバイザー等による個別相談会の実施
 - 介護現場の業務改善に向けたアドバイザーの派遣
 - ノーフティンゲアの推進 ※eラーニングと連動したガイドラインの作成等
 - 福祉・介護事業所認証評価制度を通じた魅力ある職場づくりの推進
 - ※良好な職場環境の整備に取り組み、県が定めた一定の基準を達成している事業所を認証
 - ※認証取得に向けた事業所の取組をサポート（セミナー・相談会・個別コンサルティング）
 - ※認証事業所の良好な取組について、特設ウェブサイトや広報誌等を活用して情報発信
 - 代替職員の派遣により、職員の外部研修等への参加や子育てとの両立を支援

2 魅力発信（ネガティブイメージの払拭）

- ～全国に先駆けて進めてきたノーフティンゲアや 認証評価制度の広報強化～
- 新聞広告やフリーペーパー、テレビCM・Web広報等による広報・啓発を展開
 - 小・中・高校生への普及教育活動を通じた効果的な情報発信
 - 介護の日イベントとふくし総合フェアの合同開催による相乗的な情報発信・普及啓発

3 ターゲットに応じた人材確保

- ふくし就職フェアの開催（オンラインと面談のハイブリッド開催）や移住施策との連携によるマッチング機会の充実
- 「介護助手等普及推進員」を設置し、高齢者や主婦等が働きやすい「介護助手」の導入を促進
- 介護未経験者に向けた介護に関する入門的研修の実施
- 他業種から介護・障害福祉分野に就職する場合への就職支援金の貸付
- 進路選択を考える高校生や中山間地域等の住民を対象に介護資格の取得を支援
- 介護福祉士養成校の入学者や外国人留学生への修学資金等の貸付
- 外国人介護人材への日本語学習及び専門学習支援、海外に向けた高知と高知の介護の魅力のPR

4 新しい働き方

- 地域で連携して人材の確保に取り組む小規模法人ネットワークを支援
- ※支え手の拡大につながるワークシェア等の新しい働き方の検討

Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり

ポイント

『市町村子育て世代包括支援センター』を起点とした妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援「高知版ネウボラ」を強化

妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制強化

～母子保健と児童福祉の包括的な支援体制の構築～

教育

学校

校内支援会
・スクールソーシャルワーカー
・スクールカウンセラー

定期的な情報共有

児童福祉担当課

要保護児童
対策地域協議会
代表者会議
実務者会議
個別ケース検討会議

リスクに応じた適切な対応

子ども家庭総合支援拠点

児童相談所

子どもの発達への支援

専門的な医療機関
児童発達支援センター 等

連携

一般層
(セルフプラン)中間層
(支援プラン)要介入支援層
(支援プラン)

アセスメント

アセスメント

社会性の発達等の
経過観察が必要な子ども

アセスメント

妊娠・出産・子育て総合相談窓口

市町村子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーター(保健師等)

・母子健康手帳の交付・面談 ・妊婦アンケート・セルフプラン・支援プランの作成
・妊婦健診 ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業 ・両親学級
・妊産婦訪問 ・育児相談 ・乳幼児訪問 ・乳幼児健診

全数把握
情報の一元管理
継続的なモニタリング

まずは気軽に
こちらへ相談

子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

子育て支援サービスの提供

○妊産婦への支援

▶保健師等による家庭訪問
▶妊婦健診 ▶産婦健診
▶産前・産後サポート事業
▶産後ケア事業 等

○身近な地域における
子育ての支援

▶地域子育て支援センター
▶利用者支援事業
▶保育所・幼稚園・認定こども園
▶園庭開放・子育て相談
▶一時預かり事業
▶あったかふれあいセンター 等

子育てに関する
相談にも対応

○働きながらの子育てを支援

▶保育所・幼稚園・認定こども園等
▶延長保育事業
▶病児・病後児保育事業
▶ファミリー・サポート・センター事業
▶放課後児童クラブ・放課後子ども教室 等

地域のサービス
《支援者》

▶子ども食堂
▶子育てサロン
▶子育てサークル 等

《母子保健推進員》
《民生委員・児童委員》
《子育て支援員》 等

《先輩ママ》
《社会福祉協議会》

○就業支援

▶ひとり親家庭支援センター
と高知家の女性しごと応援
室の連携による就業支援の
強化
▶企業と連携した育児に関
する休暇等制度の充実や
時間単位の年次有給休暇
の導入の促進 等

【目標値】・子育て世代包括支援センターの設置(R1)19市町村→(R5)全市町村
・子ども家庭総合支援拠点の設置(R1)2市町→(R4)7割の市町村で設置
・地域子育て支援センターの利用者数(R2)延149,790人→(R5)200,000人
・ファミリー・サポート・センター提供会員数(R2)750人→(R5)1,050人
・母子保健と児童福祉が定期的な情報共有を実施(R3)31市町村→(R5)全市町村
・児童福祉と教育(SSW)が定期的な情報共有を実施(R3)13市町村→(R5)全市町村

■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」
「子育て」ができるような社会』になっている
(R1)28.1%→(R5)45.0%

1 現 状

1 妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化

- ・子育て世代包括支援センターの設置：32市町村(R4.3) ※R4年度に全市町村で設置予定
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置：12市町(R4.2)
- ・母子保健と児童福祉が定期的な情報共有を実施：31市町村(R3)
- ・児童福祉と教育(SSW)が定期的な情報共有を実施：13市町村(R3)
- ・専門的な療育支援を行う障害児通所支援事業所の拡大等
児童発達支援事業所：45か所(R3.12)／ 保育所等訪問支援事業所：24か所(R3.12)
放課後等デイサービス事業所：94か所(R3.12)



2 子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

- ・産後ケア事業の利用者数：7%(285人/4,082人)(R2)
- ・地域子育て支援センターの設置：24市町村1広域連合60か所(出張ひろば11か所含む)(R4.2)
- ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数：902人(R3.12)
- ・園庭開放や子育て相談の実施による未就園児家庭への支援：278園(96.2%)(R3)
- ・一時預かり事業：25市町村110か所(R4.2)／ 延長保育事業：14市町村140か所(R4.2)
病児保育事業：11市町村25か所(R4.2)
- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)：97.3%(R3)
- ・子ども食堂 11市9町88か所(R4.1月末)

2 課 題

1 妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点に配置する専門職(社会福祉士、保健師等)の確保
- ・幅広い相談に対応するための多職種が連携した支援体制の構築
- ・乳幼児健診後から就学までの支援体制の明確化
- ・学校で把握した課題を早期に支援するための児童福祉担当部署とスクールソーシャルワーカーの連携強化
- ・予期せぬ妊娠への相談対応
- ・発達に気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ(インターフェイス)が必要

2 子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

- ・子育て支援サービスの認知度向上
- ・産後の母子がきめ細かい支援が受けられる産後ケア事業の充実
- ・不妊治療の保険適用後も経済的負担が増える方が一定数存在する
- ・働きながら子育てできる環境づくりに向けた子育て支援サービスの充実
- ・地域子育て支援センターの利用促進に向けた取り組み強化
- ・身近な地域での日常的な見守りや相談支援等を行う子育て支援者の育成



3 令和4年度の取り組み

1 妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化

- 拡** 子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けて、専門職を配置するための財政的支援の実施
- 新** 多職種が連携して、子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る実践的な研修の実施
- ・乳幼児健診後から就学までの引継ぎルートの見える化
- 拡** 各市町村児童福祉担当部署と教育(SSW)との定期的な情報共有会の実施
- 新** 民間が運営する予期せぬ妊娠などの相談窓口(妊娠SOS相談)の運営に対する支援
- ・乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業、保育所等への専門職による助言等の実施
- ・児童発達支援センター等の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成
- ・高知ギルバーク発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成

2 子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

- 新** 高知版ネウボラの取り組みを紹介する動画を作成し、デジタルプロモーションを展開
- 新** 出産・育児応援サイト「こうちプレマnet」のリニューアル
- ・産後ケア事業への支援の充実
- ・不妊治療の保険適用後の経済的負担の軽減
- 拡** 地域子育て支援センターの機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など)
- ・地域資源を活用した子育ての場の確保(園庭開放・子育て相談等の実施拡大など)
- ・住民主体の子育て支援のネットワーク化や子育て支援情報の発信
- 拡** ファミリー・サポート・センター事業の拡大(市町村支援の充実)
- ・保育サービスの充実(病児保育、一時預かり等)
- ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充と質の確保
- 拡** 地域における子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」への支援の強化



個々の実情に寄り添った支援を母子保健・児童福祉・子育て支援・教育が一体的に推進

少子化対策の一環として、地域の子育て資源の充実に向けた取り組みを一体的に推進

【柱Ⅲ】

妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化

子育て支援課
子ども家庭課 教育委員会

【目標値】 ■子育て世代包括支援センターの設置と周知活動を実施する市町村数(R1)19市町村 → (R5)全市町村 ※高知市は4か所
■子ども家庭総合支援拠点の設置 (R1) 2市町 → (R4) 7割の市町村で設置

■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」
「子育て」できるような社会』になっている
R1:28.1%→R5:45.0%

1 現状

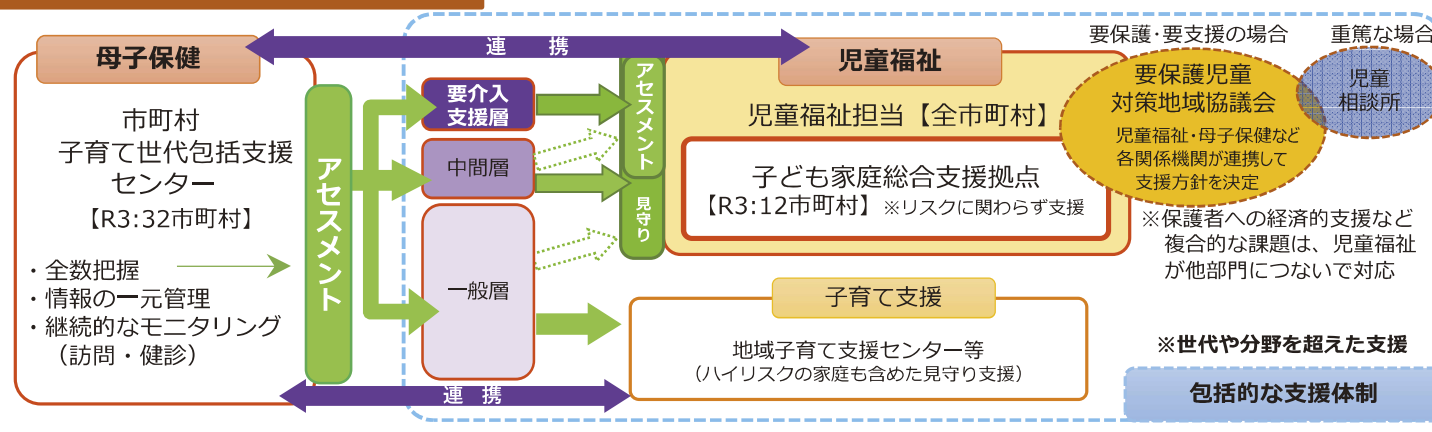
- ①リスクに応じた切れ目のない連携
- ・子育て世代包括支援センターの設置：32市町村 (R4.3) ※R4年度に全市町村で設置予定
 - ・地域子育て支援センターの設置（出張ひろば含む）：24市町村 1広域連合 60箇所 (R4.3)
 - ・市町村子ども家庭支援拠点の設置：(H30) 2市町 → (R4.3) 12市町村
（市町村合同ヒアリングで把握した現状）→拠点設置にかかる専門人材や支援スキルが不十分
 - ・母子保健と児童福祉が定期的な情報共有を実施：31市町村
 - ・就学前に関係機関と支援の役割分担ができていない：21市町村
- ②児童福祉と教育（SSW）連携（市町村合同ヒアリングで把握した市町村の連携状況）
- ・市町村要保護児童対策地域協議会実務者会議にSSWが参加：16市町村
 - ・児童福祉とSSWが定期的な情報共有を実施：13市町村

2 課題

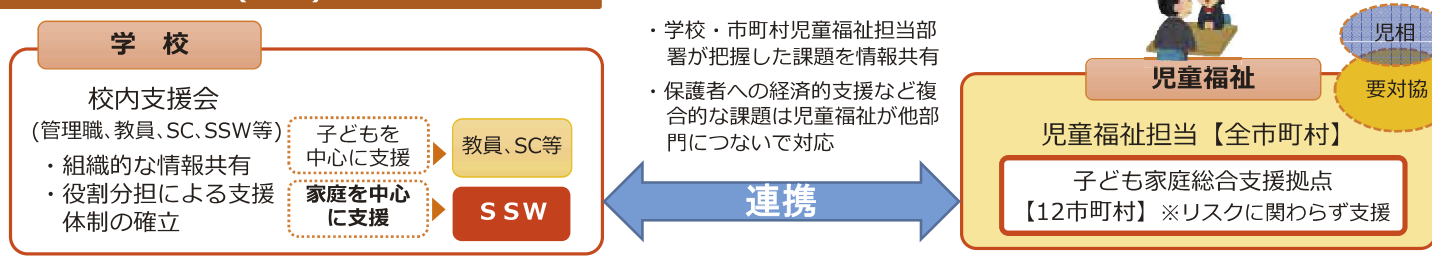
- ・子ども家庭総合支援拠点設置のための専門人材の確保
- ・幅広い相談に対応するための多職種の連携支援体制の構築
- ・乳幼児健診後から就学までの支援体制の明確化
- ・学校で把握した課題を早期に支援するための児童福祉部門とSSWとの連携の強化

3 今後の方向性

◆リスクに応じた切れ目のない連携



◆児童福祉と教育(SSW)との連携



4 令和4年度の取り組み

子育てのリスクを見逃さず、1人1人の状況に応じて寄り添う支援を、母子保健・児童福祉・子育て支援・教育が一体的に推進する体制づくりの強化を図る

【拡】部門間の連携強化に資する「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進

【拡】各市町村の児童福祉担当とSSWとの定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実

【新】多職種が連携して、子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る実践的な研修の実施

○専門職による乳幼児健診未受診家庭への訪問

○乳幼児健診受診後から就学までの支援体制の見える化（県がフロー図を提示し、各市町村の作成を支援）

【新】乳児院が設置する妊娠SOS相談窓口に対する運営支援

○地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員・児童委員対象の研修を実施

【柱Ⅲ】

子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり

子育て支援課 子ども家庭課
障害福祉課 教育委員会



【目標値】

- 産後ケア事業利用者数 R2:7% (285人) → R5:10%
- 妊婦の利用がある地域子育て支援センターの割合 R2:56.3% → R5:100%
- 地域子育て支援センターの利用者数 R2:延149,790人 → R5:200,000人
- ファミリー・サポート・センター提供会員数 R2:750人 → R5:1,050人
- 子ども食堂の設置箇所数 R1:77箇所 → R5:120箇所

■高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』になっている R1:28.1% → R5:45.0%

1 現状

～子育てしやすい地域づくりに向けた取り組み～

妊娠期

出産期

子育て期【就学前】

子育て期【就学後】

子育て世代包括支援センター（母子保健事業）R4.3月：32市町村34か所

妊娠届

母子健康手帳交付時の
面接相談・アンケート
・保健師等が面談し、体調や
子育ての不安などに丁寧に
アドバイス

・支援が必要な方の
セルフプラン・支援
プラン作成

電話相談・随時訪問等

妊婦健診

母親学級・両親学級

・プランを作成した方の
うち支援が必要な方への
妊婦訪問

産後も支援が必要な方を
福祉と連携支援（特定妊婦）

出生届

産婦健診

産婦訪問

1歳6か月児健診

3歳児健診

産前・産後サポート事業
＜R3:12市町村1広域連合＞

・子育ての不安を解消する仲間づくり等

産後ケア事業

R3：アウトリーチ29市町村1広域連合、
デイサービス4市町村、ショートステイ8市町村
R2:利用者 285人（出生数の7%）

・産後ケアの利用者が少なく、産後の心身の不調の緩和や育児
負担の軽減につなげていない

新生児・未熟児訪問 乳児家庭全戸訪問

母乳・育児相談、離乳食教室

乳児健診(4か月、7か月、10か月)

・各市町村が適切な時期に子どもの発達
を確認

地域子育て支援センター（主に3歳児未満）

R4.3月：24市町村1広域連合60か所（出張ひろば含む）

子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安、
悩みを相談できる場を提供

地域住民主体の子育て支援

子ども家庭総合支援拠点 R4.3月：12市町村

全員が対象

希望者が利用

児童発達支援事業所＜R3.11 45箇所＞
放課後等デイサービス事業所＜R3.11 94箇所＞
・専門的な療育支援

保育所・幼稚園・ 認定こども園等

R3.4月：231保育所34幼稚園
17認定こども園

・保育、子育て相談、親育ち支援
・多機能型保育所の拡大推進

＜園庭開放及び子育て相談の実施R3 278施設(96.2%)＞

働きながら子育てする方などの 多様な子育て支援サービス

- 延長保育＜R3 14市町村140箇所＞
- 一時預かり＜R3 25市町村110箇所＞
- 病児・病後児保育＜R3 11市町村25箇所＞
- ファミリー・サポート・センター＜R3 902人＞
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

放課後の安全・安心な居場所

・放課後児童クラブ＜R3 189箇所＞
・放課後子ども教室＜R3 142箇所＞

- 子育てサークル ○子ども食堂＜R3 11市9町88箇所＞
- あったかふれあいセンター ○子育てサロン

3 令和4年度の取り組み

少子化対策の一環として、子育て支援サービスや地域の子育て
資源の充実に向けた取り組みを一体的に推進するとともに、結
婚や子育て前の世代の方々を含めて、子育てに安心感を持って
いただくための取り組みを推進する

新 子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモ
ーションの実施（動画やSNSを活用した若い世代への広報活動
等）

新 出産・育児応援サイト「こうちプレマnet」のリニューアル

拡 ファミリー・サポート・センター事業実施市町村の拡大

拡 地域子育て支援センターの機能強化（妊娠期からの利用を
促進する取り組みへの支援など）

拡 地域における子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」
への支援の強化（事例発表シンポジウムの開催、周知・広
報経費への支援など）

○産後ケア事業への支援の充実

○乳幼児健診の受診促進（家庭訪問による乳幼児健診の受
診勧奨（育児支援を含む）を行う市町村への支援）

○地域資源を活用した子育ての場の確保（園庭開放・子育て
相談等の実施拡大など）

○住民主体の子育て支援のネットワーク化や子育て支援情報
の発信

○保育サービスの充実（病児保育、一時預かり等）

○放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充と質の確保

○不妊治療の保険適用後の経済的負担の軽減

- 各市町村の子育て支援の取り組みは年々充実しているが、子育ての安心感はまだ十分に実感されておらず、子育て支援サ
ービスの認知度を高める取り組みが必要
- 心身ケアの不調が生じやすい産後にきめ細かい支援が受けられる産後ケア事業の充実や、働きながら子育てする家庭へのサ
ポートが必要
- 不妊治療の保険適用後も経済的負担が増える方が一定数存在する

2 課題

【柱Ⅲ】

発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり

障害福祉課・教育委員会



- 【目標値】・健診後のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与（R1）18市町村 →（R5）全市町村
 ・児童発達支援センターの設置数（R1）6か所 →（R5）12か所
 ・発達障害の診療ができる医療機関数（R1）25か所 →（R5）35か所
 ・発達障害者支援センターにおける情報発信（HPのアクセス数）（R3）220件／月 →（R5）2,500件／月

乳幼児健診で要経過観察となった子どものアセスメントを多職種で行い適切な支援につないでいる。（R5）100%

1 現状と課題

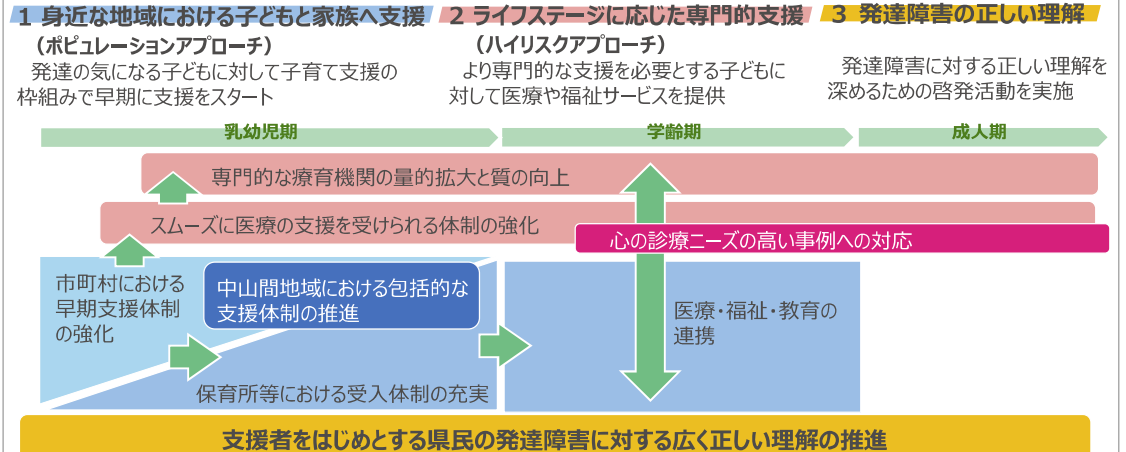
（現状）市町村において、発達が気になる子どもの早期発見の仕組みづくりは一定進んできた
 （課題）・発達が気になる子どもとその家族にとって良いタイミングで子どもに合った支援を受けるためには、専門職の視点を踏まえたつなぎ（インターフェイス）が必要
 ・日常的に関わる保育所等における発達が気になる子どもの受け入れ

（現状）専門的な療育機関の整備は進んできたが、地域偏在がある
 （課題）・身近な地域で専門的な発達支援が受けられるよう、児童発達支援センター等の量的拡大とともに支援の質の向上が必要
 ・民間の専門的な療育機関の参入が見込めない中山間地域では保育所や子育て支援の場を活用した支援体制の構築が必要

（現状）医療機関の受診待機期間は改善傾向
 （課題）・それぞれの子どもと家族に応じた医療機関へのつなぎが必要

（現状）発達障害のほか、うつや不登校等、心療ニーズの高い子どもについて通常の支援では対応できない事例がある
 （課題）・地域において必要な支援が受けられる体制の構築が必要

2 今後の取り組みの方向性



3 令和4年度の取り組み

1 身近な地域における子どもと家族への支援

(1) 市町村における早期支援体制の強化

- 地域において発達障害児等の早期支援を行う専門職（心理職、言語聴覚士等）の養成
- 乳幼児健診、気になる子どものフォローアップ事業等への専門職による助言等の実施
- 乳幼児健診従事者を対象とした気になる子どもの早期発見のスキルや、保護者へのカウンセリングスキルの向上を図る研修の実施

(2) 保育所等における受入体制の充実

- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施
- 保育者への特別な支援を必要とする子どもの個別の指導計画作成支援研修の実施【幼保支援課】
- 外部専門家（言語聴覚士・作業療法士等）、親育ち・特別支援保育コーディネーター等による各園への訪問指導の実施【幼保支援課・特別支援教育課】

(3) 中山間地域における包括的な支援体制の推進

- 専門職（心理職、言語聴覚士等）による保育所等への訪問支援の充実
- 母子保健と保育所が一体となって発達の気になる子どもと家族を支えるための仕組みづくり（高知ギルバーク発達神経精神医学センターにおけるESSENCEチームの派遣等）

(4) 医療・福祉・教育の連携

- つながるノート・引継ぎシート等による進級・進学時の確実な引継【特別支援教育課】
- 巡回相談員の派遣【特別支援教育課】

2 ライフステージに応じた専門的支援

(1) 専門的な療育機関の量的拡大と質の向上

- 児童発達支援センターに従事する発達障害支援のスーパーバイザーの養成と活用
- スーパーバイザーによる市町村や保育所等への助言指導を行う体制の整備
- 発達障害の特性や支援方法を学ぶ体系的な研修の実施【再掲】
- 事業所の開設・機能強化やセンター化に向けた整備費用の助成

(2) スムーズに医療の支援を受けられる体制の強化

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターや高知大学医学部寄附講座との連携による専門医師及び心理職等の養成
- 発達障害等の診療ができる県内の小児科、精神科をWebサイトで検索できるように「診療機関マップ」の作成・更新
- 子どもの心の診療ネットワーク事業により心療ニーズの高い事例に対応できる地域連携体制の強化
- 発達障害児者支援地域協議会やワーキンググループにおいて発達障害の診療や支援等のあり方を検討

拡

3 発達障害の正しい理解の推進

- 「世界自閉症啓発デー（4/2）」に合わせたライトアップや啓発イベントなどの実施
- SNSなどを活用した発達障害の理解を深めるための情報発信
- 県立施設などにおいて発達障害のある子どもが利用しやすいセンサリーフレンドリーな取組の推進

「アセスメント」…対象者の情報を収集・分析し、起きていることのメカニズムを明らかにすること／「ポピュレーションアプローチ」…集団全体に働きかけ、集団全体のリスク等を軽減すること／「ハイレスクアプローチ」…支援の必要性の高い対象者に働きかけ、リスク等を軽減すること／「インターフェイス」…関係機関間のつなぎ／「スーパーバイザー」…支援者に対し、より専門的な立場から助言・指導する者／「センサリーフレンドリー」…感覚の過敏さのある人に対して音や光の刺激に配慮した環境を提供すること



【目標値】

- ・児童虐待通告後48時間ルール 100%実施の継続
- ・子どもの安全を最優先にした一時保護 100%実施の継続
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置（R1）2市町→（R4）7割の市町村で設置



重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続

児童相談所の相談支援体制の強化

1 現 状

- ・児童相談所における児童虐待相談受付・対応件数は増加傾向（件）

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
受付件数	417	453	595	697	799
対応件数	291	326	420	458	583

* 対応件数：相談受理後、調査し虐待と認定し対応した件数
（子ども家庭課調べ）

2 課 題

- リスクに応じた適切なアセスメントと地域と協働した的確な支援の実施及び専門的スキルの向上
- 子どもの意向を聴く機会の確保や支援計画への参画などの子どもの権利擁護の取り組み強化

3 令和4年度の取り組み

○相談支援体制の強化

- 新** 児童相談所の運営等について第三者機関による点検・評価を実施
- ・外部の専門人材の活用による体制の強化
 - 〔 弁護士による定期相談、臨時相談及び法的対応の代行を実施
児童相談所への現職警察官配置による児童虐待事案等への対応力強化
小児科、精神科、法医学専門の医師に随時相談できる環境を整備 〕

○職員の専門性の強化

- ・親子関係再構築に向けた家族援助技術研修の実施（児童福祉司対象）
- ・トラウマを念頭に置いた支援に関する研修の実施（児童心理司対象）
- ・児童虐待の被害児童に対する客観的な事実確認のための面接研修の実施

○子どもの権利擁護の推進

- ・一時保護所で生活する子どもに弁護士が面談を行うなどの意見聴取の機会を確保
- ・体罰によらない子育てについての広報啓発

市町村における児童家庭相談支援体制の強化

1 現 状

- ・子ども家庭総合支援拠点設置市町村数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
2市町	2市町	5市町村	12市町村

（子ども家庭課調べ）

- ・市町村担当職員の職種は事務職(38.5%)が最も多く、次いで保健師(25.5%)、教員(9.9%)、保育士(9.9%)等の専門職(R3)

2 課 題

- 子ども家庭総合支援拠点設置のための専門人材の確保が困難
- 幅広い相談へ対応するための多職種が連携した支援体制の構築
- 学校から早期に児童福祉につなぐためのSSWとの連携の強化

3 令和4年度の取り組み

○市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進

- ・専門人材の配置に向けた財政支援や地域の実情に合わせた設置運営への助言等の実施
- 新** 市町村が月1回程度、児童相談所に配置の弁護士や医師から専門な助言を受けることができる機会を確保
- 拡** 各市町村の児童福祉担当とSSWとの定期的な情報共有体制の構築による家庭支援の充実（ヤングケアラーや不登校児童等に対する早期支援のための取り組み強化）

○各市町村（要保護児童対策地域協議会）への積極的な支援

- ・基礎的な支援手順や実践的な援助技術等の研修実施や市町村ケースへの個別指導・助言
- 拡** 子どもと家庭のアセスメント力や支援力の向上を図る多職種連携の実践的な研修の実施

○妊娠期からの切れ目のない支援の実施

- 新** 乳児院が設置する妊娠SOS相談窓口に対する運営支援
- ・地域の見守り体制強化のため外部専門家による民生委員・主任児童委員対象の研修を実施

【柱Ⅲ】

就学前教育の充実、学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

教育委員会



【目標値】・子育て支援体制の拡充に取り組む園の数・割合

- ①園庭開放・子育て相談の実施率 (R1.6) 82.5% → (R 5) 100%
- ②多機能型保育支援事業の実施箇所数 (R2.2) 13箇所 → (R 5) 40箇所
- ・放課後等における学習支援の実施校率 (R2.2) 小・中：98.6%、高：96.8% → (R 5) ・小・中：100%、高：100%
- ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 (H30) 22.6% → (R 5) 100%



地域や専門機関等と連携しながら、就学前から高等学校まで切れ目のない支援体制が構築されている。

1 現 状・課 題

- 就学前は保護者の子育て力向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットフォームとして、地域との連携・協働体制を構築しながら就学前から高等学校まで一貫した支援を進めている。
- ヤングケアラーや医療的ケア児など、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがないよう、専門人材や関係機関と連携・協働して社会的自立に向けた支援を強化する必要がある。

2 令和4年度の取り組み

○就学前教育の充実
○学校をプラットフォームとした支援策等の充実・強化
(子どもの貧困対策)

就学前

保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

- ◆多機能型保育支援
 - ・保育所等による子育て支援の充実
- ◆家庭支援推進保育士の配置
 - ・支援を必要とする子どもや保護者への支援 等
- ◆市町村への親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置
 - ・保育所等への支援や関係機関との連絡調整 等
- ◆SSW^(※)の活用
 - ・家庭への配慮が必要な幼児と保護者を支援 等 (5歳児から小学校入学まで切れ目のない支援)
- ◆多子世帯保育料の軽減

拡 多様な子どもたちへの支援の充実

- ◆保幼小中連携・接続のさらなる推進
 - ・保幼小中の連携を強化し、就学前教育、不登校対策等を自治体全体で総合的に推進するモデル事業を支援

小学校

放課後等における学習の場の充実

- ◆放課後等における学習支援事業
 - ・小中学校における放課後等学習支援員の配置に対する支援
 - ・学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の活用

地域全体で子どもを見守り育てる取り組みの推進

- ◆新・放課後子ども総合プラン推進事業
 - ・放課後子ども教室、放課後児童クラブの設置促進
 - ・保護者利用料の減免を行う市町村に対する支援 等

相談支援体制の充実・強化

- ◆心の教育センター相談支援
 - ・利便性の確保のため、土・日曜日の来所相談を実施
 - ・東部・西部地域での相談活動の実施 等

拡 SC^(※)・SSWの活用拡充

- ◆SSWと市町村児童福祉部署との相互連携による支援体制の強化
 - ・ヤングケアラーへの支援や児童虐待対応等のため、SSWの活用を拡充

中学校



◆地域学校協働活動の推進

- ・見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進 等

◆コミュニティ・スクールの推進

- ・コミュニティ・スクールの導入促進及び取り組みの充実 等

経済的負担の軽減

- ◆高等学校等就学支援金
- ◆高知県高等学校等奨学金貸付
- ◆高等学校定時制課程及び通信制課程教科書学習書給付等

◆医療的ケア児に対する支援の充実

- ・看護職員の専門性を高めるための研修や相談支援体制の充実
- ・保護者や支援機関等への理解・啓発を推進

(※) SSW…スクールソーシャルワーカー、SC…スクールカウンセラー

【目標値】 ・フォスタリング機関と連携し開拓した里親登録者数
(H30) 12組 → (R5) 21組

里親等委託率 (H30) 19.0% → (R5) 32.0%

1 現状と課題

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築

- ・子どもの最善の利益を踏まえ、安定した愛着を形成していくためには、家庭における養育環境と同様の養育環境（里親家庭）を確保することが必要
- ・里親養育の質の向上を図るため、民間機関と児童相談所の里親支援担当児童福祉司の連携による包括的な支援体制の充実が必要
- ・里子が不安や困りごとなどを意見表明できる機会の確保など権利擁護の充実が必要

○高知県の里親等委託率の推移（各年度末現在）

区分	H28	H29	H30	R1	R2
里親登録数（組）	65	72	78	89	97
委託児童数（人）	59	64	69	75	74
里親等委託率（％）（高知県）	15.0	17.2	19.0	20.3	20.5
（全 国）	18.3	19.7	20.5	21.5	22.8

※里親にファミリーホームを含む

子ども家庭課調べ

(2) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

できるだけ家庭的な環境で養育するためには、施設の小規模化・地域分散化などの環境整備と安定的な人材確保や職員育成が重要



小規模化・分散化
H24：10カ所 → R3：30カ所

(3) 入所児童等の自立支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るため、自立に向けたきめ細かな支援が必要
- ・施設退所後も進学や就職など生活を安定させるための継続した支援が必要

○児童養護施設等入所者（里親等含む）の高卒・退所後の進路の状況

	H28	H29	H30	R1	全国（R1）
進学者	4 (22.2%)	15 (50.0%)	7 (35.0%)	12 (48.0%)	37.7%
就職者	13 (72.2%)	11 (36.6%)	13 (65.0%)	13 (52.0%)	54.2%
合計	17 (94.4%)	26 (86.6%)	20 (100%)	25 (100%)	91.9%

※社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）

○社会的養護自立支援事業での相談件数

	H29	H30	R1	R2
相談件数	2,088	1,661	2,568	5,184

※退所前及び退所後の訪問、来所、電話、メール等による合計相談件数（子ども家庭課調べ）

2 「高知県社会的養育推進計画」における評価指標

◆里親

- ・里親の確保及び研修や訪問支援を実施

区分	H30	R6	R11
里親等委託率	19.0%	36.0%	53.0%
里親家庭数	78組	183組	287組

◆児童養護施設等

- ・全施設において小規模かつ地域分散化を実施

区分	R1	R6	R11
施設定員数	425人	365人	311人

3 令和4年度の取り組み

(1) 包括的な里親養育支援体制の構築

- 民間の里親養育包括支援（フォスタリング）機関を中心とした里親のリクルート、研修、委託後の支援等の一貫した里親養育支援体制の構築

①里親制度等普及促進・里親リクルート

- ・説明会や講演会の開催、パネル展示等による普及啓発・開拓

②里親研修・トレーニング等事業

- ・登録前後や新規に委託を受ける里親を対象とする研修の実施
- ・里親同士が適切な対応を学ぶ研修や勉強会、権利擁護に関する研修の実施

③里親訪問等支援事業

- ・里親等相談支援員による委託を受けた里親への定期的な訪問支援
- ・心理訪問支援員による里子への心理的なケアや専門的な観点からの助言等

- 施設に配置された里親支援専門相談員による里親等への支援の充実

④「子どもの権利ノート」の活用やサポートケアによる里子の権利擁護の強化

⑤里親の一時的な休息のためのレスパイト・ケアの実施

(2) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化

- ・小規模化・地域分散化のための環境整備、施設等職員の処遇改善を支援
- ・医療的ケアが必要な児童の支援充実のため、乳児院と医療機関との連携強化

(3) 入所児童等の自立支援の充実

- 社会的養護自立支援事業による施設退所後の支援の充実

①支援コーディネーター配置による継続支援計画の作成や退所後支援の強化

- ・入所中からの学習・自立支援や退所後の生活相談、住宅確保等の支援を実施

②退所児童等が安定した生活基盤を確保するための自立支援資金貸付事業の拡充

- 希望が丘学園のあり方検討会の実施

- ・子どもの課題に応じた支援や施設環境、卒園後の支援のあり方等を検討

【柱Ⅲ】

ひとり親家庭への支援の充実

子ども家庭課



【目標値】

- ・ひとり親家庭支援センターと高知家の女性しごと応援室が連携した職業紹介実施率：(H30) 5%→(R5) 70%
- ・ひとり親家庭支援センターにおける相談件数 (R2) 846件→(R5) 1000件 ・就職者数：(R2) 24人→(R5) 40人
- ・ひとり親家庭相談支援アプリ登録者数 (R3) 利用なし→(R5) 2000人



勤務先での正規雇用率【母子世帯】
(R3) 53.7%→(R5) 65%

1 現状・課題

○ ひとり親世帯数 R2国勢調査

母子世帯 R2：6,795世帯 (H27：7,942世帯) 父子世帯 R2：1,193世帯 (H27：1,505世帯)

(1) 情報提供・相談体制

【支援制度等の認知度】

【R3高知県ひとり親家庭等実態調査より】

支援制度等(母子家庭)	知っている	知らない	今後利用したい	支援制度等(母子家庭)	知っている	知らない	今後利用したい
ひとり親家庭支援センター就業支援事業	67.3%	22.4%	8.5%	高等職業訓練促進給付金	56.8%	32.1%	11.3%
ひとり親家庭支援センター相談事業	55.3%	33.4%	8.2%	職業訓練受講給付金(求職者支援制度)	60.1%	28.7%	10.0%
自立支援教育訓練給付金	61.9%	27.3%	11.8%	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	64.0%	25.4%	11.0%

- ・ひとり親家庭への支援制度や支援機関等について、3割前後の世帯が知らないが、1割程度が「今後利用したい」と回答しており、ニーズがある世帯に確実に情報を届ける必要がある。
- ・ひとり親家庭支援センターにおける「就業支援事業」は知っているが、「相談事業」は知らない世帯が1割以上あるため、認知度の向上と利用促進のための取組が必要。

(2) 就業支援

【勤務先での正規雇用率】

母子家庭H27：56.7%⇒R3：53.7% 父子家庭H27：87.5%⇒R3：87.4%

- ・ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要。

【仕事に関して特に望む支援(就労支援)】

母子家庭	仕事の紹介	技術・資格取得の支援	職業訓練の機会の充実	訓練受講の際の経済的支援	仕事に関する相談窓口の充実
	18.2%	31.3%	8.0%	17.9%	8.7%

- ・就労支援では約3割が「技術・資格取得支援」を求めているが、各種支援給付金の認知度は4～6割程度であり、知らない世帯の約1割が利用を希望している状況であるため、支援制度の情報を、ニーズのある世帯に確実に届けることが必要。

(3) 経済的支援

【自身の年間就労収入が200万円未満の世帯率】

母子家庭 H27：56.8%⇒R3：46.3% 父子家庭 H27：28.5%⇒R3：22.0%

- ・就労収入200万円未満の世帯が母子家庭の約半数を占めており、母子・父子家庭ともに7割超の世帯が家計の苦しさを実感している。就業のための支援や、経済的な支援が必要な家庭が確実に支援を受けることができるよう情報提供の強化を図ることが必要。

【養育費を受けている世帯の割合】

母子家庭H27：22.1%⇒R3：25.9% 父子家庭H27：4.2%⇒R3：7.0%

- ・養育費を受けている世帯は少ないため、養育費の確保に向けた支援が必要。

2 令和4年度の取り組み

(1) 情報提供・相談体制の強化

新

①「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用したプッシュ型の情報提供

- ・就労収入増加に向けた資格取得を支援する各種の就業支援制度や、手当・貸付等の経済支援制度の情報を必要な家庭に確実に届けるため、プッシュ型の情報提供を推進

②ひとり親家庭支援センターの相談支援機能の強化、広報

拡

- ・就業支援に限らず生活など幅広い相談の窓口であることを発信し、ひとり親家庭に寄り添った支援や交流の場づくりを実施

拡

- ・遠方の方も来所せず利用できるオンライン相談を拡充

(2) 就業支援の強化

①就業のための支援

- ・ひとり親家庭支援センター、高知家の女性しごと応援室やハローワークなどの就業支援機関の連携強化

②資格や技能の取得への支援

- ・一定の資格を取得するための教育訓練講座受講料への支援
- ・就業促進に向けた高等職業訓練受講中の給付金の支給や入学準備金・就職準備金の貸付(返還免除あり)

(3) 経済的支援の充実

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付やひとり親家庭医療費助成などの支援
- ・住居の借り上げに必要な資金を貸付(ひとり親家庭住宅支援資金貸付)(返還免除あり)

拡

- ・養育費の問題に対応できる弁護士相談の拡充

ひとり親家庭相談支援アプリ導入の効果

ひとり親家庭の方

- ・支援窓口に出向かなくても、情報をワンストップで取得できる。
- ・相談したい内容を整理することができ、適切な支援にたどりつくことができる。
- ・仕事や育児に忙しいひとり親が、時間に関係なく情報の提供を受けることができる。

行政(県、市町村)

- ・利用者とつながりやすくなり、情報を積極的に発信できる。
- ・利用者側であらかじめ相談したい内容を整理できているため、効率的な支援につながる。
- ・相談(来所・電話)につなげるための入り口として有効。
- ・相談対応時にも利用することで、スムーズな案内ができる。

第5期南海トラフ地震対策行動計画に
おける主な取り組み（保健・医療・福祉分野）

日本一の健康長寿県構想における
デジタル化の推進

第5期南海トラフ地震対策行動計画における主な取り組み（保健・医療・福祉分野）

健康政策部
子ども・福祉政策部

「命を守る」対策

★災害に備える

事前の防災対策

○医療機関・社会福祉施設等の防災対策

【めざす成果】

- ①患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続
- ②災害時等における施設入所者等の安全・安心の確保

【主な目標値】

- ・病院の複数の通信手段保有率 (R3) 75.4% → (R6) 85.2%
- ・病院の事業継続計画(BCP)策定 (R3) 63.1% → (R6) 80.3%

●主な具体的取り組み

- 医療機関の施設、設備等の整備の支援
- 社会福祉施設の防災マニュアルに基づく対策の実行支援
- 病院の事業継続計画(BCP)策定への支援

★揺れに備える

建築物等の耐震化

○医療施設・社会福祉施設等の耐震化の促進

【めざす成果】

- ①患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続
- ②災害時等における施設入所者等の安全・安心の確保

【主な目標値】

- ・耐震化済医療施設 (R3) 72.1% → (R6) 77.0%
- ・耐震化済社会福祉施設等 (R3) 96.1% → (R6) 97.5%

●主な具体的取り組み

- 医療施設・社会福祉施設等の耐震化の支援

○ライフラインの地震対策の促進

【めざす成果】被災後の飲料水の確保

●主な具体的取り組み

- 市町村が行う配水池の耐震化事業への支援

★津波に備える

津波・浸水被害対策

○社会福祉施設等の高台移転に向けた取り組み

【めざす成果】津波から施設入所者等の生命の安全を確保

●主な具体的取り組み

- 社会福祉施設等の高台移転の検討及び補助の実施

○要配慮者の避難支援対策

【めざす成果】

津波から迅速に避難

【主な目標値】

- 優先順位の高い県内沿岸部（L2津波浸水想定区域内）で同意取得者の個別避難計画作成 (R3) 30% → (R6) 80%

●主な具体的取り組み

- 福祉専門職等との連携強化による避難行動要支援者の個別避難計画作成の加速化

助かった「命をつなぐ」対策

★早期の救助救出と救護を行う

迅速な応急活動のための体制整備



○災害時の医療救護体制の整備

【めざす成果】

- ①地域の総力戦による前方展開型の医療救護体制の実現
- ②迅速な医薬品等の供給体制の構築
- ③発災後の迅速な透析医療の継続
- ④迅速な歯科保健医療の確保により人的被害（特に震災関連死等）の軽減

【主な目標値】

- ・災害医療の人材の確保（医師向け研修 年5回開催）
- ・自家発電機を所有する病院 (R3) 96.7% → (R6) 100%
- ・全ての地域での医薬品確保計画の策定

●主な具体的取り組み

- 総力戦の体制づくり（医師等を対象とした災害医療研修の実施、訓練を通じた地域ごとの行動計画の検証・バージョンアップ、医療機関の施設・設備等の整備（再掲）、BCP策定の支援（再掲）、耐震化の支援（再掲））

- 医療従事者を地域に運ぶ仕組みの構築

- 総合防災拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）における医療提供機能の維持、強化

- 県や市町村職員の医療救護技能の向上

- 急性期医薬品等の備蓄及び関係団体からの医薬品等供給体制の強化

- 透析医療の提供体制づくり

- 災害時歯科保健医療対策活動指針に基づいた歯科保健医療の救護体制の強化

○遺体対応の推進

【めざす成果】

- ①市町村における遺体対応体制の整備（全市町村遺体対応マニュアル策定済）
- ②火葬場における災害時対応体制の整備（全火葬場BCP策定済）

【主な目標値】（R4）

- ・訓練・研修会を毎年各1回開催し、マニュアル・BCPの改訂促進

●主な具体的取り組み

- 安置所及び仮埋葬地の選定促進支援、広域火葬体制整備

★被災者の支援を行う

被災者・避難所対策

【めざす成果】

- ①迅速な保健活動チームの受入等、保健活動体制の構築
- ②早期の被災者支援の実施、被災者の精神的健康の確保・発災後の精神科医療の確保、聴覚に障害のある方等への情報保障と安心の確保
- ③ペット同行避難の周知・徹底、被災動物救護所設置についての検討
- ④ボランティア活動の展開による被災者への円滑な支援

【主な目標値】

- ・災害時保健活動訓練（全市町村参加）、研修会の開催（年2回）
- ・マニュアルの見直し
- ・災害時心のケア活動研修会の開催（年1回）、DPAT研修会の開催
- ・ペット同行避難のためのしつけ方講習会・講演会の開催（年20回）

●主な具体的取り組み

- ①被災者の健康維持対策
保健活動チーム及び栄養支援チームの活動体制の強化
災害時の心のケア体制の整備
- ②避難所・被災者対策
避難所で福祉支援する災害派遣福祉チームの体制強化
福祉避難所の指定促進・機能強化への支援
情報支援ボランティアの養成
- ③ペットの保護体制の整備
ペット同行が可能な避難所整備の支援
災害時動物救護体制の整備の充実
- ④ボランティア活動の体制整備
災害ボランティアセンターの運営体制の強化を支援



「生活を立ち上げる」対策

【めざす成果】社会福祉施設の早期再開、機能維持

- 【主な目標値】福祉事業者のBCPの策定
・(R3)従業員50名以上 96%、従業員50名未満 78%→(R6)100%、100%

地域の総力戦による「前方展開型」の医療救護体制の構築

保健政策課

対策の方向性

道路網の寸断等により後方搬送ができない状況が想定される中、前方となる、**より負傷者に近い場所での医療救護活動**を可能な限り強化する。

～前方展開型の医療救護活動～

- 地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した「**総力戦**」の体制づくりと必要な資機材の導入
 - 外部支援の到着や搬送機能の回復まで、地域に**残存する医療資源で耐える体制**の構築
- 〔南海トラフ地震では、いわゆる「瓦礫の下での医療」の展開までは困難であり、地域の医療機関に精一杯力を発揮してもらう〕

実現に向けたステップ

全体方針

災害時医療救護計画
第5期南海トラフ地震対策行動計画

地域方針

地域ごとの医療救護の行動計画

地域ごとの体制の具体化

- ①個々の医療機関等の対策の充実
- ②医療従事者等のスキルアップ
- ③地域全体の医療救護力の向上

地域ごとの医療救護の体制づくり

課題

総力戦の体制づくり

- ・必要な対策の洗い出し
- ・地域の医療機関や住民の参画

総力戦の人材確保

- ・医療従事者の確保、技能向上

総力戦の場所と資機材の確保

- ・医療救護施設等の防災力の強化（防災力の強化、資機材の整備）

対策

- ・災害医療対策会議による検討、災害時医療救護計画や地域ごとの行動計画の見直し
- ・行政職員の医療救護に関する知識・技能の向上

- ・DMATの養成
- ・災害医療関係者の技能向上を図る研修や訓練の実施

- ・医療機関等の耐震化やBCP策定の促進
- ・医療救護施設等の施設、設備、備品等の整備

R4予算のポイント

災害医療対策会議や災害時医療救護計画見直し検討部会の開催、地域ごとの行動計画の検証、バージョンアップの支援 5,184千円
市町村医療救護活動技能向上研修の実施 768千円
大規模地震時の対応訓練（医療分野）の実施 5,168千円

医師を対象とした災害医療研修の実施 5,235千円
DMAT養成と災害医療関係者の技能向上を図る研修の実施 5,951千円
高知大学と連携した災害・救急医療人材の育成・確保 12,000千円

病院の耐震化（診断、設計、工事）への支援 131,816千円
拡 医療救護施設等の施設・設備・備品の整備、BCP策定、研修や訓練実施等への支援 108,878千円

地域への支援の投入

総合防災拠点（参集・活動拠点）等の機能の維持・強化

- ・航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）や総合防災拠点の機能の維持・強化

SCUや総合防災拠点の医療機器の点検・整備 50,548千円

医療従事者を地域に運ぶ仕組みや受援の体制づくり

- ・県内医師等を地域の活動拠点等に搬送する仕組みづくり（具体化に向けた協議等）
- ・多種多様な医療支援チームが効果的に活動できる受援態勢の整備（受援マニュアルの検証等）

国を挙げた災害医療体制の強化＜政策提言＞

- ・DMATの規模拡大及び早期かつ大量、継続的な投入体制の構築
- ・医療機関が行う耐震化や資機材整備などの取組に対する支援の拡充

困難課題地域や震災後への対応

・長期浸水対策

・地域医療の復旧・復興に向けた体制の検討

県と市町村等との連携による対策の検討

- ・高知あんしんネットへの施設加入率（幡多圏域以外）〈R2〉病院:33.3%、一般診療所:11.0%、保険薬局:27.2% → 〈R5〉病院:50%、一般診療所:50%、保険薬局:100%
- ・はたまるねっとへの施設加入率（幡多圏域）〈R2〉病院:52.9%、一般診療所:13.6%、保険薬局:53.6% → 〈R5〉病院:100%、一般診療所:50%、保険薬局:100%
- ・高知家@ラインへの在宅関連施設加入率〈R2〉10.3% → 〈R5〉50% ※在宅関連施設…訪問診療を実施している病院・診療所、訪問看護ST、居宅介護支援事業所等

本県は、全国に先駆けて少子高齢化と人口減少が進行する中、医療・介護・福祉等の人材確保が課題となっていることに加え、中山間地域が県土のほとんどを占める特性があり、その地理的条件を克服するためにもデジタル技術を活用して効率的かつ効果的に、医療・介護・福祉等のサービスを提供する必要がある。

また、アフターコロナの時代を見据えて、新しい生活様式に対応した取組を各関連施策において推進する必要がある。

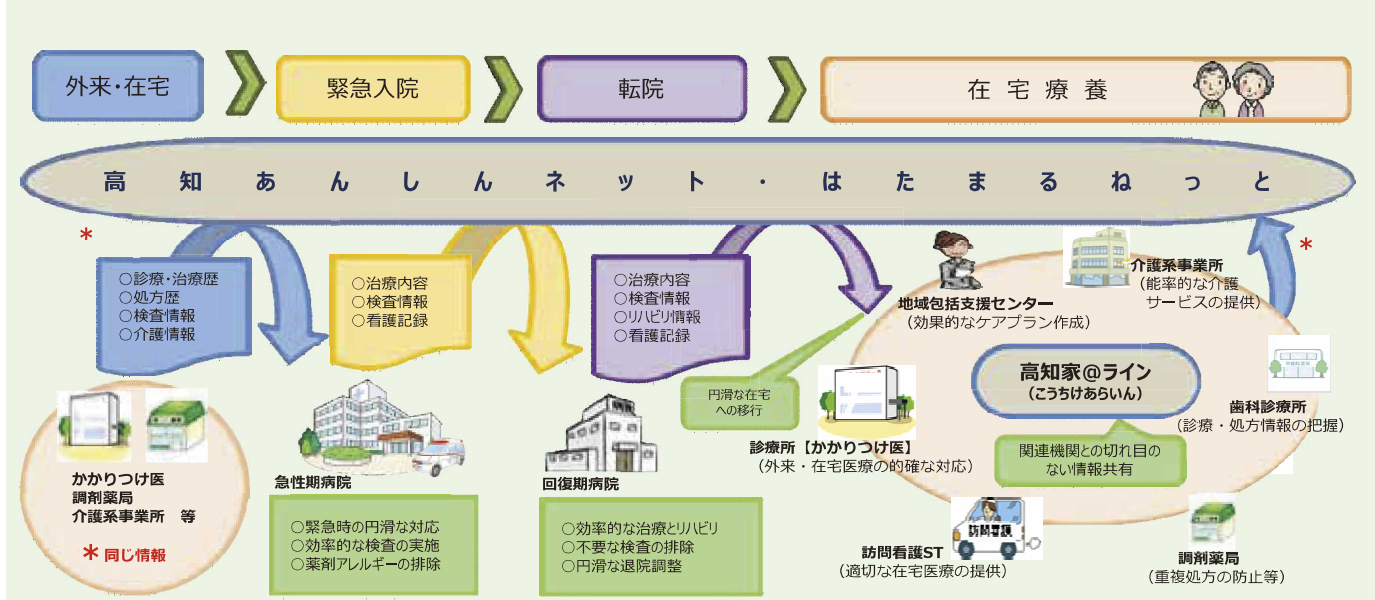
ICTを活用して医療・介護等の地域資源を切れ目なくネットワークでつなぐことで、地域包括ケアシステムの構築を推進

「高知あんしんネット」及び「はたまるねっと」は、患者の同意のもと医療機関や薬局、介護事業所が保有する情報をICTを活用し相互に共有するネットワークシステムです。

このネットワークシステムを活用することにより、カルテや画像、薬剤情報等を事業所間で共有することができることから、迅速かつ適切な治療につながるがとともに、不要な検査の防止や重複投薬を未然に防ぐことが可能となり、結果として医療費の低減にもつながります。

「高知家@フライン」は、患者の同意のもとICTを活用し在宅療養に係る情報を支援者がリアルタイムで共有するアプリです。

このアプリを活用することにより、支援者は迅速で正確な患者の様子を把握することが可能となることから、住み慣れた地域でよりよい療養生活を送ることにつながります。



健康分野

○高知家健康パスポートアプリによる健康づくりの促進
・パスポート取得や、ランクアップ、ヘルシーポイントの読み込み等が可能となった健康パスポートアプリを活用した、県民の健康づくりの促進

- ・糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病予備群及び糖尿病患者（腎症軽度）に対して、持続血糖モニタリングデータをもとに、ICTを活用した保健指導の実施を支援

○オンライン診療の推進

- ・医療車両を導入する医療機関に対し、オンライン診療に必要な機器等の導入を支援

- ・こうち医療ネットの運用医療機関の応需情報や画像転送システム等の活用により迅速かつ適切な救急医療を提供

○在宅患者への服薬支援の推進

- ・あったかふれあいセンター等でのオンラインを活用したお薬相談など、在宅患者への非対面型の服薬支援体制を整備

- ・災害などの緊急時にも家族分をまとめて確認できる電子版お薬手帳を普及促進

日本一の健康長寿県構想におけるデジタル化の推進（介護・福祉分野）

【目標値】・介護事業所のICT導入率 R2：28.2% → R5：50%

1. 福祉サービスの向上及び人材確保

〇デジタル介護の推進 と サービスの質の向上

ロボット・AI・ICT等の導入により、入所施設での睡眠の質の向上など介護を受ける方の生活改善を図るとともに、業務の効率化による事務の軽減などにより、直接介助の時間を増やすなど、サービスの質の向上を図ります。

効果1

今までの介護サービスは、職員の経験に基づいて提供されてきましたが、デジタル化により、数値化によるエビデンスに基づいたサービスを提供します

効果2

職員の業務のデジタル化を進めることで、介護職員が人と向き合う「直接的ケア」に集中できます

例えば…

見守り支援システム

- ・睡眠の深さや体の動き、心拍の状態などをセンサーでキャッチ
- ・全ての情報を職員の携帯モバイルに転送
- ↓
- ・利用者の睡眠の質の向上
- ・職員の夜間の見守り時間の減少

利用者データのデジタル化

- ・利用者の情報をデジタル化（定量化・数値化）
- ・職員全員がデータ共有
- ↓
- ・経験や勘に頼らない介護サービスの提供

介護記録等のデジタル化

- ・記録から情報共有・請求業務までをデジタル化
- ・システムの一気通貫で、業務効率化をアツプ

リフト等の導入

- ・「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」ノーリフティングケアを実践

【福祉事業所のデジタル化を支援】

地域共生社会推進アドバイザー制度（デジタル部門）の創設 等

【具体的な取組内容】

- 1 介護ロボット・ICT導入に対する助成制度の拡充
- 2 地域共生社会推進アドバイザー制度（デジタル部門）の創設
・アドバイザーによる個別相談・ICT等導入促進セミナーの開催 等
- 3 福祉職場の魅力発信
・本県の強みであるノーリフティングケアや、高知県福祉・介護事業所認証評価制度の啓発
- 4 介護報酬改定への対応
・県内福祉事業所の科学的介護推進体制加算、栄養マネジメント強化加算等への対応を支援
- 5 人材育成
・福祉施設従事者を対象としたデジタル研修の実施（リーダー育成、スキルアップ 等）

取組の好循環

①介護サービスの質の向上に向けたマネジメント
・業務改善のPDCAサイクル

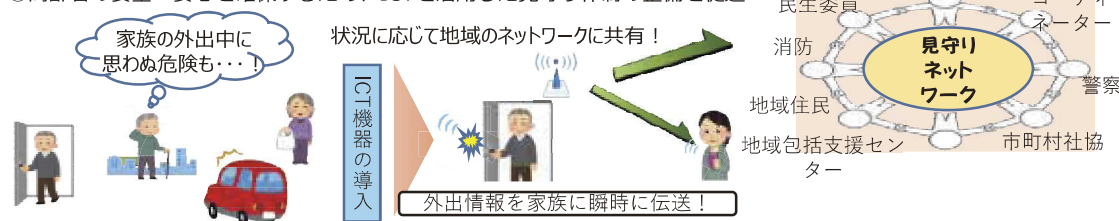
②ロボット・センサー・ICTの活用
・ロボット・センサー・ICTを活用することで、介護の質を向上

③介護業界のイメージ改善と人材確保
・イメージの刷新による新たな人材確保

2. 高齢者等の生活支援の充実

高齢者の見守り体制の強化

〇高齢者の安全・安心を確保するため、ICTを活用した見守り体制の整備を促進



障害のある方への支援

〇障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備

- ・コロナ禍における聴覚障害者の意思疎通支援のため、遠隔手話通訳を行う体制を整備



令和 5 年度の目標値

日本一の健康長寿県構想の関連計画

KPI第 1 階層	KPI第 2 階層	政策目標
(1) 健康づくりと疾病予防		
○ 子どもの頃から健康づくりの推進 ・健康教育副読本の100%活用継続 (R1) 100% → (R5) 100% 【現状】 (R2) 活用率 小中高등학교 100% ・ヘルスメイトによる食育講座の実施 (H30) 119回 → (R5) 毎年全市町村実施、小学校100回以上 【現状】 (R3) 34市町村で119回 ・食育イベントの実施 (H30) 51回 → (R5) 毎年実施全市町村 1 回以上 【現状】 (R3) 34市町村で50回	・朝食を毎日食べる子どもの割合 (R3) (高知県) 小5男: 80.1% (全国) 小5男:81.9% 小5女: 80.2% 小5女:81.3% 中2男: 77.2% 中2男:80.6% 中2女: 72.1% 中2女:75.7% → (R5年度までに全国平均以上 (小5・中2)) ・肥満傾向児の出現率 (軽度・中等度・高度の合計) (R3) (高知県) 小5男: 13.7% (全国) 小5男: 13.1% 小5女: 10.5% 小5女: 8.8% 中2男: 10.5% 中2男: 10.0% 中2女: 9.5% 中2女: 7.0% → (R5年度までに全国平均以下) ・1 週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 (R3) (高知県) 小5男: 8.9% (全国) 小5男: 8.8% 小5女: 14.1% 小5女: 14.4% 中2男: 8.0% 中2男: 7.8% 中2女: 19.6% 中2女: 18.1% → (R5年度までに全国平均以下)	【注 I】 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進 健康寿命の延伸を図る (H28年 →R5年) 男性 71.37年→73.02年以上 (男性1.65年以上) 女性 75.17年→76.05年以上 (女性0.88年以上)
	○ 高知家健康バスポート事業による県民の健康づくり ・健康バスポート利用ダウンロード件数 (R2) 18,525人 → (R5) 50,000人 【現状】 (R4.2未) 27,193件 ・健康バスポート活用企業数 (H30) 58社 → (R5) 500社 【現状】 (R4.2.1) 214社	・血糖有所見者割合の減少 (H28) 男性55.4%、女性57.0% → (R5年度までに男性52.6%、女性54.2%) 【現状】 (H30) 男性54.7%、女性55.7% ・糖尿病が強く疑われる者の割合の減少 (H28) 9.5% → (R5年度までに8.2%) 【現状】 (R1) 10.1%
	○ 高知家健康づくり支援薬局による県民の健康づくり ・健康バスポート薬局の届出数 (R1) 9件 → (R5) 100件 【現状】 (R4.1) 20件	・糖尿病の可能性を否定できない者の減少 (H28) 11.6% → (R5年度までに9.4%) 【現状】 (R1) 12.4%
	○ 生活習慣病予防に向けたポピュラーシヨンプランの強化 ・食塩摂取量 (H28) 8.8g → (R5) 平均 8 g以下、8 g以下の摂取割合50%以上 【現状】 ・推定塩分摂取量測定値 (国保集団健診受診時) (R3) 平均値：男性9.43g 女性9.17g ・野菜の摂取量 (H28) 295g → (R5) 野菜摂取量の平均350g以上、 350g以上の摂取割合50%以上 ・日常生活における歩数 (H28) 20～64歳男6,387歩、女6,277歩、 65歳以上 男性4,572歩、女性4,459歩 → (R5) 20～64歳 男性9,000歩、女性8,500歩、 65歳以上 男性7,000歩、女性6,000歩	

KP1第1階層		KP1第2階層	政策目標
○生活習慣病予防に向けたポシティブ・アクションの強化(続き)		【前のページに掲載】	
・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合 (H28) 男16.4%、女9.3% → (R5) 男性15%以下、女性7%以下 ・成人の喫煙率 (H28) 男28.6%、女7.4% → (R5) 男性20%以下、女性5%以下			
○リスク予防の推進			
・市町村における健診以外での後期高齢者質問票等の活用 (R1) 1箇所→(R5) 全市町村 【現状】 (R3) 11か所 ・介護予防に資する通いの場への参加率の増加 (H30) 6.5%→(R5) 10% 【現状】 (R2) 7.6%		・要支援・要介護認定率（年齢調整後） (R1) 16.8%→(R5年度までに16.8%（現状維持）) 【現状】 (R2) 17.2%	
(2) 疾病の早期発見・早期治療			
○がん検診受診率の向上対策の推進		・がんの年齢調整死亡率(10万人あたり) (H30) 77.4人→(R5までにH30比べて減少) 【現状】 (R2) 72.8人 ・糖尿病性腎症による新規透析導入患者数 (H25～H30の平均) 122人→(R5年度までに108人以下) 【現状】 (R2) 104人 ・男性の壮年期（40～64歳）死亡率 (H30) 男性428.5（全国356.6） →(R5年度までに全国平均並み) 【現状】 (R2) 男性400.3（全国356.0） ・脳血管疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり） (H27) 男性37.6、女性20.2 →(R5年度までに男性34.0、女性16.0) 【現状】 (R2) 男性34.6、女性18.2 ・虚血性心疾患の年齢調整死亡率（10万人あたり） (H27) 男性36.1、女性11.7 →(R5年度までに男性33.0、女性11.0) 【現状】 (R2) 男性28.9、女性11.7 ・1年以内の慢性心不全患者の再入院率 (H30) 29.3%→(R5年度までに減少) 【現状】 (R3.10) 27.9%	【注Ⅰ】 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進 健康寿命の延伸を図る (H28年→R5年) 男性 71.37年→73.02年以上 (男性1.65年以上) 女性 75.17年→76.05年以上 (女性0.88年以上)
○特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進			
・特定健診受診率（40～50歳代） (H30) 胃がん41.1%、大腸がん44.8%、子宮頸がん45.8% →(R5) 50%以上 (H30) 肺がん51.1%、乳がん51.1%→(R5) 受診率の上昇 【現状】 (R2) 胃がん39.4%、大腸がん44.6%、子宮頸がん47.1% 肺がん57.5%、乳がん50.3%			
○特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上対策の推進			
・特定健診受診率 (H29) 49.2%→(R5) 70%以上 【現状】 (R1) 52.5% ・特定保健指導の実施率 (H29) 17.9%→(R5) 45%以上 【現状】 (R1) 23.7%			
○血管病重症化予防対策の推進（糖尿病性腎症対策）			
・特定健診受診者・糖尿病治療中の者のうち、HbA1c7.0%以上の者の割合 (H28) 男性34%、女性32%→(R5) 男女とも25%以下 【現状】 (R1) 男性39%、女性35% ・新しい血糖値によって透析導入の延伸が図られた者の割合 (R5) 介入者の8割			
○血管病重症化予防対策の推進（循環器対策）			
・成人の喫煙率 (H28) 男性28.6%、女性7.4% →(R5) 男性20%以下、女性5%以下 ・降圧剤の服用者での収縮期血圧140mmHg以上の人の割合 (H28) 男性32.5%、女性30.4% →(R5) 男女とも30%未満 【現状】 (R1) 男性34.5%、女性31.0% ・急性期病院の相談窓口（心不全センター）設置数 (R1) 0病院→(R5) 9病院 【現状】 (R3.12) 4病院 ※5病院はR4.3末までに設置			

KPI第1階層	KPI第2階層	政策目標
(1) 高知版地域包括ケアシステムの構築		
○地域包括ケアシステムの構築 ・各地域において地域包括ケア推進協議体が設置されている (R1) 11/14 → (R3) 14/14 【現状】 (R2) 14/14 ・入退院時引継ぎレベルの運用 (R1) 病院93.5%・居宅等98.7% → (R5) 100% 【現状】 (R3.1.1) 病院94.3%・居宅等99.0% ・特別介護老人ホームの看取り加算取得率 (R1) 61.2% (41/67) → (R5) 70% 【現状】 (R3.1.2) 56.7% (38/67) ○在宅療養体制の充実 (在宅医療の推進) ・在宅療養支援診療所等の数 (R1) 56医療機関 → (R5) 60医療機関 【現状】 (R4.2) 60医療機関 (訪問看護サービスの実) ・訪問看護師の従事者数の増加 (R1) 334人 → (R5) 392人 【現状】 (R2.1.2) 364人 (地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり) ・第8期介護保険事業支援計画 (R3～5) の在宅サービス見込み率に対する進捗状況 (R5) 100% (在宅歯科医療の推進) ・訪問歯科診療が可能な歯科診療所数 (R1) 279箇所 → (R5) 290箇所以上 【現状】 (R3.1.0) 273箇所 (在宅患者への服薬支援) ・在宅訪問実施薬局数 (R1) 183件 → (R5) 保険薬局の60% 【現状】 (R3) 181件 (医薬品の適正使用等の推進) ・後発医薬品の使用割合 (R1.9) 75.1% → (R5) R5年度末までに80%以上 【現状】 (R3.1.0(数量ベース)) 79.2% (全国平均:81.7%) 全国44位 ・患者の服薬情報の一元的・継続的な把握のため、ICTを導入している薬局 (R1) あんんネット (備多地域隊) 加入率34.8% はたまるねっと (備多地域) 加入率31.6% → (R5) 100% 【現状】 (R4.2) あんんネット (備多地域隊) 加入率30.1% はたまるねっと (備多地域) 加入率50.0%	 ・在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする、居宅介護支援利用者の平均介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111 ・要支援/要介護認定率 (年齢調整後) (R1) 16.8% → (R5年度までに16.8% (現状維持)) 【現状】 (R2) 17.2% ・在宅患者訪問診療料の算定件数 (NDBA-アプテ-ク) (H29) 72,980件 → (R5までに7%の増) 【現状】 (H29) 72,980件 → (H31) 77,126件 5.7%の増 ・在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする、居宅介護支援利用者の平均介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111 ・在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする、居宅介護支援利用者の平均介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111 ・訪問歯科診療実施件数 (H29) 21,007件 (H30) 22,270件 → (R5までに23,000件以上) 【現状】 (R2) 18,332件 ・令和5年度までに、どこに住んでも必要な時に訪問薬剤管理を受けられることができる ・後発医薬品の使用割合 (R1.9) 75.1%→目標値：R5年度末までに80%以上 【現状】 (R3.1.0(数量ベース)) 79.2% (全国平均:81.7%) 全国44位 ・かかりつけ薬剤師を配置している薬局数 (R1) 202件 (54.4%) / 保険薬局数 371件 → (R4) 60% 【現状】 (R4以降の目標値は国のKPIに準拠し再設定) (R4.2) 225件 (58.5%) / 保険薬局数384件	【柱Ⅱ】 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化 居宅介護支援利用者の平均要介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111

第4期 日本一の健康長寿県構想

(柱Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化)

KP第1階層		KP第2階層	政策目標
・総合的な認知症施策の推進 ・認知症サポート人数 (R1) 61,980人→(R5) 80,000人 【現状】 (R3.12) 64,944人 ・認知症サポート医 (R1) 103人→(R5) 150人 【現状】 (R3) 120人 ・認知症カフェ (R1) 24市町村→(R5) 全市町村において設置 【現状】 (R3) 25市町村 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修受講率 (R1) 29.2%→(R5) 50% 【現状】 (R3) 29.5%		・「日常生活自立度」がⅡ以上に該当する認知症高齢者の年齢階級別割合 (H30) 65～74歳：56.7% 75～84歳：63.8% 85歳以上：75.6% →(令和5年度までに、平成30年度と比べて減少) 【現状】 (R1) 65～74歳：57.4% 75～84歳：63.5% 85歳以上：74.9% ※各保険者から提供のあった認定ケアより推計した数値	
◎あつたかふれあいセンターの整備と機能強化 ・あつたかふれあいセンター整備数 (R1) 288箇所(拠点50、サテライト239) →(R5) 340箇所(拠点60、サテライト280) ※拠点：あつたかふれあいセンターや集落活動センターなどの拠点がない旧市町村等にインフォマルサービスを提供する拠点の整備を推進 ※サテライト：小地域における支え合いの「集いの場」の整備を促進 【現状】 (R3) 338箇所(拠点55、サテライト283) ・あつたかふれあいセンター拠点における拡充機能(介護予防)の実施箇所数 (R1) 30箇所→(R5) 全拠点 【現状】 (R3) 54箇所 ・あつたかふれあいセンターの介護予防に資する住民主体の集いの場への参加率の向上 (H30) 5.3%(7,193人)→(R5) 10%(13,540人) ※H30「集い」高齢者実人数7,193人 ※あつたか実施31市町村の高齢者数(H30.9) 135,758人 ※7,193人/135,758人=5.3% 【現状】 (R2) 4.7%(6,352人) ※R2「集い」高齢者実人数6,352人 ※あつたか実施31市町村の高齢者数(R2.9) 134,674人 ※6,352人/134,674人=4.7% ・あつたかふれあいセンターの「集い」実利用者数増 (R2→R5) 10,270人→12,586人 【現状】 (R1.4～7→R3.4～7) 8,889人→7,367人 ・あつたかふれあいセンターの「相談」べ利用回数増 (R2→R5) 8,904回→10,919回 【現状】 (R1.4～7→R3.4～7) 2,056回→2,673回		・在宅での生活を希望される介護が必要の方が、住み慣れた地域で暮ら続けられるようにする、居宅介護支援利用者の平均介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.1 ・要支援/要介護認定率(年齢調整後) (R1) 16.8%→(R5年度までに16.8%(現状維持)) 【現状】 (R2) 17.2%	【柱Ⅱ】 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化 居宅介護支援利用者の平均要介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111

KPI第1階層		KPI第2階層	政策目標
(2) 地域共生社会の推進			
○あつたふれあいセンターの整備と機能強化 (再掲)			
○生活困窮者のセーフティネットの強化			
・自立相談支援機関への新規相談件数 (R2) 4,899件 → (R5) 2,880件 【現状】 (R3.12) 2,493件 ・自立支援プログラムの作成率 (R2) 14.6% → (R5) 50.0% 【現状】 (R3.12) 23.0%		・自立支援プログラムを作成して支援した件数 (R2) 714件 → (R5) 1,440件 【現状】 (R3.12)573件	
○ひきこもりの人への支援の充実			
・新規相談件数 (R2) 152件 → (R5) 200件/年以上 【現状】 (R3.12) 211件 ・市町村におけるひきこもりのケース会議の実施 (R1) 10市町村 → (R5) 全市町村 【現状】 (R3) 10市町村		・居場所等の支援につなげた件数 (R2) 814件 → (R5年度100件/年以上) 【現状】 (R3.12) 119件 ・中間的就労を経て就労した人数 (R2) 1人 → (R5年度10人/年以上) 【現状】 (R3.12) 2人	
○ヤングケアラーへの支援の充実			
・ヤングケアラーの認知度向上 中高生の認知度向上 (R6) 70%以上 県民全体の認知度向上 (R3) 51.5% → (R6) 70%以上 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の整備 (R3) 12市町村 → (R6) 34市町村 ・各分野の専門職に対する研修の実施 医療・介護・福祉分野で研修の実施 (R6) 100% (現在 (R3) は、児童福祉担当部署対しては100%実施) ※厚生労働省においてR4からR6までの3年間で「集中取組期間」として いることに合わせて、R6目標を設定		・子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉) での把握 ヤングケアラー用アセスメントシート活用による把握 (R3) 活用なし → (R6) 34市町村で100%実施	(柱Ⅱ) 地域で支え合う医療・介護・福祉 サービス提供体制の確立とネット ワークの強化
○成年後見制度等権利擁護支援の体制の整備			
・成年後見制度利用促進計画を策定している市町村数 (R3) 21市町村 → (R6) 34市町村 【現状】 (R4.1)10市町		・中核機関を設置する市町村数 (R3) 13市町 → (R6) 34市町村 【現状】 (R4.1) 9市町村	居宅介護支援利用者の平均要介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111
(3) 障害などにより支援を要する人がいきいきと暮らせる環境づくり			
○障害の特性等に応じた切れ目のないサービス提供体制の整備			
・基幹相談支援センターの設置数 (R3) 4カ所 → (R5) 14カ所 ・主任相談支援専門員的人数 (R3) 11人 → (R5) 23人		・機能強化型等の加算を受ける相談事業所数 (R3) 20事業所 → (R5) 40事業所	
○医療的ケア児及びその家族への支援の充実			
・医療的ケア児等コーチャパーソン人数 (R1) 30人 → (R5) 120人 【現状】 (R3) 82名 ・医療的ケア児支援センターにおける延べ相談件数 (R5) 80件 ・学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性向上した看護職員の割合 90%		・NICU等から退院後、医療的ケア児とその家族がコーチャパーソンによる支援を受けている割合 (R5までに100%)	

第4期 日本一の健康長寿県構想

(柱Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化)

KPI第1階層	KPI第2階層	政策目標
○ 障害の特性等に応じて安心して働ける体制の整備 ・障害者職業訓練による就職者数 (R1) 15人→(R5) 30人／年以上 【現状】 (R2) 6人 ・シフトワークによる新規就職者数 (H30) 5人→(R5) 10人／年以上 【現状】 (R2) 2名 ・農福連携の新規従事者数 (R1) 25人→(R5) 75人／年以上 ・平均工賃月額 (R1) 20,005円→(R5) 22,000円 【現状】 (R2) 20,310円	・「D-ワーク」を通じた就職件数 (H30) 598件→(R5年度に800件／年以上) 【現状】 (R2) 565件	
○ ひきこもりの人への支援の充実 (再掲) ○ 自殺予防対策の推進 ・自殺予防に関する情報発信HPの閲覧件数 (R2) 6,034件→(R5) 10,000件 ・市町村の相談件数 (R1) 140件→(R5) 200件 ・ゲートキーパー養成人数 (R1) 775人→(R5) 2,500人以上 【現状】 (R2) 1,510人 ・過去に自殺企図のあった自殺者数 (R1) 30人→(R5) 20人	・県全体における自殺者数 (H30) 126人→(R4までに県全体で100人未満) 【現状】 (R2) 119人	【柱Ⅱ】 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化 居宅介護支援利用者の平均要介護度 (R1年度→R5年度) 2.095 → 2.200 【現状】 (R3.8) 2.111
○ 依存症対策の推進 ・依存症での自己診断ツール利用数 (R2) 68,150件→(R5) 90,000件 ・保健所の相談件数 (R1) 752件→(R5) 1,000件 ・ギャンブル依存症専門医療機関 (R2) 未設置→(R5) 県内に2カ所 ・依存症地域生活支援者研修受講者 (～R1) 174人→(R5) 総数400人以上 【現状】 (～R2) 214人	・全市町村生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 (H28) 男性16.4%、女性9.3% →(R5年度までに男性15%以下、女性7%以下) ※高知県アルコール健康障害対策推進計画の目標値 ※ギャンブル等依存症については、県のギャンブル等依存症対策推進計画の策定時に検討	
(4) 医療・介護・福祉サービスの確保 ○ 地域医療構想の推進 ・回復期機能の病床数 (H30) 1,840床→(R5) 2,872床 【現状】 (R3.11月) 2,013床 ○ 救急医療の確保・充実 ・救急車による軽傷患者の搬送割合 (H30) 45.8%→(R5) 40% 【現状】 (R2) 42.8% ・救命救急センターへのD-ワーク患者の割合 (H30) 67.7%→(R5) 65% 【現状】 (R2) 63.1% ・救命救急センターへの救急車の搬送割合 (H30) 40.3%→(R5) 30% 【現状】 (R2) 38.3% ・救急車搬送時の照会件数4回以上の割合 (H30) 2.2%→(R5) 1.8% 【現状】 (R2) 2.2%	・地域の医療需要に応じた医療提供体制が構築される。 ・県民の理解が進み、適正な受診が行われ、救急車、救命救急センター本来の役割が確保される ・二次医療機関での救急患者の受入が進み三次救急医療機関の負担が軽減する	

KPI第1階層		KPI第2階層	政策目標
へき地医療の確保	へき地診療所への代診医派遣率 (H30) 88%→ (R5) 100% 【現状】 (R3) 100%	へき地における医療提供体制（へき地診療所勤務医師の従事者数） (R1) 17人→ (R5) 17人（現状維持） 【現状】 (R3) 17人（現状維持）	【注Ⅱ】 地域で交え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化
	へき地診療所勤務医師の従事者数 (H30) 17人→ (R5) 17人（現状維持） 【現状】 (R3) 17人（現状維持）		
	地域ニーズに応じた介護サービス提供の体制づくり（再掲）		
	(5) 医療・介護・福祉人材の確保		
	○医師の育成支援・人材確保施策の推進	若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在が緩和されている ・若手医師の減少や地域・診療科間の医師の偏在が緩和されている ・40歳未満の若手医師数 (H30年末) 570人→ (R5までに750人) 【現状】 (R2年末) データ未公表	
総合診療専門医及び臨床研究医の養成	・県内初期研修医採用数 (H31) 62人→ (R5) 70人 【現状】 (R3) 64人		【注Ⅱ】 地域で交え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化
	・高知大学医学部付属病院採用医師数 (H31) 28人→ (R5) 40人 【現状】 (R3) 47人		
	・二次医療圏別医師数 (H30) 安芸97人、高幡91人、幡多169人 → (R5) 安芸97人、高幡91人、幡多169人（現状維持） ・産婦人科（産科・婦人科含）医師数 (H30) 60人→ (R5) 62人		
	○総合診療専門医及び臨床研究医の養成	総合診療専門医取得後の県内定着数 (R1) 0人→ (R5までに5人) 【現状】 (R3) 0人	
	・総合診療医研修プログラム実施医師数 (R1) 1年次0人、2年次5人→ (R5) 各年次4人 【現状】 (R3) 1年次1人、2年次0人、3年次3人		
看護職員の確保対策の推進	・県内看護学校卒卒者の県内就職率（県外病院との委託契約により特に県内就職率の低い2校を除く） (R1) 69.3%→ (R5) 75.0% 【現状】 (R2) 68.0%	・看護職員を帶給推計個数確保 (R7年の看護職員シナリオ②※の需要数15,676人確保） ※1月あたりの超過勤務時間10時間以内で、1年当たりの有給休暇取得日数10日以上 【現状】 (R2) 15,071人	【注Ⅱ】 地域で交え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化
	・看護職員離職率 (R1) 8.3%→ (R5) 10.0%以下を維持 【現状】 (R2) 8.3%	・助産師の活躍する場の拡大 （助産実践能力習熟段階（リニカルラダー）レベルⅢ 認証制度で認証されたアトバース助産師数の増加） 【現状】 (R2) 20人	
	・新人看護職員離職率 (R1) 8.3%→ (R5) 7.5%以下 【現状】 (R2) 30病院		
	・助産師の新規採用数 (R1) 12人→ (R5) 14人/年 【現状】 (R2) 10人		
	・R2年病院看護実態調査の離職率：正規雇用9.9% （全国：11.5%） ・職場環境等の改善に取り組む医療機関数 (R1) 34病院→ (R5) 46病院 【現状】 (R2) 30病院		
薬剤師確保対策の推進		・病院が必要とする薬剤師数の確保 （毎年度初旬開催の病院事務長連絡会において調査） 【現状】 (R3) R3年度採用者数39名 R4年度採用予定 73名	

第4期 日本一の健康長寿県構想（柱Ⅱ 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化）

KPI第1階層		KPI第2階層	政策目標
○歯科衛生士確保対策の推進			
・奨学金を利用した歯科衛生士の養成数 毎年5人を維持（R1）新規5人 【現状】 （R3）4人（卒業見込み）		・歯科衛生士の地域偏在是正 （R1）0人 →（R5年度までに奨学金を利用した歯科衛生士数16人） 【現状】 （R3）8人（卒業見込み含む）	
・福祉・介護人材の確保対策の推進			
・ジョブ型人材の実践 （R1）事業所の31.5%→（R5）事業所の44%以上 【現状】 ※R4年度調査（3年に1回）で把握予定 ・介護事業所のICT導入 （R1）22.5%→（R5）50%以上 【現状】 ※R4年度調査（3年に1回）で把握予定 ・福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得 （H30）認証開始→（R5）事業所の37%以上取得 【現状】 （R4.2）事業所の約22%が取得 ・福祉人材センターでのマッチング数 （R1）年間317人→（R5）年間370人 【現状】 （R4.2）243人 ・多様な働き方による新たな人材参入 （H30）0人（新規参入のため）→（R5）180人以上 【現状】 （R4.2）24人 ・新たな外国人材の参入 （H30）0人（新規参入のため）→（R5）180人以上 【現状】 （R4.2）79人 ※県で把握できている人数		・介護現場の離職率 （H30）14.6%→（R5年度までに11.3%以下） 【現状】 （R2介護労働実態調査）13.2% ・多様な働き方や外国人材の新たな参入 （H30）0人（新規参入のため）→（R5年度までに360人以上） 【現状】 （R4.2）103人	【柱Ⅱ】 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化 居室介護支援利用者の平均要介護度 （R1年度→R5年度） 2.095 → 2.200 【現状】 （R3.8）2.111

KPI第1階層			KPI第2階層		政策目標
(1) 子育てしやすい環境づくり					
○高知版ネグレクトの推進（妊娠前から子育て期までの切れ目のない総合的な支援） (全体)					
・地域子育て支援センターの利用者数 (R5) 200,000人 【現状】 (R2) 149,790人 ・園庭開放又は子育て相談の実施率 (R1) 82.5%→(R5) 100% 【現状】 (R3) 96.2% ・多機能型保育支援事業の実施箇所数 (R1) 13箇所→(R5) 40箇所 【現状】 (R3) 17箇所 ・一時預かり事業の実施箇所数 (R1) 24市町村102箇所→(R5) 26市町村110箇所 【現状】 (R3) 25市町村110箇所 ・延長保育事業の実施箇所数 (R1) 13市町村137箇所→(R5) 14市町村140箇所 【現状】 (R3) 14市町村140箇所 ・病児保育事業の実施箇所数 (R1) 9市町村22箇所→(R5) 10市町村24箇所 【現状】 (R3) 10市町村25箇所 ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数（阿方会員含む） (H30年度末) 684人→(R5) 1,050人 【現状】 (R3,9未) 871人 ・放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校） (R1) 96.3%→(R5) 100% 【現状】 (R3) 97.3% ・高知版ネグレクトに取り組む市町村数 (R5) 全市町村で実施 【現状】 (R3) 全市町村	・妊娠・出産について満足している（産後、退院してから1か月程度助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた）者の割合（3・4か月児） (H30) 79.0%→(R5) 85.0% 【現状】 (R2) 80.1%（速報値） ・育てにくさを感じたときに対応できる（相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている）親の割合 （調査対象：3・4か月児、1歳6か月児、3歳児） 3・4か月児 (H30) 79.2%→(R5) 95.0% 【現状】 (R2) 87.2%（速報値） 1歳6か月児 (H30) 60.9%→(R5) 95.0% 【現状】 (R2) 61.1%（速報値） 3歳児 (H30) 64.0%→(R5) 95.0% 【現状】 (R2) 69.0%（速報値） ・乳幼児健診受診率 ① 1歳6か月児健診 (H30) 97.1%→(R5) 98.0% ② 3歳児健診 (H30) 96.9%→(R5) 98.0% 【現状】 ① 1歳6か月児健診 (R2) 97.7%（速報値） ② 3歳児健診 (R2) 97.8%（速報値）	○妊娠前からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化 ・子育て世代包括支援センターの設置と周知活動を実施する市町村数 (R1) 19市町村→(R5) 全市町村 【現状】 (R3) 32市町村 ・子ども家庭総合支援拠点の設置 (R1) 2市町→(R4) 7割の市町村で設置 【現状】 (R3) 12市町村			【柱Ⅲ】 子どもたちを守り育てる環境づくり 高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」できるような社会』 になっている (R1年度→R5年度) 28.1%→45.0% (※出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査)

第4期 日本一の健康長寿県構想 (柱Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり)

KPI第1階層		KPI第2階層	政策目標
(2) 厳しい環境にある子どもたちへの支援			
○児童虐待防止対策の推進			
・児童虐待通告後の48時間ルールの100%実施の継続 (R1) 100%→(R5) 100% 【現状】 (R2) 100%実施の継続 ・子どもの安全を最優先にした一時保護の100%実施の継続 (R1) 100%→(R5) 100% 【現状】 (R2) 100%実施の継続 ・子ども家庭総合支援拠点の設置 (R1) 2市町→(R4) 7割の市町村で設置 【現状】 (R3) 12市町村		・重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続 (R1) 事案発生：ゼロ→(R5) 事案発生：ゼロ 【現状】 (R2) 1件発生	
○就学前教育の充実、学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化			
・子育て支援体制の拡充に取り組む国の数・割合 ① 園庭開放・子育て相談の実施率 (R1.6) 82.5%→(R5) 100% 【現状】 (R3) 96.2% ② 多機能型保育支援事業の実施箇所数 (R2.2) 13箇所→(R5) 40箇所 【現状】 (R3) 17箇所 ・放課後等における学習支援の実施校率 (R1) 小・中：98.6%、高：96.8% →(R5) 小・中：100%、高：100% 【現状】 (R3) 小・中：98.9% 279/282校 (R4.2) 高：100% 31/31校 ・高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校の割合 (H30) 22.6%→(R5) 100% 【現状】 (R2) 68.3% 198/290校		・地域や専門機関等との連携・協働体制を県内全域で、就学前から高等学校までの切れ目のない支援体制が構築されている。	【柱Ⅲ】 子どもたちを守り育てる環境づくり 高知県が安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるような社会』 になっている (R1年度→R5年度) 28.1%→45.0% (※出会いから結婚・子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査)
○社会的養育の充実			
・民間の里親養育包括支援機関と連携し開拓した里親登録者数 (H30) 12組→(R5) 21組 【現状】 (R3) 24組		・里親委託率 (H30) 19.0%→(R5年度までに32.0%) 【現状】 (R4.1未) 24.9%	
○ひとり親家庭への支援の充実			
・ひとり親家庭支援センターと高知家の女性しごと支援室が連携した職業紹介の実施率 (H30) 5%→(R5) 70% 【現状】 (R4.1未) 30%		・勤務先での正規雇用率(母子世帯) (H27) 56.7%→(R5年度までに65%) 【現状】 (R3) 53.7%	

日本一の健康長寿県構想の関連計画

柱Ⅰ 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

- ・第4期 高知県健康増進計画 よさこい健康プラン21 (H30～R5)
- ・第3期 高知県食育推進計画 (H30～R5)
- ・第3期 高知県歯と口の健康づくり基本計画 (R4～R8)
- ・第3期 高知県がん対策推進計画 (H30～R5)
- ・高知県循環器病対策推進計画 (R4～R5)

柱Ⅱ 地域で支え合う医療・福祉・介護サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- ・第7期 高知県保健医療計画 (H30～R5)
- ・第3期 高知県歯と口の健康づくり基本計画 (R4～R8)
- ・医療介護総合確保促進法に基づく高知県計画 (H26～)
- ・第3期 高知県地域福祉支援計画 (R2～R5)
- ・高知県高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業支援計画 (R3～R5)
- ・第2期 高知県自殺対策行動計画 (H29～R4)
- ・高知県アルコール健康障害対策推進計画 (H30～R5)
- ・高知県障害者計画 (H25～R4)
- ・第6期 高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画 (R3～R5)
- ・第4期 高知県工賃向上計画 (R3～R5)

柱Ⅲ 子どもたちを守り育てる環境づくり

- ・第2期 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略 (R2～R6)
- ・第7期 高知県保健医療計画 (H30～R5)
- ・第2期 高知家の子どもへの貧困対策推進計画 (R2～R5)
- ・第2期 教育等の振興に関する施策の大綱 (R2～R5)
- ・高知県社会的養育推進計画 (R2～R11)
- ・第3次 高知県ひとり親家庭等自立促進計画 (H29～R5)
- ・第2期 高知県子ども・子育て支援事業支援計画及び高知県次世代育成支援行動計画 (改定版) ～高知家の少子化対策総合プラン (後期計画) ～ (R2～R6)
- ・第6期 高知県障害福祉計画・第2期高知県障害児福祉計画 (R3～R5)

